

第二百二十三回
国会

参議院通信委員會會議錄第二号

平成四年三月十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

二月二十七日

辞任

池田 治君

補欠選任

中村 鋭一君

二月二十八日

辞任

三重野栄子君

補欠選任

一井 淳治君

二月二十九日

辞任

一井 淳治君

補欠選任

三重野栄子君

三月四日

辞任

下村 泰君

補欠選任

西川 潔君

三月六日

辞任

西川 潔君

補欠選任

下村 泰君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

柏谷 照美君

岡野 裕君

守住 有信君

大森 昭君

中村 鋭一君

井上 孝君

沢田 一精君

陣内 孝雄君

関根 則之君

平野 清君

國弘 正雄君

三重野栄子君

國務大臣

郵政大臣

渡辺 秀央君

政府委員

郵政大臣官房長

木下 昌浩君

郵政大臣官房人

谷 公士君

郵政省郵務局長

早田 利雄君

郵政省貯金局長

松野 春樹君

郵政省通信政策

白井 太君

局長

森本 哲夫君

郵政省電気通信

小野 沢知之君

局長

郵政省放送行政

大野 敏行君

局長

常任委員会専門

員

郵政大臣官房資

料部長

江川 晃正君

日本放送協合理

事

日本放送協合理

事

日本電信電話株

式会社取締役・

移動体通信事業

本部副部長

日本電信電話株

式会社取締役・

電話サ―ビス推

進本部公衆電話

営業部長

廣瀬 恵君

日本電信電話株
式会社取締役・
電話サ―ビス推
進本部電話サ―
ビス部長
井関 雅夫君
日本電信電話株
式会社電話サ―
ビス推進本部情
報案内営業部長
福元 俊久君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○参考人の出席要求に関する件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に
関する調査

(郵政行政の基本施策に関する件)

(渡辺郵政大臣にかかわる問題に関する件)

(同和問題に対する郵政省の研修に関する件)

(電気通信格差是正事業に関する件)

(ハイビジョン試験放送に関する件)

(電波利用料制度の創設に関する件)

(地球環境保全に対する郵政省としての対応に
関する件)

(労働時間短縮に関する件)

(郵便小包に対する郵政省の取り組み姿勢に関
する件)

(身体障害者に対する郵政行政の取り組みに関
する件)

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○お年玉付郵便書等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)

○通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○有線テレビジョン放送の発達及び普及のための
有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関
する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柏谷照美君) ただいまから通信委員會
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二月二十七日、池田治君が委員を辞任され、
その補欠として中村鋭一君が選任されました。

○委員長(柏谷照美君) 次に、理事の補欠選任に
ついてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて
おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま
す。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柏谷照美君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に中村鋭一君を指名いたします。

○委員長(柏谷照美君) 次に、参考人の出席要求
に関する件についてお諮りいたします。

日本放送協会関係の付託案件の審査及び郵政事
業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調
査のため、日本放送協会の役員を参考人として
今期国会中、必要に応じ随時出席を求めたいと存
じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(柏谷照美君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

また、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに
電波に関する調査のため、本日の委員會に日本電
信電話株式会社取締役・移動体通信事業本部副本
部長佐田啓助君、同社取締役・電話サ―ビス推進
本部公衆電話営業部長廣瀬恵君、同社取締役・電
話サ―ビス推進本部電話サ―ビス部長井関雅夫君
及び同社電話サ―ビス推進本部情報案内営業部長

福元俊久君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（粕谷照美君） 御異議ないと認め、きょう決定いたします。

○委員長（粕谷照美君） 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、郵政行政の基本施策に関する件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○三重野栄子君 郵政行政の基本施策につきまして九点ほど質問させていただきたいと思っております。なお、時間の都合上、順序を少し変え、また足りないときには次回に回させていただきますと思っております。

まず、渡辺郵政大臣に初めて質問をいたすわけでございますけれども、大臣自身にかかわる喜ばしくないことについてお尋ねすることは大変残念に思いますが、二、三点お答えをお願いいたします。

まず、昨年十二月十七日の当通信委員会におきまして、リクルートコスモス二万株の売却益が大御本人名義の銀行口座に振り込まれていたことや、あるいは十数人の秘書給与を地元企業が負担していたことなどが明らかになりました折でもあり、粕谷委員長が、委員会としても厳しく受けとめており、十分対処していただきたいと要請されたところでございます。渡辺郵政大臣もそのとき、まことに不徳のいたすところであり、深く反省していると発言しておられます。しかし、その後の大学入学あつせん謝礼問題を初め、リクルート社からの八百万円の献金問題、佐川急便からの政治献金問題などの疑惑が次々とマスコミなどで取り上げられております。

二月二十日の衆議院予算委員会において渡辺郵政大臣は、社会党、我が党の小岩井委員の質問に答え、リクルート社からの献金問題について、現在の公表以上に献金があることが発覚した場合、

政治家として相応に対応すると述べられておられますけれども、何らかの責任をとる考えが示されたとおっしゃいます。

また、二月二十七日の当委員会でも渡辺郵政大臣は、郵政行政の基本施策の所信の後で、今後は、自重自戒し、郵政行政に対する最高責任者としての責任を深く自覚し、心を引き締めて郵政行政に対する国民の信頼と職員の士気を維持するための一層の努力をいたしてまいりますと進んで発言をされました。反省の意思表示がありましたわけですから、今後は、とありますけれども、それは何を指しておられるのか、また、政治家として相応に対応するとはどういうことをお示しになつて

いるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣（渡辺秀次君） 先日二月二十七日の所信表明の際にも、特に私の方から時間をちょうだいいたしましたので、お許しをいただき、今般の私に聞きます一連の報道、あるいはまた国会における質疑もございましたので、あるいはまた、今まさに三重野先生おっしゃいましたとおり、昨年当委員会におきまして粕谷委員長から特に御注意もいただき、私もそのときに釈明、かつまた私の考え方を申し上げて御了解をいただいていたところであり、通信委員会の皆様方初め、国民生活の真つただ中でまさに生活と密着した郵政行政に尽力をしておられます、かつまた日々本当に汗みどろになつて働いておられる多くの職員の皆様方にも御心配、あるいはまた御迷惑をおかけいたしておりますことを本当に心からおわびを申し上げます。

今日まで衆議院におきまして、予算委員会あるいは通信委員会におきましてもおわびを申し上げながら私の考え方を申し上げます。率直に御疑念に対して、御質問に対してお答えを申し上げてきたところでございます。

今般の問題につきましては、これもすべてが私の不徳でございます。不明、不徳以外何物もございません。深く反省いたしますとともに、長年一心同体として信頼関係にございました秘書と私の感情の行き違いとも言いますように、そういう

うことに本人を追いやつたということを考えてみますと、私の至らないことがすべてでございますし、本心に恥じ入っている次第でございます。

三重野先生もおっしゃっていただきましたが、この郵政行政の非常に大事な時期に、しかも大事なこの第一回の最初の委員会という御質問をいただいたて出発をするということ自体、私もまことにぎんきにたえないところでございます。何よりもまず政治家としてそのような指摘を受けるということに私は責任を感じております。

もとより、郵政行政は国民のあらゆる分野に深いかわりを持つておるわけでありまして、二十世紀の高度情報社会の形成に向けて大変重要な役割を担うものであり、また二十一世紀をむしろ郵政省が率先して切り開いていかなければならぬという責任と使命を感じているさなかであるわけでありまして。

この分野には、三十万人の郵政職員はもちろんであります。NTTの職員の皆さん、あるいはKDDの職員の皆さん、NHKの職員の皆さん、NCCの職員の皆さんなど通信・放送の仕事を携わるさらに加えて三十万、合わせて六十万の郵政行政とかわりのある日夜精励努力をしておられる皆さんのことを考えてみますと、大変な御迷惑をかけた。今後は、ただ御迷惑をかけたということだけではなく、この問題についての自重自戒、あるいはまた私自身がこのことにおいて、その大きな荷物と背負いながら、自重自戒の大きな糧として今後その責任を深く自覚し、心を引き締めて、責任者として郵政行政に対する国民の信頼と郵政職員の皆さんや通信・放送の仕事に携わる多くの方々の信頼、そして士気を維持するための最大の努力を私はいたしてまいりたい、最善の努力をしていかなければならないと決意いたしているところでございます。

また、御質問の中にございました、政治家としての対応をどう考えるのかということでございますが、先日小岩井委員に私は申し上げたのでございしますが、私自身は政治家として相応に今後

クルート問題の献金がこれ以上発覚した場合には対応させていただきたい、いたたくつもりだということをおっしゃったところでございまして、どうぞひとつ御推察をお願い申し上げます。このことは私の大きな見落としでございました。このことは深く記者会見でもおわび申し上げたところでございます。どうぞひとつ今の私の気持ちを御推察、御了解いただけたらありがたいと思っております。

今後、誠心誠意尽くして郵政行政の発展のために努力をいたしたいと思っております。何とぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○三重野栄子君 今るお言葉をいただきました。ところで、二月二十日の衆議院予算委員会におきまして、ちょっと重なると思っておりますけれども、大臣は、リクルート社からの献金問題について、現在の公表以上に献金があることが発覚した場合は政治家として相応に対応すると述べられて、今もおっしゃいましたんですけれども、三月五日にマスコミ等はリクルート社からの二百万円の献金があったと報道しておりますけれども、この問題については否定をされているようでございます。

しかし、私どももいたしましては、こうした連続する疑念暗鬼の問題について、深く反省するといふだけではもう納得できないのでございます。政治全体の信頼を著しく損なうものでございまして、国会議員とかというんじやなくて郵政行政の最高責任者でございます。郵政職員並びに郵政省関係事業を含めると六十万に上る方々に迷惑をかけた、士気も阻害するということを今おっしゃいましたけれども、しかし現実には職員に疑念暗鬼が起り、そしてマスコミに報道されたといふしますと、報道されただけでその職員についてはいろいろなことが起りまして、大臣がおっしゃいますように、好意に甘え過ぎたのではないかと、反省をしますとか、では今後気をつけますということだけではできないというのが職員の状態でございます。それは他の企業でもそうなのです。そういうことを大臣は御存じなのかなというふうに思

います。

私は、そういう職員の方々の心情を思い、と、部下には厳しく自分には甘くということでは、六十万人の長として、指揮統率者として通していると思つていらっしゃるのでしょうか。自戒自重の上というその具体的な問題についてもう少し、どういふことをなさろうとしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(渡辺秀央君)　まず、二百萬円の献金を受けたという報道があつたことにつきまして、できる限りの手を尽くしましたがその事実はございませんでしたので、私はそのことについては否定をさせていただきます。また、三百萬円の問題につきましてもこれは先ほど申し上げたとおりでございます。

今先生がおっしゃいましたその責任の問題につきましては、先ほど来申し上げておる通りでございます。まさにこの郵政省の大事な時期に、今私に与えられている非常に重要な職務遂行という一日たりともおろそかにできない諸般の行政の問題が山積いたしましたので、むしろ私はこの問題を大きな自分自身の引き締めとそして自重自戒、あるいは油断のない自分自身をも一度見詰めて、その中でこの大切な郵政業務というのを遂行していくということ、そのことの方が政治家として今の私に与えられている責任の処し方ではなからうかということをお願いしてきたわけでございます。そのこととはひとつ何とぞ御理解を賜りたいと思つております。

いろいろ至らないところも多々ございますし、まことに不敏者でございますが、少なくとも今の私のこの一連の報道に関して、あるいはまた質疑において指摘されたその問題を乗り越えて私はさらなる努力をいたしたいと思つております。その上で、どうぞひとつ御推察、御理解をお願い申し上げます。

○三重野榮子君　最後に重ねてお尋ねいたします。元第一秘書から週刊誌でいろいろ郵政大臣について書かれておりますが、事実でなければ告訴なくお願いいたします。

りあるいは記者発表なりされると思うわけでございます。先ほど大臣から感情の行き違ひという御説明もございましたけれども、部下である秘書に信頼されなくてどうして約三十萬の郵政職員の信頼と指揮をされるんだらうかということを含め、改めて感じるわけですね。企業や国民は、世間から見ても疑惑のある郵政大臣に公平な許認可や行政指導ができると思うでしょうか。今は山積する重要な課題について一生懸命なさるとおっしゃいましたけれども、しかし許認可の問題や行政指導という問題については、疑惑のあるという場合には大変信頼しにくいのではないかと今思つております。そういう意味で、郵政大臣の見解をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点は、降りかかっている疑惑をどのように、いつまでに解明されようとしておられるのでしょうか。疑惑といつても、御自身が疑惑でないとおっしゃればそれまでのことでございまして、海部内閣ができませんときにはもうリクルートというだけで大臣をおやめになつた方も数々ございます。そういうことで、これから出てくる問題についてはちゃんとするけれどもということでございます。今までの問題についてはもうよしとされているのでしょうか。

国民一般が求めている政治家に対して、私もその一端に加えさせていただいておりますけれども、その政治家として、さらにまたもう一段、郵政行政の最高責任者でございますから、その大臣に求められている倫理性とか誠実性とか清潔さというものについてはひとつと国民が期待しているのではないかと今思つております。このような連続した疑惑と申しましようか問題について、事実かどうかは別として、公人として進退を含めまして責任をおとりになるかどうか、それはどういふふうなときにどうなるのかということを含めてのお考えを伺いたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

○國務大臣(渡辺秀央君)　先生のおっしゃられる

こと一々本当に私の心の中によく受けとめてまいりたいと思つております。

ただ、弁解や弁明ということではなくて、今までまたび重なつた質問の中でお答えを申し上げてきていることは、例えば入学のあっせんということ一つをとらえてみても、今大学の制度として入学のあっせんなどできるはずはない。また、あっせんというのではなくて、私の強烈な後援者が相談に見えておるときに、私が相談にあずかり、しかもそれはそのときそのときに、私がもしお会いした人には、一〇〇％、二〇〇％と言つていい。今の大学の入学は自分の力です。代議士にお願いしたから入学できるなどということを考えた大きな間違いだ、私も若干昔は大学に関係をいたしましたので、そういうことを実は私の口癖にいたしてきただけです。

本当にそれは、実は衆議院の方でも、もし私に入学の相談に來た人を御存じだったら聞いてくださいとまで申し上げました。入学のあっせんをしたことではないということだけはひとつ御理解をいただきたいと思います。私はそんなことを秘書に指示もしませんし、あるいはまた金品の問題等も、自分で指示をし、あるいはまた受け取つたというふうなこともないということを私は答弁をさせていただきます。ぜひひとつそのことは三重野先生におかれましては、まあ確かに政治家は報道されますと、おっしゃられるようにイメージが悪くなつて、あるいはまた清潔さが失われるような面がございます。しかし私は、そこは自分の努力、あるいはこれからの政治行動で償ひをし、あるいはそれを自分みずからの行動で正していかなきゃいかぬ、それが政治家の一面における宿命だということを感じて持っています。決してそういうことを言われることがいいという意味じゃありません。ですから、ぜひそのところの私の心情をお酌み取りいただきたい、それがまず一つでございます。

もう一つは、秘書とその報道されたところに対して何らかの措置をとらないのかということござ

います。もうこれは先生わかつていただきたんです。私は、人に対して不満を言ひ、あるいは人のことを責めることより、あるいは一々弁解をするよりも、私自身が人間として足りていない、そのことがまず責められる、自分自身を責めるべきだ。私は本当に毎日毎日その気持ちで自分の心を、あるいはまた自分の今までのことも含めて反省をしながら洗ひ直しをしているつもりでございます。

したがって、間違いがあつた、報道に事実関係もなかった、事実関係のあつた面もございました。ですから私は報道に対してすべてが間違つていてということも言つたことはございません。しかしながら、指摘された面について正しいところは私は率直に認めてきたのです。あるいはまたそのときも、言いわけがましくなりましたが、その理由も率直に恥を忍んで申し上げてまいりました。

ですから、自分との長い間の信頼関係、そういう問題について、確かにその信頼を裏切られたという一つの面においてあらわれている原因かも知れませんが、裏切られた要素をつくつたのが、それが年上でありあるいはまた大学の先輩でもある、あるいはまた学生時代から私の手元にいたその人間がどういふことか感情の行き違ひを起したということ、これはすべてが社会経験の多い私の責任だということ、人のせいにするということ、今日まで参りましたし、これからはこれに耐え抜いてまいりたいと思つております。どうぞそのところも御理解をいただけたらありがたいと思つております。

それから、リクルートの政治献金の問題でございますが、六十三年の夏以前は御存じのとおり自民党の方の一つの基準というのもございます。全く実はそのところがうかつであつた。もうこれは本当に私の至らなきでございます。事務所に對して、これもある意味では、そういうことについてひとつと真剣に神経質にやるべきではないかと指摘されればまさにそうだと思いますが、それよりもやはり毎日のことに追われながら秘書の諸君

たちもそれ以前のことはいわゆる地球サミットの中に入ってしまった、これが偽らないこととございまして、今回指摘されたからこの問題が出てきたということ、それを認めざるを得なかったということ、本当にふがいないことだと思っておわびを申し上げたところでございまして。

今後二度とこういうことにならないように、あるいはまたこういう問題を指摘されないように、今本当に総点検あるいは総洗いをして、郵政関係の皆様方に本当にもっと前向きな、あるいはまたもっと皆さんのお知恵をかりて、政策についても国民生活に本当にプラスになるような実りのある議論の展開が早くできるように、私もそのように努力をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞ御推察、御了解をいただいて、これから厳しい御指導の中にぜひ郵政行政に対する私の責任の処し方を御理解を賜るとありがたいと思うわけでございまして。どうぞよろしく御願いを申し上げます。

○三置野榮子君 三点にわたりまして懇切丁寧に御答弁をいただきました。なお幾つか私自身としても問題を抱えておりますけれども、このことにつきましては終わらせていただきたいというふうに思っています。

第二点の問題としましては、地球サミットの事務局案についてでございます。

環境保護対策に国レベルあるいは個人レベルで取り組むということは大変必要でございますし、緊急なものでございます。その問題につきましても、啓蒙、啓発の一環として環境切手を発行するということを私は新聞で見たわけですが、これは大変時宜を得たものと考えるところでございます。

国連環境開発会議、いわゆる地球サミットの中の事務局案を見ますと、地球環境保全の資金に充てるために現在の通常の郵便料金の二〇〇%の金額で切手を売り出すということが検討されているようにございまして。それを資料といたしまして、四月に東京で開催される賢人会議で環境

対策財源のあり方として話し合われるということとございまして、郵政省はこのような環境切手発売についてどのようにお考えでありますか。これは二つの問題として、環境保全の切手ということ、それから財源として二〇〇%にするということと二つお答えをいただきたいというふうに思っています。

このたび郵便法の一部改正をする法律案も出るようございまして。その中のいろいろ寄附金の問題にもかかわってくると思っております。それとの関連も含めてお答えいただきたいと思っております。法案につきましては次回また質問させていただきますけれども、この地球サミットの環境切手に関連してお答えいただければ幸いです。

○政府委員(早田利雄君) 先生お話しございました地球サミット事務局案につきましては、郵政省としては関係機関から正式な意見照会を受けておりませんので、新聞報道でしか承知していないというふうに御理解をいただきたいというふうに思っています。

新聞報道によりますと、例示でございますけれども、今お話しございましたように、すべての郵便切手に料金の二〇%の増し金をつけて、この資金を地球環境保全事業の資金に充てる、こういう構想でございまして、私どもの封書でいいますと、六十二円を七十五円にしまして売るといふことになろうかと思っております。今お話しございました地球サミット事務局案という形で報道されておりますように、すべての郵便切手に増し金をつけるという構想につきましても、郵便事業を運営する立場から見ますといろいろな問題点があるというふうに思っております。

一つには、郵便利用者の意思にかかわらず郵便の利用に際した増し金の支払いを強制される、言ってみますと一種の税金的な形で取られる、そういうことになりまして、郵便利用者にとりましては実質的には二〇%の料金の値上げと同一の結果になるということになろうかというふうに思

います。こういうふうになりますと、郵便の利用機会の減少をもたらしまして郵便物数にも大きな影響が出るというふうに思っております。したがって、こういう構想が実施されますと、事業運営上から見ても、事業財政上から見ても非常に重大な影響が出てくるということで大変懸念しております。

ただ、それは申ししても、地球環境保全の重要性については私も認識しておりますし、私どももいたしましては、そういうことについての国民の皆様方の関心を高める、そしてまた、それについての幾らかの資金を集めるという方法といたしましては、むしろ強制的に取るといふことよりも、特定の郵便切手あるいはまたほか等々を發行いたしまして、これに寄附金をつけるという形で任意の寄附金を集めるということにする方がよろしいんではなからうかというふうに思っております。

そういうことも考えまして、現在お年玉郵便便業務等に関する法律の一部改正案を今国会に提出いたしました。地球環境の保全事業につきまして寄附金の配分対象にしたいということで法案を提出しているところでございまして、どうかひとつよろしく御願いたいと思っております。

○三置野榮子君 事情わかりました。郵便に関連する人たちは、国際ボランティア貯金もやっているわけで、今度また義務的に切手に全部ということになりますと大変どうかというふうなことを思っておりますので、お尋ねしたところで、次に、同和問題の研修、啓蒙についてお尋ねしたいと思っております。

当面主要な課題は今の環境の問題とともに人権の問題でございます。人権問題の国民的課題として、またその中に同和問題があるわけでございまして、本年三月の現行法の期限切れを前にして、昨年九一年は特に大きな盛り上がりを見たと思っております。行政に携わる職員は特に率先して同和問題の解決に取り組むことが求められていると思っておりますが、郵政省は三十万人の職員が国民

の生活に密着したサービスを提供しておられるのでありますから、国民の期待にこたえて良質、公平なサービスを提供するためには職員がしっかりと人権感覚を持って職務を遂行していただきたいわけでございますけれども、この同和問題についての正しい理解と認識も不可欠だと思っております。

そういう立場から、先ほどいろいろお尋ねいたしました。郵政大臣のこの問題に対する基本的認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀央君) 今先生申されましたとおりでございます。この同和問題は憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題であると私は認識をいたしております。郵政省といたしましては、従来から同和对策審議会等あるいは地域改善対策協議会意見具申などの精神にのっとりまして職員に対する同和問題についての研修、啓蒙施策を積極的に推進をいたしてきております。

よく御理解をいただいておりますのでございしますが、昨年十二月の地域改善対策協議会意見具申におきまして、心理的差別を解消するために今後の啓蒙活動の重要性を指摘されたところであります。郵政省は同意意見具申の趣旨を踏まえまして今後とも職員に対する効果的な研修、啓蒙の推進に一層努力をいたしてまいりたいといたす決意を強めておる次第でございます。どうぞよろしく御指導御願ひ申し上げたいと思っております。

○三置野榮子君 同和問題の現状を見ますと、まだ幾つも差別事件があらちで起こっているわけでございまして、実態面の改善に比べまして、いわゆる今申されました心理的差別の解消、いわゆるソフト面はまだ不十分なところでございまして。

差別意識の解消に向けた啓蒙活動の重要性については、既に昭和五十九年の地対協議意見具申において指摘されて以来、今大臣もおっしゃいましたように、昨年十二月の意見具申においても、国際的に人権思想が普及する中で、心理的差別の

私は啓発の内容としては、まず部落差別の現実を正しく学ぶ、そして同和問題を体系的に学ぶというようなことが重要でありまして、あるいはまた、人の感性に訴えるものでございますから、単に知識を与えるにとどまらず、部落差別を現在まで体験をした人、そういう人々からもじかに聞いたりあるいは映画やVTRなどの視聴覚教材も積極的に組み込むなど、常に創意工夫して効果的な啓発を進めることが大事であると考えています。郵政省が同和問題についての研修、啓発を積極的に行っているということは私の地元の郵便局の中でも直接聞いているところではございますが、全体的にどのような行われているのかということをお伺いしたいと思います。

まず、同問題の基本認識としては大臣が申されたとおりでございますが、研修、啓発の諸施策につきましては、基本的には、事務次官通達を出しまして、参事官通達を出しまして、それを基本指針といたしまして、各地域の実情に即しまして積極的かつ主體的な姿勢を持って取り組むようにという指導をいたしております。特に研修につきましては、その回数や進め方、時期等につきましても工夫を凝らして、内容についても常に従来の研修のあり方を見直しながら、職員的心情に訴えて、真に効果的かつ実行可能となるように指導をしているところでございます。

その役割を担う管理者を指定して同問題担当官に指定いたしております。

今申し上げました郵政局の同和対策室は、管内における同和問題に対する研修、啓発諸施策の企画調整ということをやっておりますし、また各郵便局の管理者あるいは役職者に対する研修をやっております。それから各郵便局の同和問題担当官の資質の向上ということに努めておるところでございます。ただ、特定局の場合には小規模の局で数が多いものですから、各郵政局で各管内の一定区域ごとに置かれております特定郵便局長業務推進連絡会の役員、これを同和問題担当官に指定いたしまして研修、啓発の推進を行っております。さらにまた、連絡会を構成する各部会にも同和問題の研修、啓発を担当する者を置きまして、郵政局と連携を持ちながら研修、啓発の推進を行っているところであります。それが私どもの推進体制でございます。

啓発の内容 方法でございますけれども、基本的には、日本国憲法及び同和对策審議会答申等の精神、あるいは部落差別の歴史、国の同和对策、部落解放運動の歴史、具体的な事象に見る部落差別の現実等を学ぶことによりまして同和对策を正しく理解、認識してもらつ。あるいは、これらを通じて先ほど委員御指摘になりましたように人権感覚豊かな職員の育成、相互の信頼に基づく明るい職場づくり、そして国営事業に携わる職員としての職責の自覚の向上を図っているとございます。

具体的な方法でございますが、地域の実情に即しまして研修会の持ち方あるいは教材の作成にも工夫を加えまして、あるいは部外の講師による講演会も開催いたしております。それから視聴覚教材も活用いたしております。さらには部内誌がございますが、そういった雑誌等への啓発記事掲載の諸施策を実施いたしております。そういうことで啓発の効果が上がるように努めているところでございます。

全職員を対象にいたしましてテキストを作成して配付しております。それからまた郵政局におきましては、各郵政局で、各郵便局の同和問題担当官や管理者が職員に対しまして研修、啓発を行う際の基本教材といたしまして、創意工夫を凝らしまして指導者用のテキストもつくっております。それから、研修の対象者や時宜に応じた活用ができるようにということで参考資料の作成にも努めております。さらにまた、委員の御指摘がありましたように、差別の体験談を聞いたりということも企画をいたしております。さらに映画でありますとかVTRでありますとか、そういった視聴覚教材のリストをつくりまして、各郵便局の研修、啓発施策に随時使用できるように配慮しているところでございます。

研修会の持ち方にいたしましたも、各職場におきまして年間研修計画を進めております。そのほかに各種の研修所訓練でありますとか業務指導のための各種会議がありますが、そういう会議も適宜この同和問題の研修に取り組んでおりまして、幅広くいろいろな機会をとらえて実施するように工夫していただいております。

○三置野柴子君 郵政省としての熱心な取り組みを聞かせていただきまして、敬意を表するところでございます。しかし、先ほどもる申し上げましたけれども、現実には全体的取り組みと個々の事実というのはなかなか一致しないものがございます。まして、実は芸北連絡会同和研修につきまして、郵政省としての見解と今後の取り扱いについてお尋ねしたいところでございます。

昨年の十一月の末に部落解放同盟から私のところへ調査の依頼がございました。昨年の九月十一日に開催されました芸北連絡会同和研修について、私なりに事情を伺ったところでございます。こととしの三月二日付の解放新聞にもその記事が掲載されておりますから既に御存じかと思ひます。

大要を申し上げますと、九月十一日広島市内で広島県内の特定郵便局の新任主任を集めた訓練が行われまして、その際同和問題担当である特定郵便

局長が講師となつて同和問題について研修をされたところ。ところがその局長は、講演の前夜、深夜も過ぎまして遅くまで酒を飲み、講演中に酒が抜けぬということで発言をするとか、あるいは講演を中断するとかという状況の中で、聞いている人たちもこの講師が真剣に取り組んでいるかというところについて大変疑問を持ったところであります。また、その講演の内容の具体的事例が幾つも出されているわけでございますけれども、それにつきましても正確な歴史的事実に基づかない説明がございまして、かえつて差別を助長する結果をもたらしと聴講生である職員の皆さんの指摘もあつたところでございます。

このような事情を省としては把握しておられたでございましょうか。また、どのような事後処理をしてもらえるでしょうか、お尋ねをするところでございます。

○政府委員(木下昌浩君) だいたいま御指摘の新任主任訓練の際の講師の問題でございしますが、私どもも研修の仕組みから申しますと、郵便局で新しく役職についた職員に對しましては各郵政局管内に設けられております職員研修所で訓練を行うわけでございますが、今問題になりました新任主任訓練は、たまたま平成元年の役職制度の改正によりまして一度に多数の主任が誕生いたしましたために、研修所で本来やるべき訓練でありましたけれども、それにかえまして、特定局所属の新任主任につきましては特定局長業務推進連絡会ごとに連絡会主催の訓練を行うということでやったものであります。

今先生御指摘の芸北というのは広島でございます。して、中国郵政局管内でございますが、これも新任主任訓練の際にできるだけ多くの機会をとらえて同和問題の研修も行いたいという考え方から、この主任訓練の中で可能な限りこの同和問題の研修を行うように郵政局で指導して実施されたものでございます。今御指摘のように、講師の態度や研修内容が不適切であるという問題提起があったことを私も承知しております。

この問題につきましては、中国郵政局と関係団体の間で現在事実関係、問題点の整理が行われている段階でございまして、中国郵政局といたしましても、事業の内容に即しつつ具体的問題点の分析を行ひまして、改善策を講ずるために真摯に対応して承知しております。

郵政省といたしましては、先ほどの申し上げましたように研修、啓蒙の充実ということで長年努力してきたところでございまして、全体としては相当の成果が上がっているものと理解しておりますけれども、今回のような事態が生じたということを見ても、まだまだ正しい理解と認識が十分浸透し切れてない面もあるということを示すものと深く反省をしているところでござい

特に、今御指摘のように、本事業は内容について云々する以前に、講師としての自覚を見ましても十分でないなどの点も見受けられるということではまことに残念に思うわけでございまして。これからも同問題についての研修、啓蒙は常に私どもとしても創意工夫を凝らしまして着実に推進していくことが何よりも大事であると思っておりますが、特に本件の場合には、同問題の研修を推進する同担当官の事例であるということでございまして、大変ショックであるわけでござい

この点につきまして、去る三月三日に本省におきまして同問題担当官会議を開催いたしました。特定局の特に出張担当官等に対する効果的な研修、啓蒙の進め方というのをテーマにいたしまして会議を開いたところでございまして。郵政局として適切な教材あるいは資料の提供が指導者に対して十分とれているかとか、あるいは講師としての指導の仕方が十分効果的なものになっているかという点、あるいは今御指摘のような点を貴重な教訓といたしまして、指導者としての職責の自覚とさらなる創意工夫ということ各郵政局の同問題担当官に要請をしたところでござい

まします。昨年十二月の地域改善

対策協議会意見具申の中で「改めて創意工夫を凝らして、啓蒙活動をより積極的に推進していくよう努めるべきである」ということを言われておりますので、その趣旨を踏まえながら今後も本省郵政局、郵便局と連絡、連携をとりながら真に効果的な研修、啓蒙となるように最善の努力を怠りまいりたいというふうに考えているところでござい

○三重野栄子君 大変詳細にこれからの問題も含めて御答弁いただきまして、敬意を表するところでござい

とにかく部落差別の問題は、差別をしてはいけませんよと言うよりも、自分自身がそういうものに学んでいくということも大きな課題でござい

者であつても指導者自身が反省をしながら指導していくということもこれからの課題であろうというふうに思います。

なお、一点、この進行の問題でございすけれども、九月十一日の事業というものが、十一月二十五日に第一回確認会が行われた。それは細かくその事情を調査をしてやるということは大変重要だと思ひますけれども、十一月二十五日が第一回でございすから、第二回はいつなのか、第三回はどうか、そういうことがよくわかりません

のですけれども、やはりこういう課題につきましましては十分運動体あるいは御本人とお話をいただきまして早急に解決をして、そしてその職場が明るくなるように御努力をいただきたいということを申し上げたいと思ひます。

なお、この結末につきましては、経過と結果など、もしよろしければ私の方にもお話をいただければと思ひます。申し添えましてこの問題の質問を終わらせていただきます。

次に、時間があと少しでございすが、当面四月一日から施行されます育児休業法の施行の準備状況について伺ひたいと思ひます。

これにつきましては、もう本場に職場にある女性たちの長年の懸念事項でございまして、このた

びは男性も含めて取得できるという大変喜ばしい状態にございすので、このことがどのように管内では施行されつつあるのか、準備されつつあるかということでお尋ねをいたします。

○政府委員(谷公士君) お答え申し上げます。

先生御案内のとおり、今般の育児休業制度におきましては、育児休業期間中の給与の支給、それから職務復帰後の給与等の取り扱い及び部分休業に関する三点につきましては労使の交渉にゆだねられております。現在、これらの点につきましまして関係労働組合と最終的な整理を図っているところ

でございまして、今後、労使で整理ができ次第通達が発出、内容の周知等を行ひまして、法律の施行時に円滑なスタートができるように配慮していか所存でござい

○三重野栄子君 参考までにどういふ点が問題になっているのかということをしり聞かせていただ

けませんか。○政府委員(谷公士君) お答えいたします。幾つかございすけれども、主なものといひましては、現在育児休業を承認されたものにつきましまして、現行法のもとで育児休業給が支給されております看護婦、保健婦等を除きまして育児休業給を支給しないこととしたいと私も考えているところ

でございすけれども、これについて育児休業給を支給するようにということが一つでございす。それから、勤務の始終業に引き続かない部分休業、これも認めるようにという関係組合の主張がございす。それから、部分休業につきましましては、無給となりした場合でも昇給等についてはペナルティーを科さないようにという

点もございす。またまた細かい点が幾つかございすけれども、そのような点について話し合

いを進めているところでござい

○三重野栄子君 現在でも大変人員不足の折でございまして、育児休業を実施するということになりま

す。またそこいらいろいろと人員の問題について課題が多くなろうと思ひますけれども、積極的に休みながら子供を育て、そしてまた元気に職

場に戻れるような施策ができますように、御尽力いただきますようお願いをいたしまして、また後日この問題についても結末について伺ひさせていただきますというふうに思ひます。

もう一点は週休二日制の問題でございす。完全週休二日制の導入について平成三年十二月二十七日に閣議決定が行われておりまして、週休二

日制の進行の問題について言われておりますが、現状はどのようになつておりましようか。特に郵便の関係が問題だと思ひますが、郵便の関係につきましましてはまたその折にお尋ねしたいと思ひま

す。○政府委員(谷公士君) お答え申し上げます。国家公務員の完全週休二日制の実施につ

きましては、昨年十二月二十七日に閣議決定されたところ

でございすけれども、特に郵政事業部門につ

きましては、先般郵政大臣からも所信で申し上げ

ましたように、郵政事業は三十万人の職員に支

えられて初めて成り立つものという認識でござい

まして、事業の発展を図る意味からも積極的に推

進すべきであるという考え方で対処をいたして

ります。

現状でございすけれども、郵便局の職員につ

きましては、まず貯金・保険関係の職員につ

いては、平成元年二月の貯金・保険窓口業務の休止等

を契機といたしまして、平成三年一月から完全週

休二日制を試行いたしております。

郵便関係職員についてでございすが、四週六

休制の週休二日制を基本といたしておりますけれ

ども、交代制の職場におきまして完全週休二日制の

導入に向けまして効率的な要員配置を検討してい

きたい、その資料に資するという観点から実験的

に現在四週七休制を試行しているところでござい

ます。

先生の御指摘にありましたように、完全週休二

日制がまだ実施されておられません郵便部門でござ

いまいすが、郵便物数が増加する中で、国民・利用者

本位のサービスを確保しながら他方定員も抑制す

る、そして完全週休二日制を実施しなきゃならないという非常に困難な状況にあるわけでございます。

具体的な実施の方法といたしましては、事業運営の高度化、簡素化ということで措置していかなくちゃならないわけございまして、現在関係労働組合と話し合いを進めつつあるところでございまして、これから関係労働組合の理解と協力を得ながら何としても平成四年度内には完全実施ができましたように努力していきたいと考えております。

○三重野栄子君 先ほど申しました閣議決定の中に完全週休二日制の導入に当たっての留意点ということが四つ挙げてあります。

まず第一点は、「完全週休二日制の導入に当たり、行政サービスは極力低下させないため、事務処理体制の整備に努めるとともに、緊急時の連絡体制の確保等の各般の工夫を行う。」第二点、「行政事務の簡素・効率化等行政改革の一層の推進に努める。」第三点、「現行の予算・定員の範囲内で実施する。」第四点、「公務能率の一層の向上を図ることとし、超過勤務時間についても短縮に努める。」

このようなことになりませんが、常識的に考えると、サービスは低下させないで、予算の範囲内で、そして休むということは具体的にどうなるか、超人的なことだというふうに思いますけれども、これはどのように実施されているんでしょうか。

○国務大臣(渡辺秀央君) これは先生おっしゃる通り非常に難しい問題でございます。

今こう言う大変な問題ですが、今答弁しておりますように、組合側、あるいはまた省内における事務合理化、機械化、そういういろいろな問題に総合的に取り組んでいる問題でございまして、今実は先生の御質問を聞きながらメモをするだけでも、人員はふやさない。取扱量はふえる。サービスは落とせない。創意工夫をしてみんなで協力してやる。そして高度化あるいはまた事務機械化を進めてやっていかなきゃならない。しかも土曜の問題もございまして。

ですから、こういう意味では、労働力は足りない、しかもこれは臨時で今まで雇っている、それがまたいろんな意味で会計に悪影響を与えているという大変な問題でございまして、私実は昨年就任いたしましたので、そしてまた今までの郵政関係に取り組んでこられた与野党を通じての諸先輩の皆さんからこの問題についての問題点の厳しきの御指摘をちょうだいしました。

私は、早速実任官房長に命じまして、人事部長を中心にこれらの問題について、既に閣議で話題が出る以前に、研究会をつくって率直に省内における意見交換をして来るべき時期に対応できるように話し合いを進めていったらどうか、言われてからでは遅いぞ、国民のサービスは絶えず向上を求めている、そういったことで実は指示をいたしたところでございます。大変私から割って入った答弁で恐縮なんですけど、ぜひもうしばらくお時間をいただいで、誠心誠意職員の方皆さん、現場の皆さんたちと十二分な話し合いをして、そして今の国家的に与えられている課題についての消化、あるいはまた責任を果たしてまいりたいというふうに思っていますので、御了解をいただきたいと思うわけでございます。

○三重野栄子君 ありがとうございます。

ゆとりと豊かな暮らしをするという中でこの週休二日制の実施でございまして、私としてはこの四点がどこかに無理があるというふうに思いますが、十分御検討いただきまして、国民のために、また郵政事業に携わっている職員のために御尽力いただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○山田健一君 若干委員会におくれましたことをまずおわびを申し上げたいと思います。

きょうは、通信委員会における郵政大臣の所信表明に対する一般質問を申し上げます。こう思っておるわけですが、御存じのように、まず大臣自身の政治倫理にかかわる問題でいろいろと報道等がなされておりますし、この委員会として、その一メンバーとしてもどうしてもこれはた

だしておかなければいけない、こういう気持ちでまず大臣の気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

実は、昨年の暮れのとくに所信をいただきました。これに対する一般質問がとうとうできないまま年を越した、こういう経過がございました。そのときの委員会、異例とも言えるべき、粕谷委員長の方からわざわざ大臣の政治倫理に関して委員会が注意がなされております。もちろん我々も社会党の通信部会としてその前日にこの問題について大臣に申し入れをいたしてまいりました。この委員会でも大臣は、私のまことに不徳のいたすところでありまして、深く反省しておる、こういう答弁をされておりました。後は信頼を回復するために努力をしたい、こういう趣旨の発言があったというふうな受けとめております。

その後、御存じのとおり相次ぐまた疑惑の指摘がなされておる。大学入試の問題あるいはまた秘書の給料の問題、さらにはリクルートの今度は未公開株ではなくして政治献金等々、これも出てくる。そうしてつい先般、初めて第百二十三回の通常国会における大臣の所信をいただいたわけでありまして、ここで重ねて大臣はおわびをされたわけでありまして、委員会としても、重ねておわびをしなきゃならぬ大臣の立場、さらには今日までのその対応、こういうものについて極めてやっぱり重く私は受けとめなきゃならぬだろう、こういうふうな思っております。

ましてや、国会でも政治倫理の問題が最大の一つの課題になっておりまして、みずからが先頭に立つべき閣僚の立場として、いろいろな今日まで疑惑報道等々がなされております。その立場からしてみずから進んで明らかにすべきところは、疑惑についてはこうだという真相があればみずからそういうものを明らかにされる、こういう姿勢が私は求められているのではないかと、こういうふうな思いますが、現在の大臣の率直な気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(渡辺秀央君) 先ほど三重野先生の

御質問に本当に率直に私の気持ちを披露したつもりでございますが、山田先生重ねて私の今の心境をお尋ねいただきました。私としては、今までの各般の答弁をお聞きの上で恐らく御質問をしておられると思えますけれども、まことに私自身もまず不徳、不明のいたすところであるということだけの心境以前に、政治家として、しかもまた私はこの郵政大臣に就任をさせていただいて、与野党一致して国民の期待する郵政業務を遂行しなければならぬ。しかもまた二十一世紀は郵政省は極めて期待される政府行政機関である。そういう中で、私は前向きに本当に皆さんと力を合わせてこれからの国民の期待にこたえてまいりたいと思っております。これをさせていただいてまいりました。

まさに私の不徳以外の何物もございませぬけれども、今回指摘をされておるとおり、一部報道あるいはまたマスコミの中においても、あるいはまた議会におきましても一連の質疑がございまして、全く私はごんきにたえませぬ。かつまた、本心に恥ずかしいことだと本当に心の底から反省をいたしておるところでございます。今日政治倫理という大きな問題を抱えて出された官内閣の閣僚といたしましては、私個人の問題でございまして御迷惑をかけていることはまことに遺憾であり、私も本当に心の底から反省をしながら、不徳をわび、あるいはまた恥じ入ってまいりましたところでございます。

政治改革の問題は、現在内閣を挙げて取り組んでいかなきゃならない重要課題でありますし、私はこの倫理の問題につきましても、いや、今おまえが指摘されているのだから、おまえに言う資格はないということではなくて、私と秘書との二十一年来の信頼関係の中の感情の行き違ひから起こった指摘あるいはまた反省、こういう問題点もございまして、私はむしろこれをエネルギーとして、あるいはまた糧としてこれからの政治倫理、政治改革に対しても口先だけでなく誠心誠意真心を込めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

おる次第でございます。

それから、一連の御質問もございましたが、私自身が信頼関係をどう取り戻すかという問題につきましては、六十万の郵政関係に携わる人たちのうち、士気に対して大変な御迷惑をかけてきたという意味からいたしまして、この問題についてはこれから誠心誠意真心を込めて政策の遂行と職務の遂行に当たりながら信頼を回復してまいりたいと思っております。

先生の御指摘される、あるいはまた御懸念される問題、あるいはまた誤解を招いた問題等々幾つもございますけれども、今はただひたすら、人の問題あるいはまた指摘された問題を私自身から申し上げるよりも、不徳を恥じ、あるいはまたおわびをしながら、私のこれからの政治行動で自分の政治家としての責任のあかしにしまいたいというふうに思っておる次第でございます。どうぞひとつ御理解のほどお願い申し上げ、御指導をいただきたいと思っておる次第でございます。

○山田健一君　今大臣の方から重ねて不徳、不明をわびながら、政治家としてその信をしつかりこれらの立場として明らかにしていきたい、こういう中身だったというふうに思いますが、不徳、不明をわびるというのもある意味では、このままだけで永田町だけで通用する論理、これで終わりがねない部分があると思うんです。

今信頼の回復ということを言われましたが、まさにこの通信委員会におきましても、大臣もおっしゃいましたように、郵政行政を少しでも前進をさせていこう、こういう立場から我々はいろいろ質問もする。そしてそれからもお答えをいただく。これはやっぱり大臣とまた我々の間にも一定の信頼関係が芽生えていなければなかなか政策に反映をしていくということにならぬわけでありま

そういう意味では、いろいろと出てくる。そしてこの前、これは衆議院の予算委員会でありますが、リクルート社の献金はほかにいただいていない、こういうふうにお答えになりました、その後

新たに出てきたときは政治家だから相応に対応すると。いただいていないというふうに言われて、また新たに出てきたらというのは実はおかしな話なのでありまして、またこういうことが出てくればその時点で不明をわび、不徳をわびられるということになるのか。

我々はこれからいろいろこの場で議論をやっていく。大臣も、いろいろなことがあつたが、そのころとはきちんとこういうふうになされた。したがつてあとはしっかりと郵政行政についてもみんなで議論をしながら政策展開を図つていこう、こういう議論にならなきやいけない。やりながら、一方ではそういう疑惑が出てくる。こういうことの繰り返しでは、まさにその意味では信頼関係ができない、こういうことに実はなるわけであります。

私たちこれからいろいろ審議をしていく上で、本当にもうみずから進んでこういうものは明らかにするべきだということを今申し上げましたが、大臣の立場からきれいにすっきりさせてやっていただかなきゃいけない。その辺の今大臣の考えておられること、そしてもうこれ以上こんなことで皆さんに、あるいは官庁内閣にとってもおっしゃったとおりであります。支持率が二分下がつてきておりまして、その責任の一端は、率直に言つて政治倫理の問題があるわけでありますから、やはり痛切にそのことも感じておられるわけであります。我々が安心してこれから郵政行政について審議をしていけるかどうか、安心をしてよろしゅうございますか。お尋ねをいたします。

○国務大臣(渡辺秀央君) 山田先生の重ねての御注意あるいはまた御指導 大変ありがたいと思います。

私は、申し上げましたけれども、後で指摘されました、一部報道に乗りましたリクルート社から来ているというふうに言われた二百万円は、衆議院で明快に否定をさせていただきました。したがって、この場におきましても今後あり得ないというふうには私は申し上げておきたいと思います。さらに、さつきちょっと答弁漏れをいたしましたし

たが、先生から佐川の問題も指摘されましたが、佐川からの政治献金の話は、実は私には全く今までもございません。ちよつとさつきございましたので、私はございませんので、どうぞひとつそのことは御懸念ないようにお願いを申し上げたいと思います。

ただ、先ほども申し上げましたが、粕谷委員長から昨年御指摘されて御注意をいただき、そして重ねての私の不徳から今日の問題あるいは御心配、あるいは誤解をいただいている問題につきましては、これは私の不徳であります。これを何としても克服して、そして御期待に沿い、かつまた郵政業務に携わっている職員の方々と一緒に汗を流して、委員の諸先生方から御指導をいただき、そして郵政業務の一日たりとも遅滞なき行政遂行に当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○山田健一君　そういうことでありますから、きょうは一応大臣のそういう気持ちを受けとめさせていただきたいと思いますが、大臣は考えてみますと昨年の十一月五日に大臣に就任をされました。それからちょうど四カ月実はその経過をするわけでありまして、四カ月を経過する間に、早速去年は暮れに予算編成等々ありまして、我々の立場からも一定の要望もさせていたできました。まじめにこなしていただいたことはそれなりに評価をいたしたい、こう思っております。

ただ、一連のこうした問題が出てまいりまして、宮澤内閣もこれはまあこういうことを言っただけで済んで、ついでに続くのかわかりませんが、せめて郵政大臣に渡辺さんが就任をされた、四カ月たったけれども予算委員会あるいは逓信委員会やると

びにこうした問題でおわびをしなきゃならぬ、不
明、不徳をわびなきゃならぬ、このまゝいっただ
せつかくあなた何のために一体大臣になったの
か。どうもおわびをするばかりで大臣就任時期が
終わらないとも限らない。これじゃ全く意味がな
いのであります。

それなりの決意と抱負を持って大臣に就任をさ

れたというふうに私は受けとめておりまして、いろいろあつたけれども、これからぜひ郵政行政の上では大臣としておれはこういうことがやりた
い、こういう決意なり抱負なり——このまじや
おわびをし、信頼回復を何とかする、それで終
わつてしましますよね。だから、おれは大臣とし
てこういうことをやりたい、こういう率直な抱負
なり決意なり、その辺について大臣の方からお聞
かせをいただきたい、こういうふうに思います。

○國務大臣(渡辺秀央君) 先般所信表明を申し上げさせていただきましたが、まさにこの郵政行政は今一番重大な段階に入っていると思います。内外の諸情勢の動向を踏まえまして、生活大国の實現と國際社会への貢獻、言うならばそれらの問題を予算の面で、あるいはまた税制の面で昨年の暮れ以来真剣に取り組み、かつまた、予算もおかげさまで諸先生方から御指導いただいて、これから予算関連法案それぞれ御審議をいただくわけでありますが、しかし少なくとも最近にないいい予算を私は郵政省として組むこともできたと思っております。

一々申し上げませんけれども、何としてもそれらの政策遂行、そして新しい経済大国として、あるいはまた国民には生活大国として、国際的には経済大国としての我が国の果たすべき役割、あるいはまた政府として、政治として果たさなければならぬ面、こういった面をしっかりと見きわめて、その先頭に立つて努力をいたしてまいりたいと思っております。郵政三事業、そして通信・放送分野、こういった新しい高度情報社会に向けての今日的役割、将来に向けての責任分担、これをしてしっかりと踏まえた郵政業務の遂行に当たりたいと思います。

なおまた、国際問題については、六月から組織的にも国際部の設置等も図れることでもございまして、新しい郵政外交の展開、そういった問題についても、今までにない新たな観点からこの委員会では、与野党を通じて御質疑をいただいて、そして御指導をいただいてこれから郵政

外交に誤りなきを期していきたい。

言うならば、それらの諸先生方のいろんな御意見を踏まえた中で、その最先端を私は素っ裸になつて本当に火の玉になつて取り組み、かつまた情熱を燃やして努力をいたしてまいりたいと思ひます。そのことが私の責任を果たすことであり、あるいはまた信頼を回復することにつながる、私は自分自身にそのように言い聞かせつつこれから努力をいたしてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○山田健一君 それでは次に所信に關連をいたしまして御質問を申し上げたいと存じます。

かなり法案に關連をした部分が大臣の所信の中でも出ておりますが、それを外しますと、電気通信關係で言いますと、所信の中でも触れられておりました。電気通信の格差是正事業、これについてきょうは若干お尋ねをいたしたい、こういうふうに思つております。

これはもう御承知のとおりでありまして、昨年公共投資として認められて、十億三百万、民放の中継局をつくる、あるいは移動体通信のいわゆる鉄塔を立てる等々といった事業が中身になっていくわけでありまして、昨年始められました今日までのこの事業の推進状況といふか、その実績といふか、まずこういうものについてお尋ねをいたしたいと存じます。

○政府委員(白井太君) 電気通信格差是正事業は、ただいま山田先生おっしゃいましたように、平成三年度から認められました公共投資予算の対象事業としてのものでありまして、内容はまさに名前のごとく電気通信關係について格差をなくすといふことを目的に行う事業でございます。

予算額は、これも先生がおっしゃいましたように平成三年度は十億三百万円の手算でありましたが、本年度の執行状況につきましては、民放テレビ放送の中継施設の設置については二十六道県で三十六の地区について設置または設置をすることになっております。それから移動通信用の鉄塔施設

設につきましては、十三道県十六地区でやはり設置あるいは設置の予定を立てておるところでございます。

○山田健一君 今、状況についてお示しをいただきました。約三十六地域、それから移動通信用については十六地域、こういうことで是正事業が進められているわけでありまして、これはさらにふやされて、十億一千三百万追加になりました。二十億一千六百万、こういうことになりました。その事業内容等についても既にお示しをいたしておりましたけれども、ただ、去年以来の今申し上げました事業、民放の中継局あるいはまた移動通信用の鉄塔、例えば沖縄県の先島地区の難視聴解消、民放中波のラジオ放送の受信障害解消事業、この点は除きまして民放テレビとそれから移動通信、この關係で言いますと、今回は共同受信施設それから移動通信の場合で言いますと対象地域が拡大される、こういうことになっております。

それから、事業の主体が、今までは公益法人である、こういうことになっておりましたが、今度は新しく市町村、こういう形が打ち出されてまいりまして、平成四年度は両方のスキームでいく、こういう形になっているわけでありまして、一体どういう背景でこういうことになってきたのか、その理由についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(白井太君) 平成三年度で認められた民放テレビの難視聴解消、あるいは移動通信が山間地域でも利用できるようなための鉄塔の設置等の事業につきましては、ただいま先生がおっしゃいましたように平成四年度からは仕組みを変へることとして予算をつけたわけでございます。細かな点はいろいろございますが、ただいまの事業主体が変わつたということを中心にしたしまして、変わった点をまず最初に申し上げてみたいと思ひます。

一つは、原則としてこの事業主体が市町村になるといふこと。それからもう一つは、国の補助率が平成三年度の場合は四分の一であつたんです、これを三分の一に引き上げるといふこと。そ

れから三つ目は、事業主体が市町村になるといふこととの關連なんですけれども、対象地域を過疎地、辺地あるいは離島にする、これももちろん原則でございますが、そういうところにするということ。これらの三つの点が平成四年度に大きく変わった点だといふふうに申し上げられると思ひます。

もちろん、平成四年度から全部すっかり変へてしまふということについては、今までの準備との關係もありまして、平成四年度に限りましては平成三年度の仕組みもそのまま、そちらの方がいいという場合にはそちらの仕組みで事業を行うということもできるということにしたわけであります。

ところで、なぜそのようにしたかとお尋ねのポイントであります。特に事業主体が変わつたといふことについて申し上げてみたいと思ひますが、大きく分けると実は二つの理由からこのようにさせていたたいたわけであります。

一番大きな理由は、新しい公共投資予算の考え方というの、実は政府全体としても平成三年度から始まつたものでありますけれども、平成三年度から一応十年間をかけて四百三十兆円の公共投資を行うという計画のもとに始まつておるわけでありまして、このような公共投資のやり方については、基本的な考え方として、多少平たい言葉で言いますと、国民全体の財産として残っていくようなものについて公的な資金を投入しよう、政府としてそういう考え方を固めたわけであります。

国民全体の財産として残っていくようなもの、これは公的固定資本形成というような言葉で呼んでおりますが、そういうようなものとして四百三十兆円の事業をやつていこうということになりますと、どうしても事業主体として市町村でありますとかあるいは国みずから行う、あるいは、国あるいは市町村ではないけれども、極めて公的な性格の強い特殊法人が行うというか、事業主体に

ついてはそのような公的な性格が極めて強いものに限つていこうというような考え方がだんだんと固まつてまいりました。

そういうようなことから、平成三年度スタートさせました公益法人はそのような公的固定資本形成というカウントはちよつと無理だということ、いつまでもそういう仕組みにこだわりますと、これから情報通信の分野に公共投資をどんどんふやしていこうということがちよつと無理になつてくるかもしれないといふような気持ちがある第一にありまして、それで事業主体を市町村にするということに思ひ切つて変へることにしたわけであります。

ちよつと余談になりますが、市町村を事業主体にするということについては、実は平成三年度の予算の概算要求をする段階では私もそういう考えで要望といふ形で出していたんですが、なかなかそういう市町村の直轄事業とするということがすぐ關係の向きと話がつかなくなつたといふようなこともありまして、公益法人を介して行うという仕組みをつくつたといふ経緯もあつたりもしましたものであります。一年限りで変へるということについてはどうも朝令暮改ではないかといふような感じもしないわけではなかったんですが、やはり長い目で見ますと、先ほど申し上げたようなことで、事業主体を市町村にするといふことがこれからの公共投資を大いに広げていこうといふことのためにいいだろうといふことで踏み切つた、これが一つの大きな理由でございます。

それからもう一つの理由は、これはもうかなり実質的な理由なんですけれども、移動通信用の鉄塔につきましては、あるいはテレビの難視聴解消の中継局の設置につきましてもかなりのお金がかかることはもう紛れもない事実でございます。特に山間地域、それも今までテレビで申し上げますと全然民放は見えなかつたといふような地域といふところは、どうしてもそこに住んでおられる方々も非常に数が少ないといふようなこともありまして、採算といふことからはいいませんと、事業者

のサイドからは極めて採算を度外視した形でやらないとできないという地域であります。公共投資予算の対象事業として行う場合も費用の半分は事業者が負担しなきゃいけなかったわけでありまして、そうなりますと、これを思い切つて進めるといふことのためには、かなりのお金が事業者の負担としてかかってくるということでもありますので、そういう意味では事業者の負担をできるだけ軽くするというか、今回の場合だと事業者の負担は設置の段階では直接はお金を出ないこととなるわけですが、特に過疎地と言われるようなところとで、ほとんどこれを進めていくということをするためには、そういうようなことも現実の問題としては考えないといけないのではないかと、こういうことから、冒頭申し上げましたような形に平成四年度からは仕組みを変えることにいたしましたわけでございます。

○山田健一君 事業主体を公益法人から市町村へという形でスキームの変更が行われてまいりました。一つには、今おっしゃいましたが、今後の公共投資等々考えた場合に、国民の財産としてできるだけ市町村がそれを蓄積をしていく、これが一つ。それからもう一つが、今おっしゃいましたが、事業者の負担の軽減、こういうことになっております。

確かに、いろんな費用等々考えた場合に一定の限界があることも事実であります。基本的には、おとしの放送法及び電波法の一部改正のときには、実は民放の放送普及努力義務に関連をいたしまして、ここら辺の民放の事業者と、そして今回こういう形で市町村がやる、あるいは市町村からもいろいろ要望が出ておる、そういう場合には一体どうするかということに対して、当時の放送行政局長大瀧さんの方から、政府としても民放のいわゆるこの普及義務については難視聴解消をやるように指導しておる、これからはまず民放が中継局をこしらえる、そして新過疎法等によって助成をいただいでやるところ、あるいはまた、最後にな

るけれども地方公共団体が中継局を設置する、中継局の設置についてはいわばそういう三つの段階があるであろうと答弁されておる。

民放のそういう放送普及の努力義務、これをまず前面にきちんと据えてやる。したがって、公益法人をつくった場合もその中に民放から事業者が出資をするという形でも入ってきた。今回はそれをやめる。そして今度は市町村と国、こういう形では、今までは四分の一の負担、公益法人が二分の一、あとの残りの二分の一を国と地方自治体。今回は確かに国の負担も三分の一、こういうことでふやされたが、公共団体にとっては三分の一、こういう形になりますね。

したがって、一つお尋ねをしたいのは、そこで民放の放送の普及努力義務との関係はどう認識をされているのか。それから、地方自治体にそうした形でむしろ今回は負担がふえていく。そのことと今後の公共投資をやっていく上での自治体の負担の問題、これはどう考えておられるのか。そして三つ目には、せっかく去年格差是正事業がスタートした。公益法人をつくってやる。たしか三十近く去年からできた。通達をおろされて公益法人をつくって事業をやられてきた。今度は公益法人じゃない市町村。こういう形になりますと、公益法人の今度の役割というのはいくど出てくるのか。

とりわけ、いわゆる公益法人も含めてそうでありまして、例えば移動体通信、これの鉄塔を立てる、これはNTTなんかも入っていますね。NTTあたりは今から例のN・STAR上げて、衛星を上げてこれで全部カバーをしていく、こういう形になる。片方ではこうやって鉄塔を立てていく。そうなりますと鉄塔がある意味では不要になってくるわけでありまして、投資効率からいって果たしてどうか。公益法人のそういう果たしたいく役割、今後どうなっていくのか、こういうことも当然疑問として出てくるわけでありまして、以上三点についてどのようにお考えで

あります。か、お示しをいただきたいと思っております。○政府委員(小野沢知之君) 放送関係については白井通信政策局長が御答弁したとおりでございますが、今後の電気通信格差是正事業における中継局の設置事業につきましては、民放を主たる構成員といたしまして公益法人が事業主体では過疎地とか辺地とか離島における本事業の円滑な実施が期待できないことが多くなると考えられますので、難視聴解消の早期実現を一気に図っていく、こういう観点からこれらの地域における事業主体を市町村としたものでございます。

ところで、先生今御指摘ありましたように、市町村が事業主体の場合でありまして、民放が果たすべき放送普及義務というのは何ら変わるわけでありまして、場合によってはむしろ際立つというふうな考えをさせていただきます。そこで中継局を使用して放送を行うわけでございますが、その使用料と運用に必要な経費を負担することとなるというところでございます。

また、市町村との関係でございますが、これから具体的な中継局の設置に当たりましていろいろ準備を進めていきますが、技術的な問題とか、あるいは実施のために必要な調査とか、そういったことにつきまして円滑な調整が行われるようこれから準備に入り、地方電気通信監理局がきめ細かく指導ができるように私どもとしても準備してまいりたい、こんなふうに考えております。

○政府委員(白井太君) 先ほどの答えの中で申し上げた方がよかったかと思う点についてまず一点補足をさせていただきます。国の補助率を三分の一に引き上げた結果、地方の負担というのは三分の二になったわけですが、この三分の二をどういうふうにするかという問題ですが、実は私ども関係の省庁とこれからお話を詰めていくわけでありまして、まず都道府県に何がしか負担をしていただくというような形のものをいたしますので、都道府県の負担割合をどのようにするか、したがっ

て残りの負担が市町村ということになるわけですが、その辺の負担割合をどういうようにするかをこれから詰めていくこととなります。

さらに、辺地あるいは過疎地というところを対象地域にするということとの関連で、そのような地域にするということになりますと、過疎対策事業債だとかあるいは辺地対策事業債という辺地債、過疎債の問題がございまして、辺地債、過疎債というところで市町村の負担分が負担できるということになりますと、結果的にはかなりの部分地方交付税で市町村の方には面倒を見てもらえるような形になるというところでございます。

それから、これは今小野沢局長からもちよとお話しましたが、電気通信事業者や放送事業者の方は全く負担がないのかということになりますと、施設の設置をする段階では負担はないわけでありまして、市町村の設置した施設を利用するといふのは原則としてただで利用するといふわけにはまいりませんので、当然使用料を払っていただくわけでございます。その使用料をどのくらいのものにするかという問題もこれから詰めるわけですが、何がしかの使用料はどうしても払っていただくことにはなりますので、その限りにおいては事業者の方の負担もゼロではないということでありまして、それから使用料は当然市町村の収入に入りますので、そういう面でも市町村の負担がその分は減るというかなんかというか、そういうようなことにはなり得るわけでございます。

それから、ちよと別の観点からのお尋ねで、N・STARが上がったときにはこれらの施設は不要のものになるのではないかと、こういうような御質問だったように思いますが、結論から申し上げますと、何十年も先の話ということになると思いは別かもしれませんが、今日の段階で考えておるのは、そのようなことには全くならないということでありまして、N・STARを利用して移動通信を行うということももちろん一つのアイデアとしては考えられているわけですが、これはもう海の上とか陸の上とかというのにも限定せずに利用す

るといふことになるだろうと思われるわけであり
ます。

また、衛星を使つてやるということになると
チャンネルの数も非常に限られたチャンネルしか
とれませんので、移動通信に使つてもまずは
極めて限定的な形で使う、特別の用途に使うとい
うようなことになるのではないかと思ふわけであ
りまして、多くの人が携帯電話あるいは自動車電
話として使うというようなこととしては、現在こ
の予算をお願いしております格差是正事業として
やるものというのがやはり現実のものであらうと
いふふうに考へておるところでございます。

もう一つのお尋ねは、公益法人が三十くらい現
実にはもうでき上がつてゐるわけですが、ほとん
どは社団法人なんですけれども、これはつくつ
ちやつてこれからどうするかというようなお尋
ねだったかと思ひます。確かに公共投資予算の受
け皿としての役割というのはいま平成五年度以降
はほとんどなくなつてくるわけでありまして、今
いろいろ話が出ておりますのは、格差是正事業を
市町村の直轄事業としてやるということにいたし
まして、いろいろノウハウが必要でありますとか、
あるいは専門的な仕事をやるということにも
なるというようなことから、一部の仕事について
はどこかに請負に出すとかというようないふこ
とがないと現実の仕事としては進められないの
ではないかというようなお話もありまして、そうい
うところではこういう公益法人を受け皿として、市
町村の行う事業の委託先として利用されるとい
うようなことを既に考へられておるようなところ
もあるようであります。

それから、公益法人は都道府県を単位にしてつ
くられておりますので、これから地域のいろい
ろな施策を進めていく上で情報通信の役割という
のが大変大きくなつてまいりますので、そういう面
でのいろいろな地域での啓蒙活動でありますとか、
あるいは実際に地域づくりにとつてやつて情報
通信を活用していくとかというやうな相談に応じ
るとか、いろいろな仕事も出てこようかと思ひま

すので、これはこれで決してむだになるものでは
ないと思つております。また、せっかくつくつた
法人でありますので、できるだけ有効にこの法人
が生かされて使われるような方途を私どもとして
は考へてまいりたいといふふうに考へておりま
す。

○山田健一君 例の鉄塔の関係も、これもNTT
が出されておられますが、ポストCS3の衛星を平
成七年に打ち上げる。「N-STARR」により提供
される自動車・携帯電話業務に係る業務区域を全
国とする。、こういう形に実はなつております
ね。平成七年に打ち上げるといふことですから、
もう三年先といふことになりましてそんな随分先
の話じゃ恐らくないわけでありまして。鉄塔との関
係も、社団法人等々現実にそういう事業をやつて
おられるといふことなんでありまして、これはこ
れからどうしていくのか。NTTを含めたそうい
う移動体通信の関係のあり方、現在まで進めてき
たのをどう生かしていくのか、これはやっぱりひ
とつ考へておかなきゃいけない重大な問題だと思
ひます。

それからもう一つ、今ありました公益法人の役
割であります。これは言つてみれば、結局民放
の中継所にしたつて今度の移動体通信の鉄塔にし
たつて事業としてこれは取り組んできた。これが
外れるといふことになりまして、全く今言われた
ように、コンサルタントじゃないけれどもソフト
の形になつていく。

去年これを決めたときには、ある意味では無理
やりといふか、そこまでは言わないにしても鳴り
物入りでこの公益法人をつくつてこられた。これ
をやつて何とか格差是正事業をやろうといふこと
で、今度はまだ明確な方針がないままに、い
やまあそのうち今度はこういうことも恐らくやる
ようになつていふこと。こんなことじゃあ、こ
ういふ事業を進めていたで、一つの事業の継続
性なり、さらには電気通信の格差是正をやつてい
く事業者にとつても一つの展望、個々の公益法人
にとつても今度はどうするんだと。かなりそれぞ

れ各県ごと有力ないわゆる事業体含めて加盟をし
てつくられておりますので、この辺についての確
なやつぱり指針を示していかなきゃならぬ、こ
ういふふうに思つてゐるんであります。再度その
二点について御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(白井太君) 第一点のN-STARRと
の関係でございますが、実はN-STARRの計画
があるといふことは当然私どもとしても頭に入れ
ておつたわけでありまして。それとダブるようなこ
と、あるいは結果的に公共投資予算をこのよう
な形で使うことが二重投資になるのではないかと
いふような心配はないのかといふのは、私どもとし
てはかなり意識をして予算を詰める段階では関係
のところといふ話をさせていたつたのでありま
して、その結果が先ほど申し上げたやうなもので、
もちろんそのごく一部についてはダブるやうなと
ころもあるかと思ひますけれども、基本的には
N-STARRでカバーするやうな移動体通信の領域
と、それから公共投資予算で考へておりますやう
な一般的な移動体通信の場合とは、少なくともこ
こ当分の間ダブるといふことは余りないといふこ
とでこの平成四年度の予算の中身を詰めてい
ただいたわけでございます。

公益法人の關係につきましましては、せつかつ
くつたものだから遊ばせておくわけにはいかな
いとかといふやうな、そんなことで考へてはいけ
ないとも思つております。ただ、これはもう
既に国会の方にも法案として提出をさせていた
てておりますが、地方拠点都市整備の法案一つを
とりまして、これからの地域づくりのために
情報通信といふものをどどん頭に入れて地域づ
くりをしなきゃいかぬといふことを法律案の中
にも実は条文として書き入れていただいているわ
けですが、そういうやうなことも考へますと、都道
府県単位でそうした法人があるといふことは、い
ろいろやはり活躍の場といふのは決して負け惜
みだけではなかつてあるように思つております。
ただ、この点につきましまして、できるだけきち
とした省の考へ方を示して行き違ひのないよう

やるようにといふ御指摘はごもっともだと思ひま
すので、十分配慮をして、きちつとした指導を地
方の電気通信監理局の方にもして運用してまい
りたいといふふうに考へております。

○山田健一君 時間が余りありませんので、最後
にもう一点だけ、これは大臣の方からひとつ決意
を込めてお答えをいただきたいと思ひます。
今いろいろ申し上げましたが、この電気通信格
差是正事業、ある意味では、先般も基盤充実法と
いふのが一応成立をいたしました。二十一世紀に
向けてこつた形の情報通信の基盤を整備して
いく、極めて喫緊な課題であるし、重要な課題だ
といふふうに私は思つております。とりわけ、情
報が機会均等に得られる、あるいは格差の是正、
こつた観点からこの格差是正事業についての一
つの量的な質的な拡大、こつたものも確かに必
要でありますし、全体の公共投資の一環として位
置づけをしていく、これは極めて大きな意義
があるといふふうに思つております。

そつた意味では、今後こつた形の公共投
資を中心に、確かに政府の公共投資予算もありま
すし、予算のいふゆる公共投資事業分野別の推移
といふのは、これはもういろいろところで指摘を
されておりますが余り変わつてきていない。生活
関連の重点化といふ形でとられておりますが、
今度の生活関連の公共投資にしても、二年目です
が、大分分野別の配分も落ちつきかかつてきてお
る。確かにその意味では、各省庁大案に公共投資
に向けてそれぞれ縄張りがあることも事実であり
ますし、その権益をいふ気持ちはもわからぬで
ありませんが、こつた高度情報化時代を迎える、
その中で情報通信基盤をしっかりと整備をしてい
けるように、こつた決意も先ほど述べられま
したが、こつた立場からこつた公共投資の一
環としてこつたこれを位置づけをして、今後と
もぜひこの充実拡大に向けて取り組んでいただ
きたい、こつた私は気持ちを持つてゐるんですが、
最後に大臣の決意をお伺いをいたしまして、私の

方からの質問は終わりたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀央君) 今まで山田先生の御質疑を承っておりますが、実際に国民が豊かさを実感できるという社会を実現するというのはいろんな角度から大変な政治的課題だと思ひます。全国的に情報化がバランスのとれた形で進展していく、いつでも、どこでも、だれでもがとにかく情報を公平に受けられるということが生活の豊かさを実感できることに對して欠くことのできない私には大切な要素の一つだろうと思つておるわけでございます。

情報通信を所管する大臣といたしましては、通信網など情報通信基盤の整備、基本的には民間の事業者により進められるべきものではありますけれども、今ほどの御指摘のとおり、公的資金を投入してでもその整備を積極的に進める必要があるとの考えから、平成三年度に初めて先ほど来お話の公共投資予算、電気通信格差是正事業、しかもまた、実は一昨年から平成四年度にかけましては言うならばおよそ倍額に等しい、わずかでありますが、パーセントとしましては倍額に等しい予算を計上することができたわけであります。

今おっしゃった各省庁の生活関連の分捕り合戦の中で、これは御指摘をいただいているいろいろな批判をいただいておりますが、言うならば、シーリング一つとらえてみても、昨年度実績のシーリング、こういうことの中でこれだけの郵政省としては一応の確保ができた。大変な先生方の御支援によって、沖縄における先島の問題があるとはいふことも、しかしこの実績を背景にすることができたということは、非常に今後の方向として我々としては責任を果たしていく一つの方向づけというものが出来たのかなという感じでございます。

いずれにいたしましても、電気通信格差是正事業の量的、質的充実を図ることとして、将来の国民のニーズや社会情勢の変化を見ながら的確に機敏に対応できるようにこれから処置いたしてまいりたいと思ひますし、御指導をいただいで推進を

いたしてまいりたいと思つておりますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

○委員長(粕谷照美君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時八分開会

○委員長(粕谷照美君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、郵政行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○岡野裕君 放送を取り巻く環境は、衛星放送、ハイビジョン、多チャンネルCATV等、多メディア・多チャンネル時代に向けて急激に変化をしております。

衛星放送については、BS放送がテレビ放送としてNHKが二チャンネル、JSB一チャンネルのサービスを行っているところであり、また、通信衛星を利用する放送、これが六チャンネルというようないくつか動きがある趣であります。

大臣、いかがでありますか。このような多メディア・多チャンネルの時代に向けて、放送の将来ビジョン、これにつきまして御抱負を承ればまことに幸せであります。

○国務大臣(渡辺秀央君) 将来ビジョンという御質問でございますが、岡野委員の方が私よりもはるかによく熟知しておられるわけでございますので、今さらの感でございますけれども、せつかく御質問、かつまた郵政大臣としての問題のとなえ方もこの機会に御披露しておいた方がよろしいと思ひますので、整理をいたしましてお答えをさせていただきます。

近年の放送技術の進歩、国民の情報ニーズの高度化あるいはまた多様化に伴ひまして、衛星放送

ハイビジョン放送、多チャンネルCATVなどなどの多様な放送ニューメディアが出現をし、各メディア間の競争もこれから一層加速いたしていくというふうな思われるわけでございます。今後は各放送メディアの特性を生かしつつ、放送が全体として調和ある発達、普及を遂げることを、視聴者の情報ニーズにこたえるためには放送ソフトの充実を図ること、地域情報化の推進、生活基盤の整備など地域社会の振興に貢献すること、あるいはまた国際放送の充実など、国際化に適切な対応を図ることが最も重要であらうというふうに思っております。

このような観点で総合的な政策を強力に推進することが必要でありまして、平成四年の六月を目途に、放送行政局に実は放送政策課を新設する予定といたしております。

本格的な多メディア・多チャンネル時代に向けた放送の将来ビジョンについては、放送を国民の豊かな日常生活に役立てるべく、この総合的な政策を基本に、各種調査会、研究会の提言、関係方面の意見などを十分勘案しながら策定していく方針でございますので、どうぞひとつ御経験豊かな岡野先生のこれからの御指導もいただきながら、将来に誤りなきを期してまいりたいと思つておる次第でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○岡野裕君 楽しいお話を拝聴できまして、本当にありがとうございます。

去年八月に打ち上げられましたBS3bでありましようか、これは通信・放送衛星機構が産投會計から出資をもらひまして、トラポン一本をハイビジョン専用チャンネルというようにすることで確保している、こう伺っているところでありまして、放送行政局長、ハイビジョンの試験放送の現状といひますもの、それから、これからどんなふうになるのか、見通しはいかがでありますでしょうか。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。まず、現状についてでございますが、昨年十一月二十五日から一日平均八時間、社団法人のハイビジョン推進協会で実施しております。これが放

送体制でございます。

次に、試験放送の公開受信場所についてでございますが、当初はNHKとか郵政省とか地方公共団体関係施設の一部、あるいはメーカーのショールームなど百四十カ所でございますけれども、試験放送の開始を契機といたしまして、駅とか空港とか金融機関ロビーなどの多数の人々が集まる公共の場所等への設置が進みまして、先日三月三日現在で二百カ所を超える、こういうことで、三カ月間で四〇％増加しております。特に本年はオリンピックイヤーでございますので、先般の冬季オリンピックの模様は十六日間毎日六時間中継放送されたわけでございます。ハイビジョンの迫力ある映像がアンケート等によりまして非常に好評でございます。さらにことしの夏はスペインのバルセロナでオリンピックが中継放送されますが、こういったことを契機として一層盛り上がるものというふうに期待しております。

次に、見通しについてでございますが、次の四点から見て明るい見通しが得られつつあるというふうに判断いたしております。

第一点は、従来一時間の放送だったのに対して、一日平均八時間試験放送を実施したことによつて、時節に応じて多彩な番組が放送されてきているということでございます。第二点が先ほど申し上げましたように公開受信場所が増加しているということ。第三点といたしまして、低廉なハイビジョン受像機の発売が予定されておりました。今後とも低廉化の方向が強まってくるだろうというふうに期待しております。それから第四点といたしまして、オリンピック放送を契機にして高品質な映像に対する国民のニーズが、一回視聴を経験いたしますとそれを契機に一層高まってくるというふうに考えております。

今後は、BS3の段階におきまして、ハイビジョン放送の実用化を目指しまして、ハードとそれからソフトの両面にわたります有効な施策を講じてハイビジョン試験放送をさらに充実していきたい、鋭意努力したいというふうに考えており

ます。

○岡野裕君 院内の我々の食堂あるいは郵政省の玄関でもハイビジョンを拝見をしているわけでありますが、やっぱり在来から言われてきたとおり非常に鮮明な映像だなど、こう思っておられるわけであります。そういう意味合いでは、日本は言いますならば世界の先駆的な役割を担ってきたわけですが、他方、E.C.とかアメリカでありましたうか、それぞれの基準を定めて、国際的な全般的な統一の基準というものはどんなふうになるのかというようなことを言われていた時期がありました。

国際基準のその後の進展状況というんでしようか、その辺はいかになつておりましようか。

○政府委員(小野沢知之君) 国際基準の動向についての趨勢は先生の御指摘のとおりでございますが、平成二年五月の第十七回C.C.I.R.総会で我が国でいうハイビジョンの番組制作規格に関する勧告七〇九というのが採択されたわけですが、その内容は、これまで対立しておりました日本方式と欧州方式の両方を容認する、そういう内容でございました。

そこで、我が国におきましては、この勧告を受けまして、平成三年の三月に高精細度テレビジョン放送に関する送信の標準方式、これは郵政省令ですが、これを定めまして、昨年十一月二十五日からハイビジョン試験放送を開始している、こういうことでございます。

また、昨年十一月に開催されましたC.C.I.R.のテレビジョン放送を所掌する研究委員会の会議におきまして、同勧告付録に日本方式と欧州方式の両方式の諸元、例えば走査線数とか毎秒の画面数などですが、これらを規定いたしました改定案が作成されました、今後勧告化されていく方向でございまして、日本方式に対する国際的な認知が一步前進したというふうに喜んでおられるわけでございます。世界的に見て、実用化の進んでおります日本方式が国際的にも今後普及されるように期待しているところでございます。

ところで、我が国といたしましては、こうしてC.C.I.R.の場で統一規格の実現に向けて寄与してまいりますが、一方では、実用化が進んでいる現状にかんがみまして、現実的な解決策として、欧州との番組制作の交流を可能にするために日仏両国で日欧両方式間の方式変換について協力していくことといたしました。

これにつきましては、昨春秋、渡辺大臣とフランスのローシュ郵政電気通信担当大臣との間の協議でも話題になったわけですが、近くそのための専門家会合を現実に開催する予定でございます。このように着実に動いております。

○岡野裕君 NHKが長いこと関係業界とともに研究を進めてきたハイビジョン、その方式が世界的に一つの方式として認められた、非常にいいことだと思つております。同時にまた欧州方式もよいということだとすると、それぞれが競い合つて立派なものをつくるというプラスと、我々はVTRで二方式あつてかえつて不便だというような経験も持っているわけですが、今後長い過程の中で、やはり技術のすぐれたものが視聴者の皆さんの愛好を得ることになるだろうというような意味合いでは、今後とも行政がしっかりと努力をして、関係の皆さんで基本的な技術の開発研究でありますとか、その面の御努力をお願いしたいと思います。うのでありますが、その辺についての抱負、いかがでありますでしょうか。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。まず、技術開発の現状についてでございますが、これまではテレビカメラとかVTRとかディスプレイに至る一連のシステムと、ハイビジョンを衛星で放送するための帯域圧縮技術、ミューズ方式が開発されておりますが、これらの技術開発の成果を受けて、平成三年三月に先ほど申し上げました技術基準が郵政省令として定められ、放送方式として確立しているわけでございます。ハイビジョン試験放送の開始によりまして、ハイビジョンソフトの需要が高まり、その制作を容易にするためのハイビジョンカメラとかVTRな

どの小型軽量化が進んでおります。また、ミューズデコーダーに使用するLSIの開発が進みまして、その小型化、軽量化、価格の低廉化が進んでおります。また、四月中旬には低価格なハイビジョン受像機の発売も予定されるということで、今後技術開発によりまして機器の価格の低廉化が進み、ハイビジョンが一層普及することを期待しているわけでございます。

そこで、こういった技術開発を支えている体制についてでございますが、これまではNHKの放送技術研究所を中心に進められてきましたけれども、放送方式としてはもう既に基礎的な研究段階を終え、現在は立体テレビなどハイビジョンの応用に重点を置いて研究開発を進めているわけでございます。そこで、テレビカメラとかVTRとかディスプレイ等につきましては、現在ではNHKの協力を得ながら電機メーカーが中心となつて機器の改良を進めている、こういう段階に立ち至つてきております。

このほか、基盤技術研究促進センターの出資を得て設立されました株式会社高度映像技術研究所では、ハイビジョンの高度利用システムの実現のために高度ハイビジョン映像の生成、伝送、表示、評価に関する研究開発を行つており、平成三年九月には液晶投射型のディスプレイの試作機を完成し発表したところでございます。このように、今ハイビジョンをめぐるソフト面でも技術面でも一つの新しい発展段階を迎えたというふうに判断いたしております。

○岡野裕君 局長がおっしゃいますように、各端末というか機器というか、この低廉化で努力をする、そのためには基本的な技術の研究開発が必要だという趣意であります。この間、新聞等の情報によりますと、ハイビジョン用のものは四百万から五百万円するところ、シャープが百万円台のものを市販することになったということをお聞いているわけですが、

そういうような意味合いからしまして、郵政省が前々から普及促進の一環としてハイビジョン・

シティというような構想を持つておいでになられたわけでありますが、このハイビジョン・シティ構想というのはどのようにこれから推進なされていくのでありましようか。

○政府委員(小野沢知之君) お答えいたします。現在全国で二十四地域、二十五市町村ですが、これらをハイビジョン・シティモデル都市として指定しておりますけれども、地域の特性を踏まえてつシステム構築を具体化しております。広島市とか千葉市などの十八地域において、国際会議場とか、文化センターとか、生涯学習センターとか、美術館等の二十三カ所にハイビジョンシステムが導入され、既に運用が開始されております。

そこで、郵政省といたしましては、今後ともこうしたモデル都市の追加指定、少なくとも各都道府県に一カ所は指定したい、それを当面の目標としておりますが、そうするとともに税制、財政等各種の支援措置を活用いたしまして、関係団体の協力を得ながら、システム構築を全面的に支援いたしまして、ハイビジョン・シティ構想の所期の目的達成、早期実現を図りたい、このように考えております。

○岡野裕君 冒頭、大臣から多メディア・マルチメディアの時代を迎えていかに日本としてさお差していくかというお話を承ったところでありますけれども、一方、一部において放送ソフトの制作に携わる人材が底を失っている、あるいはそれに供するところのスタジオなどの放送ソフト制作施設、これがやっぱり十分ではないというようなことを時々聞いているわけでありまして、そういう意味合いで、郵政省は放送ソフトの充実に向けましてこれからどういうふうに取り組んでいかれるのか、その辺についてお考えを聞きたいと思つております。

○政府委員(小野沢知之君) 放送ソフトをめぐるさまざまな隘路というのは、ただいま岡野先生御指摘のとおり深刻な状況を迎えておりますので、ここに着眼いたしまして、放送行政の最重要施策の一つとして放送ソフトの充実ということをお断りしております。

具体的に申し上げますと、まず平成四年度の予算要求等におきまして放送ソフトの充実を重要施策として位置づけまして、放送番組普及センター施設整備事業等の既存の諸施策に加えまして、新規施策として、有線テレビジョン放送の放送番組充実のための基盤整備を図る地域ケーブル普及促進事業及び多様な放送番組の効率的な制作に資する映像ソフト交流促進施設整備事業に対する各種支援措置を要求いたしまして、いずれも認められたところでございます。今国会に提出中の有線テレビジョン放送番組充実事業の推進臨時措置法案もこうした趣旨に基づくものでございます。

また、放送ソフトの充実を行っていくために、やはり理論的にしつかりしなさいいけない、また実証的データを得なければいけないということ、その必要性を感じまして調査研究会を設けています。放送ソフト充実のための総合的な制作の企画立案に資するため、生田正輝常磐大学人間科学部部長を座長といたしまして、放送ソフトの充実に関する調査研究会を昨年の七月以来開催しております。これは放送ソフトの分野の調査研究としては初めての試みですが、これを総合的な制作の企画立案に資したい、こう考えておるわけです。

同調査研究会では、これまでの議論を踏まえまして、放送ソフトに期待される機能、役割、それから制作、流通分野が直面しております諸課題を解決するための具体的方策につきまして鋭意取り組んでおりまして、この四月中旬ごろに報告書が取りまとめられる予定でございます。郵政省といたしましては、この報告書の中で提言されました措置すべき事項、それをよく検討いたしまして、平成五年度予算要求にも反映させていくとか、そういう的確な対処をとりたいというふうに考えています。

以上申し上げましたような施策を通じて、また、多メディア・多チャンネル化の進展によりまして、放送ソフト充実の重要性に対する各方面の認識が深まっておりますことを肌で感じておりまして、今後とも国民のニーズに応じた放送ソフト充

実のための環境整備を図り、豊かさを実感できる国民生活の実現、多彩な生活、文化の創造に寄与するために真剣に努力したいというふうに考えております。

○岡野裕君 御苦労までございました。それでは、事業部門の中の郵便貯金について若干のお尋ねをいたします。

今、金融分野におきましては、一層の競争原理を活用して、国民の金融に対するニーズの多様化、高度化に対応し、お客様の利便の向上に資するとともに、我が国の金融資本市場の効率化を図ること、これらを目的として金融自由化が急ピッチで進められているところであります。

このような中でありまして、この全般的な金融自由化に対応していく郵便貯金、これの基本方針はいかがでありますでしょうか、大臣にお尋ねを申し上げます。

○国務大臣(渡辺秀央君) 金融自由化問題は、まさにこの自由経済の中で非常に大きな今後の課題として、あるいはまた喫緊に取り組まなきゃならぬ対応策として金融関係すべてに与えられている命題であろうと思います。

郵便貯金事業は、その中でもまあ公平に個人金融サービスを提供し、国民の経済生活の安定向上を図るとともに、社会資本整備などの公的分野へ資金供給をし、公共の福祉増進に寄与しているところでございまして、このことは委員既に御存じのとおりでございます。

金融自由化は急速に今申し上げたように進展をしているわけでありますが、郵政省といたしましては、金利自由化の推進と商品・サービスの多様化に積極的に取り組んでまいりまして、金融自由化のもたらす利益を国民に広く還元していくと考えてございます。

また、金融自由化の進展に伴い、この事業の健全経営を確保するために資金運用面の充実を図るとともに、事業全般の一層の効率化に努めてまいり所存でございますので、この基本的方針としてこれまた誤りなきを期してまいりたいと思っております。

ります。どうぞひとつよろしく御指導お願い申し上げます。

○岡野裕君 郵便貯金が積極的に金融自由化に対応していく、そして国民の福祉の増進を図ると大臣から明確な御答弁をいただきました。意を強くしている次第であります。ありがたうございました。貯金局長、金融自由化のスケジュールはどんなふうになっていきますか。

○政府委員(松野春樹君) 郵便貯金の性格別に具体的に申し上げます。最初に定期性の郵便貯金でございますが、昨年十一月五日より三百万円以上の定期預貯金金利の自由化を実施しました。それから本年六月を目途に小口M/MCの最低預入金額制限、現在五十万円でございますが、これを撤廃する予定でございます。全体としてこの定期性の郵便貯金につきましては来年度の夏ごろまでには金利自由化を完了するという予定で作業を進めております。

もう一方の通常郵便貯金でございますが、本年六月を目途に、金利自由化のワンステップといったしまして、これは別途また郵便貯金法の一部改正で御審議をお願いする手はずになっております。遅くとも平成六年の夏ごろまでには金利自由化を通常郵便貯金の分野においても完了する予定であります。

さらに、本年六月からは積立郵便貯金等の市場金利連動化を行う予定でありますし、なお、私どもの主力商品であります定額郵便貯金につきましても、残された課題となっておりまして、現在大蔵省との間で協議を継続しておりますところでございます。また、具体的な成果を得ておりませんが、遅くとも来年夏ごろまでにはこの定額郵便貯金につきましても金利自由化の流れに乗せてまいりたいというところで対処しているところでございます。

○岡野裕君 定額郵便貯金の話が出ましたが、金融自由化のもとで新しいといいますが、その商品やサービスの多様化、これは局長どれだけありますか。

○政府委員(松野春樹君) 御指摘のように金融の自由化あるいは金融の国際化という現象が着々と進展しております。このような状況をにらみながら、私どももいたしまして、例えば平成三年一月からは国際ポランティア貯金、それから平成三年の十月からは外貨の両替や旅行小切手の売買サービス郵便局で実施してまいりました。また、平成四年度には国家公務員の給与振り込みの取り扱いの実施も予定しておりますし、また、これも法案の御審議をお願いする事項であります。うううローンの貸付限度額の引き上げを予定する等々、商品・サービスの多様化に努力してきているところでございます。

また、強いてつけ加えますと、昨年末の予算要求で、金融の自由化を見渡しまして変動金利型の長期積立貯金の実現を一生懸命努力したんであります。今後は残念ながら認められませんでした。今後しっかりと対応してまいりたいと思っております。こういうふうに金融自由化に伴いまして今後商品がますます多様化していくと存じます。

しかし一方で、単に多様化だけでなく、やはり特色のある個性化といいますが、何か郵便らしい商品、そういうものの検討が私どもに課せられた責務であると存じておりまして、現在私ども内々であります。郵政省の中に専門委員会を設け、学識経験者の方にも入っていただきまして、商品設計あるいはサービス面にもわたりまして、そのあり方についてより検討を今進めておるところでございます。

○岡野裕君 先ほど大臣のお話の中で、金融自由化に対応していく、そのためにはやっぱり経営を健全化していかなければならない、こういうお話がありました。先般、金融自由化対策資金、これについて予算化が図られた、こう聞いているわけでありまして、この面についての貯金局長の考え方、これをお伺いをいたします。

○政府委員(松野春樹君) 郵便貯金の責任者として常々考えておりますのは、健全な事業の経営を維持するというのが原点でございます。健全

○岡野裕君 高度情報化社会、これにさお差す郵政省としての趣旨の説明について先ほど伺ったわけではありますが、政策官庁であると同時に、国民大衆の中に身を没して我々三十万人の現場職員とともに生きる、これがやはり郵政省の一つの性格だろうと思っております。大臣におかれましては、情報官庁ということと同時にまた現業官庁であるということ、これからも大きく御活躍をなさいますことをこいねがひまして、私の質問、まだ時間がございますが終わりたいします。

○中村鋭一君 特に婦人の意見を重視するのはよいらしいな。ひとつぜひお願いしておきたいと思ひます。

大臣所信の中の冒頭で、「第一に、電波利用料制度の創設であります。」、「電波利用料制度を創設し、電波利用による活力ある情報社会の礎を築い

経費がかかるのは御案内のとおりでございます。そして、この経費の分担についてよく考えてみますと、その効果を直接利益しますというか受益される方は免許人でございます。そういうことになりますと、費用の負担の公平という意味から、こうした経費、これからどんどんふえていくであろう経費

○中村鋭一君とすれば、今あなたが指摘したようないろいろな問題は、電波利用料制度を創設すればそういった問題は一〇〇％解決するわけですか。

○政府委員（森本哲夫君） もちろん事をなすにはやはり施設整備というのが大変重要になってまいりますので、御案内のとおり今まで政府全体としてはシーリングという形で極力節減に努めようというところでやってまいりましたし、そういう意味では経費がこれまで十分でなかったということとは言えるわけですが、新たないわば共益費的な会計ができ上がるということで、ここに必要にしてかつ十分な設備投資を行うことで今問題になっている点は解決できるものと信じておるとこ

るべし。

○中村鋭一君　電波利用料を創設すれば今御指摘になつたような問題が私はすべて解決するものでもないと思いますが、それも当然一つ大事な要素だと思つてゐます。

そこで、今あなたの方で考えていらっしゃる具體的な料金設定の基準といいますが、それは既に省内で議論に上せていらっしゃるわけですか。具體的な金額です。

○政府委員(森本哲夫君) 今御指摘の問題は、さ
て具体的にそれじゃ無線局たくさんあるだろうけ
れどもというふうに負担を求めるのか、こうい
う御指摘かと思うんですが、確かにこれ大

事な問題でございます。大は空に飛んでおります衛星も御案内のとおり無線局でございまして、あるいは小さい我々が使っているハンディーなポケットベルに近いような携帯電話も無線局でござ

いますが、いろんな無線局の種類を私ども全体として九つばかりに分類できるかなと思います。そして、それぞれが持つております無線局の特性に応じまして御負担願う金額というものを計算いた

しまして、これ恣意的じゃ取られまじいので、国会に提出する法案の中で、電波利用料はこの種の無線局はこれだけの金額を御負担願うということ、を法律で定めまして、そして皆さんの御理解を得

てまいりたい。こういうふうと考えておりますので、近く出ます法案には、そういう格好で具体的な免許の中身に応じた、無線局の種類に応じた利用料というものを設定させていただいて御審議願

おう、こう思っておるところでございます。

○中村鋭一君　私が聞いているのは、もう既にあなたの方で具体的な料金設定の基準というものは作成しておられますかということを聞いているん

○政府委員(森本哲夫君) 具体的な算定基準を設けて法案提出できるように今準備をいたしております。法案審議の段階にはその具体的金額をまた

述べさせていたきたいと存じております。

○中村鋭一君 次に、大臣所信の第二に、「技術開

「発政策の推進」、その中で、「外国人研究者を招聘し、研究交流を進めてまいります。」、こう大臣おっしゃっているわけですが、ソ連邦が削減をして、新聞報道等を見えますと随分旧ソ連からアメリカあたりへいろいろな形の技術者が流出をしている。核開発の専門家が数百人単位でアメリカへ行っている、こういうことがあるわけです。

私がお伺いしたいのは、この場合の外国人研究者招聘というのは、先方の国からすれば頭脳流出という意味にとられかねまじきような研究者のいわば引き抜きという形でお呼びになるのか。そ

れとも互恵平等といいますが、技術移転といいますが、我々も提供しよう、あなたの方も提供してください、お互いに切磋琢磨してよい研究結果を出しましょうという意味なのか。その辺のちよっ

とニュアンスを具体的に御説明をお願いいたします。

○政府委員(白井太君) 大臣からお答え申し上げる前に、ちよつと事務的に私の方から御説明をさ

せていただきます。今国会に提出をさせていただいております法律案ですが、確かに通信・放送衛星機構の仕事の一つとして、外国の研究者を招聘するという仕事

事を一つ加えさせていただく内容の法律案を提出させていただいておりますが、一応初年度でもございしますし、法律が通つたらずぐ実行するというわけにもいかぬものですから、平成四年度として

私どもが予定しておりますのは、三名くらいの研究者の方をお招きして、大体一カ月ぐらいこちらの方で滞在をしていただいて、主として研究交流のような形でいろいろと具体的なテーマについて

我が国の研究者と意見交換などをしていただくというようなことを考えておりますので、率直に申し上げて余り大げさなものではないわけでございます。

○國務大臣(渡辺秀央君) 今局長から答弁をいたしましたとおりでございますが、高度先端技術とでもいいましょうか、情報通信技術関係を具体的に

な生活産業の面で担当している我が省といたしまして、どういふふうに国際的な技術交流、あるいはまた開発途上国の技術の発展に資することができるといふ命題はこれから絶えず持ち続けながら、問題意識をしつかりとらえて、できるだけそういう国々、あるいはまたそういう期待にこたえていかなきゃいかぬと思っております。

先生おっしゃいました、言うならば頭脳流出と

いう面を日本の国全体の科学技術政策の中でとらえていくという問題は、実は科学技術閣僚会議等もございましたり、あるいは科学技術会議というものも御存じのとおりございます。そういったところ

ろでいろいろキャッチをいたしまして、そしてこれからの日本の技術政策——技術立国である日本が技術政策という大綱を持っていないということ自身、明らかにないということがどうも

各省庁が技術開発あるいはまた研究開発にいろいろそこを来す面もないとも言えない。あるいはまたむだが多かったり、あるいはまた大事な大学の研究施設なども非常におくれている、そんな実態

の中で非常にこの問題を大きくとらえなきやいかぬだろう。

どは非常に大きな問題でありますので、そういう問題意識を持ってこれから政府としての科学技術会議を中心とするいろんな機能を發揮していくこと、国際的な要請にこたえていかなきゃならない

だろうという実は話し合いは先般閣僚会議でもいたしたところでございます。念のためちょっと申し添えておきます。省庁の中では今局長が申したとおりでございまして、わずかな予算ですけれども

も、しかしこれを契機にしてさらに拡大をしなが
ら期待にこたえてまいりたいと思っております。
○中村鋭一 局長、これは私の個人的な興味と
関心からお尋ねいたしますが、例えばここにある

高度三次元画像情報の通信技術、この技術水準というの、今我が国はこういった研究に先進的な他国と比べてどの程度の水準にあるんですか。第

一等に位するものですか、それともこの分野ではこの国が先進的な研究をやっているというような国もあるんですか。

○政府委員(日井太君) 率直に申し上げて、私技術を専門に担当している者ではございませんので、お答えがどの程度正確かというのはちよつと不安な点もございますが、私どもが聞いておりまゝ範囲でお答えをさせていただきますと、私ども

が今度最初の取り組みテーマとして挙げさせていた
ただきたいと考えております三次元通信については、
まだ一部の国、特にアメリカとかヨーロッパ
の二、三の国で研究に取りかかり始めたという段

ただ、三次元通信というのは決して夢物語ではなくて、二次元の通信まではもう可能になっておきますので、次の時代の通信というのはやはり三階のように思っております。

次元の通信ではないかということは大体大方の方が認められる方向のようであります。しかもこの技術というのはいろいろな技術の総合の上に成り立つような非常に高度な技術であるそうでありま

す。したがって、まだ取りかかり始めた段階ではあります。また今取りかかるチャンスをついてしまえばとほかの国との格差も開いてしまうというふうな分野ではないかと承知しております。

まして、開発までに相当な年月はかかるようでありますが、やはり一日も早く取りかかるべきテーマではあるということが申し上げられようかと思ひます。

○中村鋭一君 大麥心強いあれで、しっかり頑張っていただきたいと思ひます。

は、本日も来ていただいていると思いますけれど、NHKさんとかあるいはNNTさんとか、こういったところも随分専門の研究員がたくさんおられていい研究をしておられつしやると思います。

そういう技術交流という問題は、やっぱり官僚的な発想で垣根をつくりますとそれぞれが縄張り意識でやりますので、そういう点もひとつ大臣以下

省の皆さんにフレキシブルな考え方をしてくださるよう、国民にいい結果が還元されればいいわけですから、お願いをしておきたいと思ひます。私自動車電話を使っているんですが、このごろ例えば大阪のような大都市で夕方になりますと幾らやってもかからないんですね。現地でN.T.Tの方に聞きますと、えらい回線が込んでおりまして、契約者がむちゃくちゃふえたものだからうちも困っていますというふうなことを言っておられたんです。私どもも技術的なことはわからぬですが、今例えば自動車電話とかあるいはコードレスホンですか、携帯電話ですか、こういったものの特に大都市における回線の状況はどうなっているんでしょうか。それから、それを解消するような手段はとっていらっしゃるんでしょうか。

○参考人(佐田啓助君) 先生御指摘のとおり自動車電話、携帯電話大変急激に伸びておりまして、その需要に対応ができてお客様に御迷惑をおかけしている事実はごいいます。ただ、回線不足によりまして話中切斷とかあるいはつながりにくい状況の発生につきましては、一時大変お客様に御迷惑をおかけしておりますが、大体昨年の六月ごろまでに、郵政省の方からも増波をいただきました。積極的に回線の増設工事とか基地局の新設によりまして無線ゾーンの小ゾーン化等を実施しました結果によりまして、現在の調査によりまして回線不足による話中切斷とかつながりにくい状況というものはほぼ解消したと考えております。

ただ、先生が先ほどおっしゃいました夕方いつときと申しますか、トラフィックが非常に込み合います場合にはかかりにくいという状況もございいますし、また御承知のとおり一般の電話と違いまして無線を使っております関係上、トンネルだとか地下だとか建物の中だとか、あるいは使われ方によっては電波が受かりにくいとか、あるいは悪い場所へ途中から移動していくということも切れるというふうな問題がどうしても起こっております。そこで我々の方では、お客様からいつどこでという状態で切れたのか、かかりにくかった

のかということをお受けいたしました。積極的にその状況を判断しまして、例えばアンテナの方向を変えてみたり、ブースターをつけたりというふうな手段でできるだけお客様に御不便をかけないようにやってまいっております。ところでございいます。今後とも移動機器の改良とか基地局の増設その他、そういったサービス状況につきましては万全を期するようにやってまいりたいという事でございいますので、よろしく御了承のほどお願いいたします。

○中村鋭一君 安心をいたしました。ひとつこれからも努力してよろしくお願いをしておきたいと思ひます。

この間私オーストラリアに行つたんですが、オーストラリアのシドニーの町の中にカードで日本にかけられる国際公衆電話というんですか、これが割にたくさんありましたし、それから北京に行つたときもホテルの中にそういう電話が幾つか置いてあつて、なかなか中国もこのごろはやるんだなと思つた経験があるんですけれども、今我が国のカードによりまして海外にかけられる公衆電話というのは、どの地区に大体総数で何機ぐらい設置されてあつて、それから今後の増設の計画等々、現在の段階でわかっている範囲で結構でございいますからお答えを願ひますか。

○参考人(廣瀬恵君) 先生御案内のとおり、N.T.Tの公衆電話からの国際通話というのは昭和五十九年三月から開始されたわけでありまして、ちょうど八年になるわけでありまして、年々増設をいたしまして、平成三年十二月末現在で全国で二万九千七百台になっております。これはすべてコインとカードとの併用機またはカード専用機でございいますので、すべてテレホンカードで御利用が可能になっております。

全国で二万九千七百台でございいますが、地方別に見ますと、もちろん国際通話の需要に応じまして設置をいたしておりますので、例えば東京支社管内で申しますと、既に支社管内の公衆電話の約一割が国際通話が可能で公衆電話機ということに

なっております。

国際通話が可能で公衆電話機の増設につきましては、国際通話は国際系の通信事業者の仕事でございいますので、国際系の通信事業者と私どもとで設置数、設置場所などを事前に十分協議をいたしまして設置をするということになっております。空港ですとか駅ですとかホテルですとか、あるいは外国の方々の多い地域でありますとか、国際通話の需要の見込まれるところに順次つけてまいっております。

本年度幾らつけるかということにつきまして、その状況に応じて随時やっておりますので確たる計画というものはございませぬが、大体年間八千台前後増設してきているというのが最近の実績でございいます。

○中村鋭一君 そうしますと、大体需要は満たし得る程度のほどのよい増加率で設置をされているわけですね。

○参考人(廣瀬恵君) 大体御要望にはおこたえできるものを設置していると考えております。

○中村鋭一君 NHKの方来ていただいていると思ひますが、国会中継ですね、私の理解している範囲では、NHKさんの国会中継は臨時国会や常会の本会議の代表質問の一巡目のトップバッターを生中継でおやりになる。生に入らぬ場合は録画をいたしまして深夜の時間帯になる。深夜の時間帯に回つた質問者は、うちは生の時間にやつてもいいという要望があるとか。それはこつちの事情でございいます。それから予算委員会も大体私の理解では一巡目のトップバッターが生中継をしてもええ。恩恵に浴すると思うのですが、このすけれども、そういう形だと思ひますが、この国会中継の編成方針ですか、これをひとつ教えていただけますか。

○参考人(中村和夫君) NHKはラジオで昭和二十七年、テレビで二十八年から国会中継というものをやっておりますが、五十三年から一応の原則をつくりました。今御質問ございましたように、政府演説、代表質問は全部中継いたしております。

それと予算委員会は各会派の第一質問者というところでやらしていただいております。それから特別委員会というもので、重要な案件については中継を実施しておるということで、六十三年ごろは全部で二百二十六時間国会の中継というのをやっております。このところ、元年に百五十五時間、平成二年に百九十三時間、今年度も二月末の現在で百八十三時間ぐらひ。まだ十時間以上実施すると思ひますが、特別委員会等、相当重要な法案で、国民の知る権利と国民の政治参加という観点で、そういう形で編成の枠の許す限り精いっぱいやっているとこの方が実情であります。

○中村鋭一君 あなたが言いたかつたことをもうおっしゃいました。国民の知る権利ですね、そのためにこれはもつともと拡充の方向でいつていただきたい、こう思ひます。

今のお話の中で、予算委員会、それから常会や臨時会の一巡目という以外に重要な法案というものは中継の方針だとおっしゃいました。そこでお尋ねをいたしますのは、これが中継に値する重要な法案である、例えばPKOだとか、消費税だとか、あるいは仮に例えば政治倫理を確立するための特別委員会が設置されまして、具体的な法案が出た場合はこれもやると。どこが重要な法案で、あるいはこれはもう放送せぬでもいいとか、重要であるかないかという判断は、それはNHKの場合は報道部長さんやおやりになるのですか、それともデスクがおやりになるのですか、それとも編成会議を開いてそういうのを決めていくわけですか。

○参考人(中村和夫君) 現場の提案で、編成で議論をいたしまして、やはりやつた方がいかに悪いのか決めて実施する。国会の中継というのは当該委員会の委員長の許可を得て実施するものですが、国民の知る権利ということにこたえる上でも、これはやはり中継した方がいいだろうということ、提案に基づいて審議をして編成上決めるということとでございいます。

○中村鋭一君 これはお願いをしておきますが、国権の最高機関である国会で委員会審議に参加し

ております国会議員としての立場から言いますと、これが重要法案で、これは重要法案でないというのはいわけてもございまして、国民の知る権利に奉仕するのであれば、それはひとつNHKとしてもなるだけ皆さんの委員会、特に法案の審議にかかわる場合はなるだけ放送時間を拡充してやっていただくような方向をとっていただきたいということをお願いさせていただいております。

先般、沖縄へ通信委員会視察に行ったときに地元の民放の皆さんから陳情を受けました。これは当委員会でも既に報告をされていることでもありますし、朝からの御質問の中にもたしかあったと思うんですが、先般で民放テレビが見られないということについて現地の八万人の沖縄県民は、一刻も早くということが民放当局者のみならず悲願であると思うんですが、これにつきまして、予算措置を伴った現況でございまして、その方向、それからその実現の日時等について御答弁をお願いいたします。

○政府委員(小沢沢知之君) お答え申し上げます。ただいまお話のありました本件を平成四年度の予算要求の重要施策として位置づけまして、先生方のお力添えもいただきまして真剣に取り組みました結果、公共投資生活関連重点化枠として国が難視聴解消の施設建設費総額三十二億円の一部、中身としては海底ケーブル及びマイクロ回線の施設費の三分の二、中継局七局分の建設費の二分の一を補助することとなりまして、平成四年度政府予算案に主要経費九億四千万円が計上されているところでございます。予算が成立しますれば、この事業は沖縄県が事業主体となりまして平成四年度から海底ケーブル及び中継局の建設に着手いたします。平成五年末には完成する運びという計画になっております。

○中村鋭一君 鋭意御努力をお願いいたします。NHKにお尋ねいたしますが、この間の冬季オリンピックで伊藤みどりさんがフィギュアの演技でしりもちつきました。あれは実に画期的なしり

もちだったと思うんです。国民はもう全部金メダルは間違いないと思つてた。後の演技で頑張りましたから銀メダルをとれたわけでございますが、あれが地上波ではやってなくて衛星放送でやりでございましてね。巷間報道されるところ、一、二私はそれを見たんですけども、NHKは一番重要な伊藤みどりさんのしりもちのあのフィギュアの演技を衛星放送でやることによって衛星放送の受信契約者をふやしたいんじゃないか。次の演技はやっていくわけですから、一般放送でやっていくわけですから、あれはわざと外して衛星放送の受信者をふやそうという目的があったというふうな報道がされているのを私見しましたけれども、この辺の真相はどうなんですか。

○参考人(中村和夫君) そういう考えは毛頭ございませんで、フィギュアの場合はオリジナルプログラムというのとフリーという二つの演技でメダルが決まるものですから、もともと最後のフリーでメダルが獲得できるかどうか決まるわけで、そのこのところを総合テレビでやったということでございまして。そのほかに、橋本聖子選手の五千メートルとか、スキートの複合、金メダルをとったやつですが、これはもともと予定にはなかったんですが総合テレビでやった。スケートのショートトラックというの、これも急遽総合テレビで放送したということで、衛星放送だけということではございませんで。

○中村鋭一君 しかし、そういう報道がされるといふのは、事ほどさようにしりもちの、朝五時ごろだったと思う、私は見てましたけれどもね、衛星放送で、ということでありまして、さっきの話にありませんが、やっぱりオリンピック報道もその重要度の判断というんですか、ここが決め手だと。私まさに伊藤みどりさんのあの演技はできたばやっぱり総合テレビで中継をしていただきたかった、こう思うんですが、まあ今のお話でその辺はよく理解することができました。でもやっぱり随分衛星放送の契約者はふえていっていると思うんですが、現在の契約者数は何

件ぐらいですか。
○参考人(堀井良殿君) 一月末現在で私どもの衛星契約数が三百五十二万件でございます。二月も契約はもう終わっているんですが、集計がまだちょっと済んでおりませんので、一月末の数字で三百五十二万件ということでございます。

○中村鋭一君 冬季オリンピックなんかありますと飛躍的に、今度はバルセロナですね、これは随分衛星放送受信契約がふえると思います。

これも報道されることによりまして、NHKはこの衛星放送の受信契約をふやして、将来はこの総合テレビのここの方の受信は受信料をもらわない、もう衛星放送一本に集約をする、そういうもくろみがあるんだと、こういう報道もなされておりますが、この辺はいかがですか。

○参考人(堀井良殿君) NHKといたしまして、現在の考えをいまして、地上放送を無料にして衛星放送受信者だけから受信料をいただくというふうな考えは全くございません。私どもとしては衛星放送の普及に努めるということでございまして、地上放送も三千三百四十五万のお客様を対象に今放送を行っておるわけでございまして、地上放送も大事だと思っております。地上放送の受信料を無料にするという考えは全くございません。

○中村鋭一君 その辺しかと承っております。やっぱり地上波も衛星放送も大事にして受信契約者をふやしていく。ふやした受信契約者、しっかりと徴収してください。沖縄県なんか困りますよ、本当に。沖縄の局長さんもオリオンビルから来て随分頑張っているらしいんですけども、この間行つてびっくりしました。だからそういう点も頑張つていただきますように。特に、衛星放送の受信がなかなか見つかりにくいというこのご室内アンテナがふえておりますので、大変だと思っております。せっかく努力をお願いしておきたいと思

います。台湾でNHKの衛星が見られる、韓国でも衛星が見られるということなんですが、これはどうな

んですかね。これは見る人はもう勝手に、NHKとしてはどうぞごらんくださいということですか。例えば、何とかこういう皆さんから、しつかり見てらんだつたら少し外国からも受信料をもらえないかとか、そういうことはお考えになったことはないんですか。

○参考人(堀井良殿君) 御指摘のように、台湾など近隣外国諸国におきまして、私どもの衛星放送の電波の漏れと申しますか、いわゆるスピルオーバーによって衛星放送が見られる、見ることができるといふことは存じておりますが、私どもの受信料はあくまでも日本国内の受信者を対象としておりますので、たまたま外国でNHKの衛星放送を受信されているとしても受信料を徴収することはできないというふうに考えております。受信料はいただいております。

○中村鋭一君 最後一言郵政大臣に申し上げますけれども、朝来委員方も御指摘であります。「李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず」という言葉があります。あなたは郵政省という立派な官庁の行政の最高責任者である。その方が例えば秘書とどうこうとかいうようなこと、あるいはこういうところから献金をもたらしたとか、そういうことを雑誌や何かで報道されるだけでも、失礼ながら、恥ずかしいことだと思つていただかなければならないと思つています。今後はさらに襟を正して、郵政省職員の士気のために、国民のために、身辺はまさに清潔になさいますして行政に挺身をしていただきたい、このことをお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

○矢野秀男君 郵政省は地球環境保全との関係性というものが非常に深い。そういうことを改めて痛感をしている立場から、まず数点御質問を申し上げます。

ジュネーブ四日共同報道されているわけでございますけれども、世界保健機関が、国連環境開発会議、地球サミットでございまして、国連環境開発に向けた健康と環境に関する報告を発表いたしております。地球上で二十億人が健康を悪化させる危

険な環境に住んでいる。毎年約三千六百万人以上が感染症やがんなど主として生活環境に起因する病気で死亡していることを明らかにしております。これはこの六月にブラジルのリオデジャネイロで開かれる国連環境開発会議に向けて総点検をされた一つであらうかと思うわけでございます。

こういうふうな具体的な報告の中で、これは世界の各国から二十二人の専門家が参加をした報告書と書かれておりますけれども、一つは、毎年三百万人以上の子供を死亡させる下痢は食糧や水の汚染をもたらし環境悪化の原因である。二番目に、毎年百万人以上の死者と二億八千万人の発病患者を出す熱帯性マラリアは水の管理不備による。三番目には、五歳以下の幼児が毎年三百五十万人死亡する肺炎や三百万人の死者を出す結核も劣悪な居住衛生環境が原因、こう指摘をいたしております。

これは、我が国も地球全体も、やはり指導的な役割の人たちがまず大きく力を発揮して努力をしていかなければいけない。過去の歴史を見ましても、あえて人類の破滅の方に持っていく、そういう状況にあることは事実でございます。

そういう中で、地球環境を守るためにきょうの質問を申し上げるわけですが、オゾン層を守るためには、我が国としてフロンガス等の早期撤廃、これは通産省関係になりますけれども、こういう問題。また、CO₂等による地球温暖化を防止するために温暖化防止条約というものを早期に締結をしていかなければいけない。これには代替エネルギーとか新しいエネルギーの開発をしていかなければいけない。こういうことを日本がどうしても指導してやらなければいけないと思うし、私たちも微力ではあるけれども常に改善に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

こういう中で、日米のフロン用途別、こういうことを見ておきますと、日本は洗浄用に五二%使っております。冷媒用は一八%、あとはその他であります。米国では洗浄用一五%、冷媒用四五%。そういうふうなことで、これらに対する使

用規制、製造廃止、こういうふうなものは非常にアメリカはやりやすい感覚がございますが、日本もこれは大変な腹を決めて対策を練っていかねばいけない。

こういう中で、地上から十二キロから五十キロの高さに、技術家の皆様方御承知のとおりでございますが、オゾン層と呼ばれる大気層の層がありまして、この人体に有害な紫外線を九〇%も吸収をしてくれておりますオゾン層というものがフロンガスによって破壊されて非常に大変な状況になっております。

こういう中で伺いをしたいわけでございますけれども、環境庁と郵政省が、郵政省は通信総合研究所になろうかと思っておりますけれども、こういう地球上のいろんな弊害に対して、オゾン層を守っていくという立場で研究をしていかなければいけない。こういうふうなことで、オゾン層のオゾン量の観測を始める、こういうふうなことも提案されていくわけでございます。

この件について御当局にお伺いをしたいわけでございますが、観測体制についてどういうふうな形の対応を現在やっておりますのか、まず伺いたいと思っております。その後また大臣にお伺いしたいと思います。

○政府委員(白井太君) 地球環境と私も郵政省のかかわり合いですけれども、今先生のお話のように、特に電波の技術を利用することによりまして地表からかなり離れたところの大気の状態を観測する、あるいは計測するというのが理論的には可能であるわけであります。こうした技術の開発に私どもの通信総合研究所というのがかねてから取り組んでおりますが、現在の状況を申し上げますと、一つは、ただいまのお話にございましてオゾン層の破壊の問題と関連いたしまして、平成四年度予算案では、アメリカの大学等との間で私どもの研究所が共同研究という形で、特にただいま申し上げましたような中層大気と言われる、地上から十数キロから百キロメートルぐらいに及ぶ大気の状態について観測する技術の共同開

発をしようということでの予算をお願いいたしております。

それから、ちょっとこれもお話ございましたけれども、国立環境研究所との共同調査というふうなことで、やはりこれも大気の状態の調査になるわけであります。これについてはオゾン層というよりも、フィリピン、ピナツボ火山の爆発で影響というのが大変大きな環境への影響が及んでいると言われておまして、朝なんかでも目の出た時刻になりますと空が大変赤く見えたりするようになってまいりましたが、これも火山の影響ではないかと言われておるわけですが、そういうふうな非常に細かな粒子が高いところでどんな状況になっているかというのを電波の技術を使いまして計測しようというふうなところについての技術の開発に取りかかっているというところでございまして。

○矢原秀男君 大臣に質問いたしますけれども、確かに今国や世界の学者の中で、オゾン層の破壊というところに対して、はっきりと穴があいているオゾンホール、これが南極、北極、こういうふうな形の懸念性があるわけでございまして、これも、これはやはり人体を守るために努力をしなければいけませんけれども、これらはやはりいかなるわけでもありませんが、これらオゾン層の破壊、オゾンホールの出現に対して、所轄の大臣といたしまして今後どう分析をして、取り組まれますようにしているのかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀央君) 矢原先生先ほど来御指摘をいたしておられますように、地球環境の問題、特にオゾン層破壊の問題というのは、本当に我々人類の産業、経済活動が進展、発達してきたという中で一つの結果である。そういうことではありますけれども、しかし、とみに昨今政治の課題としてこれはもう避けて通れない、人類のまさに生存権の問題にまでなっているように私はお互いに政治家として認識していかなくてはならないだろうと思っております。私、今お話を承っております、短い国会議員

の経験の中でありますが、この環境問題というのが、国内的には例えば環境アセスメントとか、こういう形でとらえられたのはたしか八年、九年ぐらい前からではないかというふうな感じがいたします。あるいはまたフロンガス等の問題なども、具体的にこの国会の場でそれぞれ野党で話し合いを始めたのもたしか四、五年前ぐらいからではないかというふうな、ちょっと推測であります。が、そんなような記憶をいたしております。しかし、いずれにしても、これは早急に対策を講じなければならぬ世界的な重要課題だというふうな思っております。

本年六月に御指摘のとおりブラジルで国連環境開発会議が開催され、地球温暖化防止などに向けた取り組みの推進が大いに期待されておりますが、まさに郵政省では、先ほどもちよとほかの関係のところでも答弁をしておりましたけれども、電波や光を使った観測技術の開発など諸施策を推進いたしまして、今後とも地球環境保全に関する関係閣僚の一員といたしまして、地球環境問題に対してのより一層積極的な取り組みと省内におけるそれとまつわる体制、あるいはまた組織的にも点検をしながら期待にこたえていかなくてはならない、責任に対処していかなくてはならないと思っております。

○矢原秀男君 努力をしていただきたいと思います。

○政府委員(白井太君) 私どもが専門家に教えていただいている内容ということでお答えをさせていただきますように、やはりオゾン層破壊の一番の原因はフロンガスではないかと言われておるようでありま

して、地上でフロンガスを使用いたしますと、そのフロンガスが上空に上っていきまして太陽からの紫外線を受ける、太陽からの紫外線を受けますと、そのフロンガスというものが結果的に塩素原子となつてオゾン層を破壊するといふようなのがフロンとオゾン破壊の因果関係のようでございます。そのような因果関係を前提といたしまして、大気の状態がどのようになっているかというのをまずはとにかくできるだけ正確に観測し計測しようというのが目下の急務だといふふうに考えておるところでございます。

○矢原秀男君 非常に我々も希望を持っているわけですが、一つはオゾン層破壊のメカニズム研究に対して、高出力電磁波によりオゾン層破壊物質を非活性化する方法の開発というものを研究者の皆様からも伺っているんですけれども、これは私たちが実際に報道とか当局からお伺いしているんですが、そういうふうな期待性の持てるものなのか、そういうふうな方向性を重ねて述べていただきたいと思います。

○政府委員(白井太君) 結論から申し上げますと、もう少し研究とか実験をしてみないと本当のことはわからないというのが正直なところの実態のようでございます。

ただ、ただいまお話がありましたように、ある特定の周波数のかなり強い電磁波を上空に向けて発射いたしますと、その電磁波の影響でもって結果としてはオゾン層の破壊を少し食いとめるというふうな効果が期待できるという研究発表もなされたといふことのようにありまして、そんなことにも実は刺激をされてオゾン層の研究といふことが、先ほど来申し上げたような研究開発に取り組もうといふようなことにもなつたわけであります。

しかし、冒頭にも申し上げましたように、本当にそうしたものが実質的な効果を期待できるようなものであるのかどうかというのはいささか研究をしてみないとわからないといふことのようにありまして、そんなこともありまして、観測とか計

測技術の開発ということを中心にはいたしますけれども、そのような高い出力の電磁波を大気に向けて発射したときにどういふことがあらわれるのかというふうな研究もしたいといふことも含めまして、実は私どもも研究所と、特にアメリカでは北極に近いアラスカ大学というところがこうした大気圏の研究に非常に熱心に取り組んでおられるものですから、そちらの方と共同研究をするというふうなことで今いろいろと先方と連絡をとらせていただいておりますので、本年度予算を成立させていただきた暁には、かなりそういうものについて具体的に共同での勉強というのはスタートさせることができるのではないかと期待いたしております。

○矢原秀男君 この件の関連で最後に大臣にお伺いしたいんですが、今後今お話ございましたような日米技術の協力、例えば宇宙基地やSSC、超電導大型粒子加速器関係についての分担金、こういうふうなことでまだいろいろとくすぶり続けている件もあろうかと思いますが、こういう観測衛星関係、日米協力はやはり大臣の努力というものが非常に大きいものと思うんですけれども、そういう点の日米協力についてスムーズにいくのかどうか、そういう点を大臣からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀央君) 先ほど来申し上げておりますように、今地球上における人類の生存の問題としてこの問題は避けて通れない非常に重要な緊要の課題として、日米間においてのみならず、各国ともお互いに協調し、あるいはまた協力し合つて技術の向上や、あるいはまたオゾン層を破壊する産業あるいは生活物資等々におけるそれらの問題について本間に真剣な取り組みをして是正をしていく、日本ひとりではまよやあるいはまだ甘えは許されないう、そういう中でむしろ率先して日本がこれからの取り組みをしていかなければならないといふふうに思っています。

日米共同でそれぞれプロジェクトに対して真剣な取り組みをいたしていくことをお誓い申し上げます。

て、そのために郵政省として努力を二層いたすことをお誓い申し上げます。また御指導もいただいて責任を果たしてまいりたいと思っております。

○矢原秀男君 次に申し上げたい質問は、窒素酸化物の自動車排出総量規制方策、この問題については環境庁も努力をし、また各省庁もこれに対する対応というものを取り組んでおられると思うんです。中央公害対策審議会から「自動車から排出される窒素酸化物の排出総量の抑制のための制度の基本的なあり方について」、こういうことが報告をされております。

時間の関係で内容は余り詳しく申し述べられませんが、このNOxの対策というものが大都市を中心として、そうして最大の排出源は自動車である、こういうふうなことでそれぞれの関係に対して、行政官庁もそうでございますけれども、やはり規制をしなければいけない。それが一歩前進したようであつても何歩も後退をしない、そういう具体的な問題があるわけでございます。すけれども、やはりこれも地球環境を汚染していく大きな問題でございます。これは日本だけではなくに世界じゅうがそうでございます。

そういう意味で、郵政省が地球環境に対応するために努力をされていらっしゃる中で、「郵政省の四輪車保有両数及びディーゼル車保有両数」という資料をいただきましたら、平成三年度末で郵政省の四輪車保有両数は約一万四千七百両、ディーゼル車の保有両数は二百五十両、こういうふうな御報告をいただきました。こういう中で郵政とさ

れましては、低公害車の導入をすべきであるという観点で、自動車の排出ガス等による大気汚染が大きな社会問題になっている、地球環境問題に高い関心が持たれている、郵政省では郵便物の集配用として多くの軽自動四輪車約一万二千両を使用していることから、これらの問題の解決策の一つとして低公害車の導入に積極的に取り組んでいる、こういう御報告をいただいているのでござい

ましたのかお伺いします。

○説明員(江川晃正君) 先生御指摘の中央公害対策審議会の答申につきましては、郵政省といたしましても直ちに検討をいたしております。

調べますと、法令の改正を待たなくてもその趣旨を実現できるようなジャンルの問題と、それから法令の改正とか、あるいはメーカーが新しく機械を改良するといふことが、開発するといふようなことを待たなくては実施できない、そういうふうに分かれて整理できると考えております。

ちよつと話が細かくなつて恐縮でございますが、例えば今先生ディーゼルというお話がございましたが、まさにディーゼルの部分が問題でございまして、技術的な用語になりますからちよつと省略いたしますが、同じディーゼルでもAの方式からBの方式に変えるようにというサジェスチョンが答申に出ているわけです。その場合に、多くの場合これはメーカーサイドの改良を待たなければできないという状況になっておりますので、この答申をいただいで直ちに当方が変えられるという状況にはないことは確かでございます。

しかしそういう点は、我々もいたしましては、郵政省が使う車両類につきましては、答申の考えと同様の考えに立ちまして、環境の保護とか公害の防止という社会的な要請を踏まえて購入していく方針でございますので、メーカーにもこの答申に合うような改良方の申し入れをしたりしているところでございます。現在使われている車について見ましても、大体我々今まで購入してきたものはこの答申の趣旨に合ったような購入の仕方をしておりまして、かなりパツパツな状況だと思っております。

いずれにいたしましても、今後も自動車の更改期というのがございますから、そういうときには答申に基づき新しい基準、規制に合致した車両を購入していくという方針でいきたいと考えております。

○矢原秀男君 非常に郵政省も努力をされて、答申の規定外であってもまず公害のないものを使

うではないかというように、お話を伺いますと、電気自動車は十四台、メタノール車一台、平成三年度に大都市郵便局に配備をされていると、こういうふうに向つたので、本当にすばらしい姿勢だな、こういうふうに向つて思っているわけでございます。

そういう現況の中から、将来計画として、例えば過密都市、そういうようなところで国民が見て、ああ郵政省はさわやかな対応をされているなと、そういうふうな希望、喜びを感じてような将来計画というのはどういふふうに向つていらつしやるのか、伺いたいと思います。

○政府委員(早田利雄君) 今御指摘ございましたように、電気自動車十四両、メタノール自動車一両につきましては、現在東京ほか十都市に所在する郵便局で試行中ということでございます。こういう郵便の集配用車としての適性というものは、非常に頻繁に発車をする、停止をする、毎日走り回るとかというふうなことがございまして、低公害車の発進力であるとか登攀力、そしてまた地況の異なるいろいろな地域での一充電による走行距離だとか、その他郵便物の積載量等につきまして調査を進めているところでございます。

現在のところまだ試行からわずかの期間でございまして、いろいろな既にもう意見も出てきておりまして、中にはやはり加速が悪いとか、バッテリーの消費が激しいというふうなそういうマイナスの面もございまして、乗り心地がよいとか、何よりもよろしいのは先ほどの公害の關係でございまして、そういうことで、今後のことにつきましては、現在やっております試行結果を十分踏まえまして、そしてまた自動車会社等の開発によりまして車両性能の改善動向というものをよく見きわめまして、郵便の集配用車への本格的な低公害車の導入について検討していきたい、かように考えております。

○矢原秀男君 今自動車の保有台数、平成元年ですが、六千万台をオーバーしているような日本の現況でございます。発生源の窒素酸化物負荷の割合

合を見てもまいりますと、自動車が六七・二%と非常に大きな排ガスのウェイトを占めている。こういうことを考えてまいりますと、いろいろの発生源がございまして、窒素酸化物の元凶はまず自動車であるわけでございます。

そういう中で、電気自動車に對しましては、今までいろいろなお話しございましたような、現在の自動車に比べて能率も下がるといふ問題もありまして、やはり地球環境という立場から見れば非常に大きな希少価値がございまして、これは新聞の報道でございまして、電気自動車についてスイスでは充電一回で五百二十六キロも走行した、これは軽量のようでございますけれども、いろいろな努力を各々がしております。

また、日本では東京電力や関西電力、そういう会社がアメリカと欧州に調査団を派遣して、特にカリフォルニアやロース、こういうところは、大気汚染防止規則とか、いろいろなそういうふうな法規制というものをしているようでございまして、けれども、そこへ調査に行く、こういうことで、日本の国もメーカー側とかいろいろな心あるところが非常に努力をしようと思っております。

そういう意味で、特に私の希望いたしておりますのは、データを見ておきますと、東京それから大阪を中心とする阪神ベルト地帯というところが郵政省で配備されている横浜よりも非常に汚染がやはり高い。そういうふうなところに郵政省の少々の効率が悪くても電気自動車が走っていると、これは郵政省に対する私は国民の評価というものとは全然変わってくると思っております。

この点については、環境と電気自動車ということでは、ほかの省庁はやっていく努力をしない。ほかの省庁やなんかは、これだけ環境汚染が叫ばれているのに、たしか建設省が電気自動車三台ぐらい。高速度道路とかいろいろな道路というのは建設省が一番問題であるのに、こういう汚染度に対しては三台しか使っていないと私は確認しているんです。環境庁は一台ぐらいしかやってないと思ふんですね。

もしこれが事実とすれば、日本の省庁は一つ何を考えているのか。郵政省だけが一生懸命努力しているような形に見えるわけですが、それは五カ年計画とかいろいろな形で、郵政大臣、やはり電気自動車とさわやかな業務というものは、これは国民の感覚がころんと変わると思ひますけれども、そういう五カ年計画とかいふものを立てられて、そして過密大都市を中心とする配備をふやす状況があるかどうか、それを最後に伺いたいと思います。

○國務大臣(渡辺秀央君) 先ほど来のお話を承っております。本日に今日日本として何をしなければならぬのかという中から今具体的な先生の御指摘がございました。まさに役所の方として、国民の公僕たる行政機関としてやろうと思つたらできることではあるうといふふうに思ひます。ただ御案内のとおり、いわゆる低公害車の本格的な導入を検討していくという姿勢で郵政省としては来ているわけですが、少なくとも順序といひましようか、今までの機具あるいは車等もむだに使わないうちにしなければならぬ一面も正直言つてございまして、そういう観点から、これから先生おっしゃられるように、年次計画等ができるものであればぜひひとつ前向きに検討してみたい。これは当然のことでありまして、研究し、検討に入らせていただいて、また御指導もいただきたいと思つております。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○矢原秀男君 最後になりますが、大臣、午前中から先ほどまで同僚議員から大臣についての御質問がございました。私も同じ心境でございまして、けれども、襟を正して郵政業務の陣頭指揮をとっていただきたいと思ひます。

そこで、別な角度からでございますが、今後政治腐敗防止のために与野党協議というものが書記長会議を中心として下におろされてくると思ひますけれども、閣僚として今後透明化のための取り組みの決意を一言だけお伺ひをしたいと思います。ございませう。

欧米諸国では、米国は一九一〇年、また一九七八年には政治倫理法というものが制定されておりますし、旧西ドイツ、フランス、イギリス、このように努力をいたしております。我が国でも、政治腐敗防止の観点としては政治団体の規制であるとか企業献金、収支の公開基準、政治パーティー、政治資金の運用、罰則、こういう六点左右が与野党協議の課題になろうかと思ひますけれども、郵政大臣も閣僚としてそういう一つの問題点の中にやほり大きな規制というものが注目されていると思ひます。その点を一言お伺ひをして質問を終わりにいたします。

○國務大臣(渡辺秀央君) 国民の政治に対する信頼について、非常に不安感が出てきている、あるいは不信感が出てきていることは私もいろいろ午前中から御指摘をいただき、御注意、おしかりをいたしたいと思ひました一人として、もう本當に痛切に感じ、かつ責任の一端を感じておる次第でございまして、今まさに政治倫理あるいはまた政治資金による腐敗防止等々の問題は、民主主義というものである意味ではコストであるとか、言いわけがましいいろいろなことがないわけではございませぬが、私は今宮澤内閣の一員として、しかもまたその責任の一端も自分自身感じております一人として、今後内閣として与野党政治改革協議の中で進められていく諸問題につきましては、私もちゅうちゅうすることなく合意に当たりまして、事項についてはもちろん実現のために努力をいたしてまいらなかならないと思つております。

また、私自身がいろいろ指摘された問題点を、午前中も申し上げたんですが、洗い直してみまして、自分自身の中から改革すべきものは改革するよう提言もいたしてまいりたいと思つております。

ただ単に言いわけやあるいはまた秘書との二人の間の感情の行き違いといふことだけでなくて、本當に御迷惑をおかけし、あるいはまた郵政業務に携わる、関連する六十万の職員の皆さん方のこれからの郵政業務に対する士気、あるいはまた郵政事業に取り組んでいく情熱、そういうもののこ

れからの大きなエネルギーとしても私はこの問題を避けては通れない、自分でそのように言い聞かせ、かつ決意をいたしているところでございます。ぜひまたこれからの御指導をいただきまして、私はもう今後こういう御指導をいただかないように本当に注意をして、かつまた自分の行動に慎重を期してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○吉岡吉典君 大臣の所信表明に関連して、最初に資料を一つ要求したいと思います。

所信表明の中で当面の重点施策について述べられ、またその中で郵政三事業についても述べられております。その中で「明るく活力に満ちた職場をつくる」とともに、「云々」というふうな考えも述べられております。私が聞くとところによりまして、こういう方針を具体化したものとして郵政事業活性化計画というのが郵政省内部にあるというふう聞いております。これは私も本来要求するまでもなく、やはり委員会と郵政省とが共通の基盤で議論するためには、私のみならず委員会に提出されてしかるべきものだと思います。これは内部にとどめないで出していただけるかどうか、結論だけお伺いします。

○政府委員(谷公土君) お答え申し上げます。

この郵政事業活性化計画と申しますものは、事業活性化のための施策といえますものは、従来からいろいろ講じてきたものもございますし、これから講じていくべく計画しているものもございます。そういった活性化にかかわるものもろの計画、予定、これを部内向けに取りまとめたものでございまして、事業に携わる者が認識を一にいたしましてこれから取り組もうという政策を網羅したという性格のものでございます。したがって、これを部外に公表していくというふうな性格のものとは思っておりませんで、むしろこれによりまして出てまいりました成果をもって国民・利用者の皆様にお示しいきたいと考えております。そういうことでございますので御容赦をいただきたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀央君) 今の人事部長の答弁でひとつ御理解をいただきたいと思えます。共通のものを一つ一緒に議論していくということがなくて、自分らは持っている、それに基づいた結論だけをみんなに言うからあととそれで賛否を決めろと、これじゃだめですよ。私は重ねて要求しますが、今はいいです。改めてまた委員会ではやることにしましょう。

この中で、午前も議論になりました週休二日制についても触れられております。これは労働条件の改善というところから見て当然の流れですね。それは労働条件の改善である限りは、私は人をふやしてやらなければ労働条件の改善なんてできっこないと思うんですけれども、午前の議論を聞いていますと、これは人員をふやさない、ふやせないということが前提での研究をなさっているということなんですけれども、幾ら研究したって人をふやさないで労働条件の改善なんというものはできっこないです。これはもうふやさないという結論は不動のものです。これも結論だけをお伺いします。

○政府委員(谷公土君) 週休二日制の問題につきましては、民間企業において部内の努力で時短を実施しているという状況も考えまして、政府として予算、定員をふやさずに措置していくという方針を決めておるところでございます。しかし現実にはこの施策は、私も郵政事業の立場といたしましても、職員の豊かな暮らしづくりあるいは郵政三事業のバランス、それから人手不足時代における人材確保の問題等を考え合わせまして早期に実施すべき課題であると認識しております。

その際の要員の生み出し策でございますけれども、これにつきましては、例えば内務部門については地域区分局等における夜間の労働力の配置を見直すこと、あるいは非常勤職員を活用する等々いろいろ施策があるわけでございまして、これらにつきまして今検討しております。要員につきましてはこれ、いわゆる本務者、常勤職員についてはこれ

をふやさずにその他の効率化努力で実現していくという考えでございます。

○国務大臣(渡辺秀央君) これは吉岡先生御案内のとおり、行政改革で、国会で承認を得た行革審の委員の皆様の方針が少なくとも人員の問題等にも波及して議論をされておられるところでありまして、非常に難しい問題であり、吉岡先生に言わせるとできないことを言っているとおっしゃいます。しかし、なおその中でも関係労働組合の理解と協力を得ながら、何としても平成四年度内に完全週休二日制というものに向けて実施できるように努力をいたしてまいりたいと、この姿勢と努力をしていく方向で今現在進行中だということをお話ししていただくまで、もう少しお時間をちょうだいしたいと思っております。

○吉岡吉典君 週休二日制は当たり前のことで、これはやらなきゃいけません。しかし、人員をふやさないでこれまでだつて随分合理化をやつて、今でさえ職場は大変ですから、それがもっと大変な事態になるというのは何のための週休二日かということになりますので、これもまた後で委員会できつくり議論したいと思えます。

私は、きょうは中心的には所信表明の補足部分についてお伺いをします。最初二、三確かめておきたい点があります。平和研への佐川急便の献金問題に関連して、大臣も東京佐川急便の渡辺前社長に世界平和研究所の設立資金の協力要請に行ったということはお認めになっておられます。これはあなたの判断で行かれたのか、それとも中曽根元首相の依頼で行かれたのか、この事実関係をお願いします。

○国務大臣(渡辺秀央君) これは、世界平和研究所の設立協力者の一人として私がお伺いをしたわけでございますが、だれが指示をしたとか、あるいはまただれと相談したとかというふうなものではなくて、何人かできにかく基金を集めてお願いをして、そしてこれからの日本の進路あるいはまた世界平和のために貢献できる研究をしていこうと

いうことで出発をしたわけでありまして、この寄附金行為はいわゆる税制の指定寄附による正規の寄附行為をお願いに行ったことでありまして、政治献金あるいはまたそういうことでお伺いしたわけではございませんので、そこはひとつどうぞ御懸念のないようにしていただきたいと思います。

○吉岡吉典君 設立者の一人としてこの資金をつくるということになると、あなたの頭の中に浮かぶのがどうやら東京佐川急便の渡辺社長だったというのではなからうかと思えます。

あなたはこの間の衆議院予算委員会の答弁で、何度かたがた覚えてないという答弁をなさっております。再々お会いになって何度かたがたわかんないほどの深い関係なのかなど、いつごろからの知り合いかということをお伺いします。

○国務大臣(渡辺秀央君) 私が何回行ったかというふうなことは、それほど深い関係なのかわからない。いろいろおっしゃいますけれども、これはまた皆さんの協力者、企業関係者の皆さんに協力を得ようとしてやったことであるということでありまして、私がとりわけ深い関係だからそこに、渡辺の頭の中にその位置づけがあったというふうな憶測でこれはひとつおっしゃらないようにしたいと思います。

それから何回行ったかと。これはやっぱり協力をいただくのには、先生ね、一回行ってそれじゃというふうなわけにはまいらないと思うんです。準備の段階からあるいはまた計画の段階から、各協力者ともそうでありまして、ずっと説明をしながら、そしていつごろにどういうふうにお伺いするかということが順序でして、こういうものは、それは一気になんか簡単にいくような話ではございません。

○吉岡吉典君 一つごろからの知り合いですか。○国務大臣(渡辺秀央君) そう言われますと、少なくとも内閣官房副長官のときは存じ上げておりませんでした。このことだけは確かでございます。○吉岡吉典君 それで結構です。あなたは新堀出

身で自民党の新潟県連の会長もなさっておりまし
た。そういう関係で新潟佐川急便の稲木善也代表
取締役ですか、この人とは親交がありますか、あ
りませんか。

○国務大臣(渡辺秀央君) 私実は予算委員会でも
申し上げたんですが、衆議院の方で申し上げたん
ですが、存じ上げている方は渡辺社長さんだけで
ございました。ほかの方は一切存じておりません。
御面識もございません。

○吉岡吉典君 以上は確かめておきたかったこと
で、これから後が私自身がこれまでの答弁を丹念
に読ませていただき、また新聞で登場なさってお
答えになっていることも読ませていただいた上で
幾つか伺いたい点になります。

私は、最初に申し上げておきますけれども、国
会での答弁、それから新聞記事等丹念に読みまし
て、正直に言いました。あなたの方で言っていること
が本当なのか、それを信用していいのかだんだ
んわからなくなりました。そういうわけで以下に
だしていかなくちゃいかぬわけですが、最初に、
きょうも随分自重自戒、おわび、恥じるという言
葉がありました。速記録を読んでみますと、あな
た大臣に就任して以来、自重自戒、おわび、謝罪
反省というやうなのも幾つも出てくるんです。
ね。この言葉だけ拾い出して読んでみますと、そ
こだけでも紹介すればこの人はどんな悪いことを
やったんだらうかという気になりかねないぐら
い、反省だ、謝罪だ、おわびだ、恥じるというの
があるんですね。そういう印象を与えかねないや
うな言葉でございまして、一方で疑惑でなく
て誤解だというふうにもおっしゃっている。それ
なら一体何であんなに一生懸命に謝罪しなくちゃ
いかぬのかという疑問も持たますが、何を反省し
何を謝罪なさるんですか。それは政治倫理にもと
ることがあったから謝罪しようということなのか、
さっきからの答弁でもあります秘書との感情
的な摩擦を露呈しちゃったからそれを反省しよう
というのか、何を反省するのでしょうか。
○国務大臣(渡辺秀央君) これは先生、全部読ん

でいただいたとおっしゃってられますけれども、
も、読んでいただけると前後の脈絡を御理解いた
だけると思っています。

それはまず、私は、この問題についてとにかく
国会で質疑が行われたり、あるいは郵政大臣とい
う重要な役職にある私がたとえ元秘書、二十年來
の信頼関係を感情の行き違いで失ってしまったと
いうことが原因として出されたものであったに
しても、これは私としては、郵政省の先ほど来
申し上げているように三十万の職員の方々に
あるいはまた郵政関係に従事しておられるさら
な三十万の方々に、これは私としては先ほど
来御指摘をいただいているように何としてもそ
のことだけでもまずおわびをしなきゃならぬ。

あるいはまた国会議員と秘書との信頼関係、あ
るいはまた大学の皆さんのいわゆる大学人とし
ての皆様方に、まるで裏口入学あるいはまた不正入
学、そんなことの誤解や、あるいはまた何とい
ましようか、そういうことを想像されるようなこ
とで報道されたということは神聖な大学の人た
ちに対して極めて申しわけない。あるいはまた、
秘書と代議士、政治家との関係というのはまさに
二位一体でなさいいけないのに、その関係を私の
人間の至らなさに失ってしまつてああいう行為を
元秘書が行つたということは、これは言うならば、
相対する信頼関係というものを考えたときに、本
当にこれは今の秘書さんや先生方にもそれぞれ御
迷惑かけたのかなど。

こういう各般の問題について私は少なくとも道
義的にもある意味においておわびをし、そして私
の反省の気持ち、これは質問がございしますし、
私も率直にそのことについて申し述べ、あるいは
気持ちに披瀝をしなければなりませんので、つい
今おっしゃられるようにたくさんおわびの言葉
が入っているということではないかと思ひます。
これは御理解いただきたいと思ひます。

○吉岡吉典君 私は今の点であなたが反省という
ことを盛んに言っておられる中身がわかりまし
た。

そうすると、あなた自身は、一連の論議もされ、
マスコミでも取り上げられてきた問題をめぐって
政治倫理上とか言われるようなものは何もない
という認識でおいでるわけですね。

○国務大臣(渡辺秀央君) 先生、何にもないとは
申し上げておりません。報道されたり、あるいはまた
そういうことを指摘されたり、まさに李下に冠を
正さずというお話も先ほどございました。そうい
う点からしましても、これも言いわけや弁解の余
地のない一つの私の至らなさ、あるいはまた不徳
のいたすところである、相手のせいにするべきもの
ではない。あるいはまた、私からこが違つてあそ
こが違つたという答弁今までしております。質問
に対して私は答えてきているんです。そのことは
ぜひ御理解をいただきたいんです。

私がとにかくここで自分のあかしを立てるため
だけになくて、今までの不明、不徳をおわびしな
がら、そしておっしゃられる質問に対して誠実に
お答えをして誤解を解き、あるいはまた信頼を回
復させていただきたいという熱意からだけでござ
います。

○吉岡吉典君 要するにあなたは秘書がああいう
ことをしゃべってマスコミに問題になった以下の
ことを謝罪している。書かれたこと自体は不徳だ
けれども、自分が行った行為の中に疑惑があると
いうことではないかということをおっしゃって
きているんですね、それは誤解だと。それで、こ
れまでのあなたのおっしゃっていることはよくわ
かるので、私はあなたの問題が発覚してから以降
の対応の中に政治家の根本的な資格を問われる重
大問題があると思ひますよ。

それは、この間の衆議院の予算委員会、あな
たがお認めになった一九八九年の三月末から四月
の時期の五百万円問題をめぐる全面否定の記者会
見は、本當のことが言えなかったとおっしゃった
ことです。要するに、この間の七日の予算委員
会での木島議員の質問への答弁というのは、言い
にくかったので本當のことを言わないで全面否定
したんだという答弁ですよ。

ところが、私當時の新聞読み返してみました。
あなたが五百万円を受け取ったことがないという
のは、例えば新潟日報を見ても三回記者会見
であなたは全面否定しておられますね。それで最
初のは「もらつてない」という大見出しで出てい
ます。「身に覚えがない」、これは三月三十日付で
すね。それからその次の記事というのは、「事実
ない」重ねて否定」という記事が出ており、そして
四月二日の記者会見で再度もらつた事実はない
と。しかもあなたは、当時後援会の旅行中にも一
〇〇%、二〇〇%というふうにはないというふう
に言明されたという報道も新潟日報には出ており
ます。そうすると、この三、四日の間だけ見ても四
つあなたが全面否定した発言があるわけですね。

それから三年間も読者は、そういう三百万も五
百万も含めて一切そういうことがない政治家だつ
たと思ひ込まれていくわけですよ。私調べてみ
ましたら新潟日報だけで四十五万五千部出てい
るそうですね。これは新潟日報だけが報道したわけ
じゃありませんよ。新潟で出ている新聞の数は八
十五万六千部ですね。それだけの人数にあなたは三
年間事実を隠したまま、きつい言葉で言えばこの
記者会見というのは私はほうそ会見の報道が出た
と思ひますよ。三年間読者、県民にこういう事実
に反する意図的な発言をしておいて、そのこと自体
は何の責任も感じないのですか。秘書と無関係で
すよ、これは。

○国務大臣(渡辺秀央君) 今御指摘をいただきま
した点は、先日衆議院の予算委員会でおわびを
し、釈明をさせていただいたのですが、現実には私
が六十三年の八月に受け取りました五百万円のお
金につきましては、その後そのことがわかりまし
たので、九月の下旬ごろという記憶しかわかりま
せんのでそう申し上げたのですが、そこでお返し
をしている。その金は全然使わずに、小切手でい
ただいたのです。そのまま銀行の方にありまし
たから、そしてそれは現金化してお返しをしたか
ら、今自分の気持ちの中では、それを政治活動に
使つたということと若干のじくじたるものが

あったかわかりませんが、言うならば、全くその当時であるのに無神経といえは無神経ですけれども、いただいてしまつて、そして事務的に銀行に入れてしまった。そしてそれをお返ししたという気持ちの安堵感、そういうものが私にありましたので、私はあの雰囲気の中で、実はいただいて返しましたという事は言えずに、しかもまた御案内のとおり、今先生が日報の記事を指摘されましたが、もう一つそれよりも数日後に、「最近」、この「最近」というのが違つていゝるんですけれども、「全額五百万円を返還」という大きな見出しで、それは私は否定しているということにはなつていないけれども、しかし五百万円は受けて返還したということが載つてゐるんです。非常に大きな見出しでございます。このとおり、五段抜きと言ふんではどうか。ですから私は、このリクルートの献金というのは、この六十三年の五百万円というのは、これはお返しはしてゐるけれども私のところへ一たん来たという事実は報道された、これが実は頭の中にはありつゝもお返しをしてゐたものですから、当時の環境の中で私は否定せざるを得なかつたということをお返しは釈明を申し上げたわけではす。

○吉岡吉典君 それは何日の新聞ですか。

○国務大臣(渡辺秀央君) これは平成元年の四月九日の新聞です。これは新潟日報であります。

○吉岡吉典君 あなたが返したと書いてあるわけですか。

○国務大臣(渡辺秀央君) 「最近全額五百万円を返還」と出ています。

あるいは毎日新聞がやっぱり九日に、八日私が否定しているけれども、渡辺議員サイドが最近になつてリクルートに五百万円を返還してゐた一部報道されたことからというふうになつて、私、先生そんなに構つたことなくて、当時は混乱もしていますし、それから対応も十分でないものですから、そういう意味で率直にその当時のことを頭に浮かべて、私は大臣就任のときの記者会見もそれを含めて実は申し上げてゐるわけでございます。

○吉岡吉典君 あなたはそういうふうにおつしやいますけれども、新潟日報の記者会見の記事を読んでみますと、一たん受け取つて返却したのではないですかという質問まで出てゐるんです。それに対して、そうではないけれどもとないんだといつて答えてゐるんです。あなたの会見を読んでみますと、その当時、ほかの受け取つた議員は受け取つたけれど返したというのを新聞で見で語つてゐるんです。あなた以外の何人かの人も。当時出てゐるわけですか。ですから言ひにくいなんといふことはないですよ。子供の言ひわけではあるまいし。天下の公人が一たん受け取つて返したんじゃないかといふことまで具体的に質問されて、そのときに頭の中になれば、いやそうだとはいへないものを、そうじゃない、もととなひんだと言つて、それで後からそのときには言ひにくかつたとか、その当時の環境では言えなかつたなんといふのは通りませんよ。ほかの人は認めてゐることをあなたは認めてゐないわけですか。ですから、新聞で堂々といふことを語つたという問題は、これは天下の公人として我々了解することできませんよ。これは読者に對して、県民に對してどういふ責任を負いますか。あなたはしかも、その後の選挙のときの選挙公報を見てもこういうことは一切触れてゐない。やはりリクルートで疑惑をかけられたら、それに対するきちつとした態度ぐらい表明してもいいと思ひますよ。同時に、あなたの釈明は当時新潟県でも通つてないんです。

あなたはその後、新潟県連の会長をおやめになつてゐますね。あれはなぜやめたんですか。このけりをつけたんじゃないですか。

○国務大臣(渡辺秀央君) ですから、私は県連会長を一つのけじめとしてやめさせてもらつたわけなんです。本当にこれは、もうおしかりの部分もそれは私当然だと思ひます。今本当にこういう時期になつてみて、しかし選挙のときに、私が選挙民に對してそのことを触れなかつたといふふうにおつしやいますけれども、私は自分の支持者や、ある

いはまた選挙をやつたときには、六十二年のときには、私の不注意であつたといふことは、リクルート問題についてはきちんと話をして、そして有権者の皆さんに訴えて当選をさせていただいておきます。これはどうぞひとつ間違ひないようにしてください。そんなことを逃げて、活字になつてゐるから、なつてゐないからどうだといふふうには言われたら私困りますよ、それは。

○吉岡吉典君 今新潟県連の会長を辞任したのはリクルート問題のけじめだつたといふことはお認めになりましたから、けじめをつけなきゃならぬといふことがあつたといふことだけは確認させていただきます。

あなた後で記事が出てゐるといふので、それで何かその記者会見が大したことなかつたかのようにおつしやるのかもしれないけれども、あなたの一連のものをずっと読み返してみますとみんな同じですね。最初は全面否定、そして逃れられなくなると認める。それで例のリクルート株の問題も、最初は全面否定です。そして後からお認めになる。入学あつせん問題——あつせんという言葉をあなはお嫌ひになりますから、あつせんと言わずに入学問題といふふうにしなすうか。これもあなたは加藤官房長官に全面否定の釈明をなさつたやうで、加藤官房長官はその直後の記者会見で、全くその関係がないことだといふ釈明があつたといふ記者会見をし、新聞報道によると、その後時間余り置かないで事実上認める結果になつた、こういうふうになつてゐますね。一々挙げませんが、多くの問題を見ると、最初は全面否定ですが、やむを得なくなると認めるというのがあるたの手です。

あなたは四月二日の記者会見までは三回続けて記者会見で否定しておいて、その後とうとう認めるを得なくなつて返したといふことを認めてゐる。それでは通りませんよ、そういう記者会見で私も新聞の経験ありますから、書かされた新聞だつて大変じゃないですか。三回も続けてあなたに具体的に返した事実はないかといふことまで切

り込んで、しかも全面否定されて、新潟日報は大々的に三回のあなたのそういう全く事実と反する報道をやらされたわけですから、それだけでもそれは重大な責任を感じてもらわなくちゃいかぬことです。

○国務大臣(渡辺秀央君) それは責任を感じております。

それから、加藤官房長官のころの話は、これは吉岡委員おつしやいますけれども、私は今まで認めてゐることはありませんよ。それは私の答弁の中身をぜひ御一読いただきたいんです。私の支持者が私にお願いに来ることだから、だから私は誠心誠意そのことに対して話を聞いたり、あるいはまた相談に乗つたりしてゐた。しかも、金品に對して私が指示をしたり、あるいはまた要求をしたり、あるいは先ほど申し上げてゐるやうに、今の大学のシステムからしてそんなで可もしいことを言うやうなことはいたしません、それは。しかしながら……

○吉岡吉典君 それは事実でしょう。

○国務大臣(渡辺秀央君) いやいや違ひますよ。しかしながら、支持者ですから、おいでになつたときに幾ばくかの、この機会に渡辺さん役に立てさせてください、私もうれしかつた。あるいは東京においでになつて、それは入学の相談ばかりじゃなくとも、いろいろな意味で支持者が私に応援をしてくださることはありますよ。そういう意味で私は認めた。その一部は政治献金としてきちんと対応してあるし、税制上、政治資金規正法の秘書を、そういうふうには答えてゐるのであつて、先生はそれを、私が今度は入学の相談で金を受け取つたことを認めてゐるみたいなのに今ここであなたが勝手におつしやつてゐる。

○吉岡吉典君 そんなことは言つてないですよ。○国務大臣(渡辺秀央君) いやいやさつきさうおつしやつたんです。そんなことはございませんといいことだけははっきりしておかなきゃいけません。

○吉岡吉典君 僕は入学あつせんをしようと書いていませんよ。入学あつせんと言うとあなた嫌がるから、入学問題という言葉まで言いかえて言っているんですよ。

当時の新聞に出ていますからね。加藤官房長官は、その問題一切関係がないという釈明があつたというのが新聞に報道されていますよ。そうじゃないでしよう。今あなたそう言うけれども、衆議院の予算委員会で社会党の山花書記長に対する答弁とその後の小岩井議員に対する答弁とでも食い違ってくるんですよ。その場であなたは言い逃れしている。その典型があなたの新聞記者会見ですよ。

言にくい環境にあつたとか、言にくいから本當のことを言わずにうそを見をした。そうなら、言にくいときには本當のことを言わない政治家、言にくい環境のところでは本當のことを言わない大臣だというふうに我々見ざるを得なくなるわけですよ。そういう人に政治が任せられますか。言にくいことは言わない。言にくい環境のときには本當のことを言わないといつてあなたつきのこの予算委員会で認めなければなりませんか。そうなるあなた答弁のどの日の答弁は信用していいのか。言にくくて本當のことを言わなかったのかもしれないということを我々は言わざるを得なくなりますよ。

○國務大臣(渡辺秀央君) ですから、私はとにかく五百万円の金はお返しをしていたので、自分の気持ちの中で、使つていたとするならば恐らくそういうことが言えなかつたんだらうと私も反省してみても思いますが、しかし少なくとも、全く事務的にそういう行為が行われてしまつていたという、それは本當に私も慌てたんです。だから早く返しなさい、それは受け取つちやいけなさいお金だということでした。その後の数カ月たつたことでありますから、私の気持ちの中で、まことに申しわけないことでありますけれども、お返しをしたという安堵感が一方にあり、あるいはまた私のそういう一面が、その安堵感というものがあるという言葉にあらわれてしまつたということが非

常に申しわけないことだということをわびしているわけであつて、その背景の一つがそういう意味があるということ、そこはひとつ全く全部を同じようにおとらえにならずに考えていただきたいと私は思ふんですよ。私も今當時のことをいろいろ質問を受けて思ひ出しながら、反省をしながら、全く御案内のとおり答弁書も見ずに私の今の感じを申し上げているんですよ。本當に私自身も正直極めて遺憾でございまして、本當に反省をいたしておるところでございます。

○吉岡吉典君 私は、五百万円を返したか返さないかというところに焦点を置いてるのじやなくて、政治家として、天下の公人が記者会見で言にくいことはうそをつくということでは済まされるかどうか。しかも、それは一対一の発言ならいいですよ。八十何万部の新聞にそれが書かれていくわけですよ。三回繰り返して書いたのは新海日報で、行方よりも國際的に世界政治の世界でそういう問題こそ最大の問題になるんですよ。それをそのときの状況でどう言わざるを得なかつたんだということでも理解を求めるといふ大臣の政治感覚が私にはわかりません。それで、私は入学の新聞記事を見つめましたけれども、官房長官の記者会見の記事もあなたの今の釈明とは全然違いますよ。

私は、もう時間がないからこれ以上ここで個々の問題はできませんけれども、あなたの発言は全部第一回は全面否定から始まつていくわけですよ。そして、八九年の会見も四月の二日までは何とか防げたかもしれない。しかし、その後もうだめになつてどうも認めざるを得なかつたということかもしれない。私はその記事読んでいませんけれども、あなた自分の口で認めているんですよ。二日の会見ではこう言つたけれども、実際には受け取つて返したんだということをその記者会見で自分自身で言っているんですか、どうですか。それじゃあなたは認めていないわけでしょう、今日まで。受け取つたが返したということをその会見であなたは語っているわけですから、語っていない

ければ、三年間あなたは受け取つたことはあるが返したんだということでは認めないままきたことになるわけですよ。それでは政治家は済まされませんよ。

あなたね、もう一度私聞きます。言にくいことは言わない、言えない場合がある、環境によつては本當のことが言えないことがあるということ、政治事務まると思ひますか。大臣が務まると思ひますか。そのときの状況がどうあれ、そういうことはあるんだというのがあなたの認識なのか。それはどの程度の性質のものなのか。ちよつとまづかつたという程度のものなのかどうか。記者会見でそういうことを会見した。一回のみならず三回もやつたということについてのあなたの認識をもう一度述べてください。

○委員長(粕谷照美君) 吉岡委員、時間です。○吉岡吉典君 はい。

○國務大臣(渡辺秀央君) その件に関しましては深く反省をいたしております。今後はそういうことのないようにきちんと対応をし、かつまた御指摘を受けたようなことを私は今後二度といたさないようにいたしたいと思つております。

○足立良平君 私は、政治の倫理といふことが政治をめぐりまして国民は大変に政治不信、ある面におきましては政治家不信、こういう状態に今最高潮に達しているのではないかと、このように考えております。そういう面、この政治倫理の問題につきましては個人にかかわる問題あるいはまた今日の政治のシステムにかかわる問題、いろいろ問題があるわけでありまして、私もいろいろ問題については、今既にいろいろ議論がされておりますが、この問題につきましては別の場に譲つていきたい、このように思ひます。ただ、大臣もたびたび話をされておりますけれども、これからの行動を通じてそれをきちんとしていくということ、私はそれを大変重く受けとめております。そういう面、これから大臣の行動について私は十分注視をしていきたい、このように思つておりますので、そのことだけまず冒頭に申し上げておきたい、こ

のように思ひます。

さて、私の本日質問をさせていただきたい内容は、一つは郵便事業の關係、それからNHKの難視聴対策の關係、あるいはまた民族を含めての關係、それから特に外国製品の政府調達の問題、この程度の問題に本日のご時間もございせんから絞つて進めてまいりたい、このように思ひます。

それです第一点目に、郵便事業の今後のあり方といふ状況についてでございますが、これはことしの二十七日付のマスコミの中に出てくるわけでありまして、今後郵便事業というのは大変赤字になつてくるだろうという予測がそれぞれ出されていくわけでありまして、これはそれぞれ既に衆議院の中におきましても議論がされていくであろうでございますが、今後人件費の問題であるとか運送費の問題であるとか、いろいろ赤字要因といふのは大変メシロ押しにあるといふことは私もある程度理解が出来ます。

ここで、私は質問の焦点として、今後国として郵便事業を行つていく基本的な姿勢といふものがどういふところに置かなければならないのかといふことをお聞きをいたしたいんです。と申しますのは、私は今までのこの通信委員会に所属をいたしまして、そして郵政省が例えば郵便の即日配達であるとか特急配達であるとか、あるいはまた小包郵便をさらにふやしていくとか、あらゆる問題で大変意欲的に、そして積極的な、しかもそれは労使關係といふものを十分大事にしながら今日まで進めてきておられるし、そしてそのことによりまして郵便会計といふものが今日まで黒字基調で推移をしてきたその努力といふものは、私は率直にしかも高く評価をいたしたいと思ふんです。

ただ、ここまでの統計をずっと拝見をいたしておりますと、小包郵便のウエートというのを見ますと、いわゆる郵政省の小包とそれから宅配便との關係を見ますと、昭和六十三年くらいから漸次一般の宅配業者の伸び率が下がつてきて、シェアも下がつてきて、郵政省の方がむしろシエ

アとしては高くなつてきているという数字が今出ているわけでありまして。これはいろんな評価の仕方がある。先ほど言いましたように郵政省の努力の結果だということも言えないこともないわけでありまして、ただ一方で、今日の郵政省だけではなしにいわゆる運送業というものを大きくとらまえてみましたときに、大変これは問題がござい

ます。例えは年間の総労働時間、一般の運送業ですね、二千六百時間くらいに達している。一般の労働者が二千二百時間とか二千何時間で問題があるというふう言われているにもかかわらず、一般の運送業というのは約二千六百時間に年間達している。そして今トラックの労働者というのは約四百万人くらいは従事しているわけですね。そして、閣議でも決定をいたしておりますように今例えは千八百時間に年間の労働時間をしますと、ジャスト・イン・タイムの状態を運送業務を続けていくとするなら大体八十五、六万人、約百万人くらいは運送業の労働者不足になっていくのではないかと今ように想定をされている。

このように今労働者不足というのは、とりわけ労働集約型である運送業に集約をいたしておりますときに、この宅配便というものもある面においては今までのようなジャスト・イン・タイムの状態ですつとやつくことには大変問題が出てきています。それが郵政省の努力もさることながら一方で逆に郵政省側の小包の方にまた返ってくるという傾向が今出てきているのではないかと、私はこのように想定します。

そうしますと、郵政省のこれからこの種の業務のあり方として、先ほど言いましたように、これから一般の宅配業者と同じようなスタンスで、同じ考え方で競争をやっていくとすると、一年間に二千六百時間の労働時間がある、一方で高賃金ということをや若干保障していただきますけれども、極めて非人間的な状態で今進められている。それと全く同じ状態で郵政省においてこういう宅配業務をするということは、私はちよつとやつぱり問題

があるのではないかと。それなら郵政省として、国としてこの業務をやるということの意味づけは一体どこにあるのかという問題が私は出てくるのではなからうかというふうに実は思っています。この辺のところ、やはり郵政省として、国としてこういう業務をやっていくということ、そして一方では民間業者とのこういう競争関係の中でどういふスタンスを持ってやっていかなければいけないのかということとを郵政省として一体どのようにお考えになっているのか、まずこの点についてお聞かせを願いたいと思います。

○政府委員(早田利雄君) 先生だいま御指摘ございましたように、民間宅配便は先ほどお話ございましたように労働力の不足というふうなことから総数を抑えるというふうな形のものも時には見られるようございまして、そういう意味では六七〇の伸びということに對しまして、私どもの郵便事業の小包におきましては一七、八〇の伸びを示しております。

そういう中で、最近私どもの郵便事業の中でも郵便物数がどんどんふえてまいりまして、これを処理するところにつきまして、処理能力の面で大変オーバーフローになってきたことは事実でございまして。しかも、それが全国的というよりもむしろ東京を中心とする首都圏におきまして、局舎の不足であるとか要員の不足であるとかいうものが顕著になってきたというふうなところから、私どもにつきましても将来的にどうしていくのかということも十分内部でも考えておりますけれども、昨年の五月から新日鉄の三鬼会長を座長とします長期展望に関する委員会というふうなものも設けまして、将来の需要予測をまた郵便事業のあり方としてどうあるべきかということとを来年を目途に研究をしていただいているところでございまして。

○足立良平君 研究していただくのはいいんですが、既にそういう状況報告はしたわけですね。ですからその上に立つて、郵政省として一体これからどういう考え方で進めようと思われているのか。

研究というだけでなしに、もう少し踏み込んだ考え方をやつぱり示しておいてもらいたいと思えます。

○政府委員(早田利雄君) 基本的には私も今後とも安定した業務運行を確保するというのが最大の目的でございまして、そういう点では、ふえてまいります郵便物を確保するということのためには、私どもとしましては最低限としてやはりすべての国民の皆様方のサービスを確保するということも必要でございまして、と申す伸びるに任せましてこのままいつていたのでは、私どもも大変な局面をつくらなかならない、また人々を採用しなかならないというふうなところから見ますと、おのずからあるべき方向も考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現在の段階で、実はこういうふうな年間五〇%程度の伸びを確保していきたいというふうなものはまだできていないのが現状でございまして。

○足立良平君 大変難しい面があるんではないけれども、ただ私は、やつぱり民間業者と全く同次元での競争というものを考えていくということになると、郵政省の一つの現業部門としてそれを運営していくということは、ちよつとやつぱりそれではなぜかという疑問が出てくるのではないかと。ですから、今現在の宅配業務、これはちよつとこの委員会とは別の問題でありますけれども、そういうものをただしていくために、郵政省としてはいくんだというものを一つのモデルケースとしてやつぱり提示をして、そしてそれが我が国の産業構造全体にそういうふうな方向で波及をしていくような指導性というものが郵政省の側にありませんと、この問題は将来ますますおしくなってくる、このように実は思っております。そういうことだけ申し上げておきたい、このように思っています。

そうすると、かつては鉄道から今度は自動車に郵政省の何も変わつてきている。今また鉄道ということを見直していかなきやならない、こういう時代に入つてきている。

特に今日の地球環境の問題であるとか、例えばこれは東京都だけで言いますと、いわゆるNOxの排出量をとりまして、移動発生源が東京二十三区だつたら約七割くらいだろう、固定発生源に比べますと。いわゆる自動車ですね。そうすると、これからの環境問題であるとかあるいはエネルギー問題であるとか、そういういろんなものを考えてみると、自動車でもって全部全国に郵便物なり小包を配達しているやつを、鉄道なら鉄道に切りかえていくとか、そういう政策的なものが郵政省の側にあつては、国で行うこういう業務においてはそういうものがあつてしかるべきではないか、こういうふうな思ふんですけれども、そういう点についてさらにちよつと考え方を示していただきたいと思います。

○政府委員(早田利雄君) 御指摘ございましたように、五十九年の二月に従来の鉄道中心の考え方から自動車それから航空便に変えたところでございまして、その理由につきましては時間の関係もございましてのお話し申し上げませんけれども、しかし最近におきまして、今御指摘ございましたように著しい交通渋滞であるとか、あるいは大気汚染の問題をしてもまた運転手不足というふうなものも私どもも当然そういう形になっておりますので、今後、今検討されておりますモデルシフトにつきましては十分関心を持ちながらやっておりますというふうに思っております。

そしてまた、今私どもの郵便物の輸送のシェアからいいますと、鉄道コンテナにつきましては今二%のシェアしか占めておりませんけれども、ただ、最近私ども鉄道での輸送ということに積極的に取り組んでおりまして、平成二年度におきましては、その前年に比べて五〇%増しという形で、今後とも鉄道輸送につきましては、特にJRコンテナでございまして、積極的に活用し

ていきたいというふうに思っております。

○足立良平君 それではひとつそういう方向でさらに検討を続けていただきたいと思ひます。

次に、NHKの難視聴対策の関係についてお聞きをいたしておきたいと思ひます。

これは平成元年度の補正予算で決定をいたしましたところでありまして、実績を見ますと、平成二年度で六千件の当初計画に対して三百三十五件の実施がある。平成三年度は八千件に対して、これはちよつとふえているんですが、二千八百九十二件、計画に対して三六％、こういう状況であるようであります。計画に対してこのように実績が大幅に少ない理由というのは一体どこにあるのか、郵政省の考え方を聞かせたいと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。

昨年秋から本格的に地道にこの問題の解決に努力しました結果、実績は向上してきておりますけれども、今御指摘のありましたように計画に比べて実績が少ないうえに理由を私どもなりに分析しました結果、一つには本制度が地方自治体や地域住民に余り知られていないこと。それから、NHKの難視聴世帯が市町村内の一部の世帯に限られているために難視聴解消に対する地方自治体の関心がまだ低いこと。それから、私ども反省しなきゃいけないことが、本制度の周知徹底が不十分であったことなどだということに分析しております。

○足立良平君 今三つの理由が示されているわけでありまして、これは平成元年度の補正予算のときに私もこの委員会でも議論をいたしました一人でございします。そのときに、アンテナのチューナーですね、これは約十万円くらいということを前提に議論をいたしましたわけでありまして、今日の市場価格を見ますともう相当価格が下がってまいりましたので、そしてもう大体半分程度、五、六万円くらいになっているんじゃないだろうかというふうに私は思っております。

そうしますと、難視聴対策というものを早急にやっていくというのは、これはこの前の平成元年度の議論の中にも出ておりました、これはもうで

きるだけ早く、十年以内に全部解消してしまいたいというのが当初の物の考え方であるわけでありまして、こういうふうな金額的にも減ってきていますし、そして実際的にも早くやっています、こういう観点からいたしますと、私は、実際は今のままではなくとも知恵が出てくるのではないかと、やり方として、こういう考え方もちよつと持つんですが、これにつきまして何か郵政省の方で考え方をございしますか。

○政府委員(小野沢知之君) お答え申し上げます。

NHKの難視聴の解消の問題ですが、放送の普及を通じて住民福祉の向上や生活環境の整備を図るためにNHKとか国とか地方自治体が相互に連携をとって実現していくべきものでございします。最近の経験から得たことによりまして、やはり国と地方自治体との一体的な助成によつて住民の要望などの地域の実情に即した施策を行うことが可能となるというふうに考えております。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、この三、四カ月の経験を生かしましてそういった一体的な取り組みをまずここで十分にやってみたいというふうに考えております。

○足立良平君 これは今の局長の御答弁にあるんですけれども、国と地方自治体が一体となつてやるということですが、今難視聴地域と言われていたような市町村、市はございせんね、ほとんど町村ですね。直接電話等含めましてちよつと私実は当たつてみたんですよ、一体どういふ実態にあるんだらうかと。郵政省の方の考えておられる実態認識としてそれぞれの地域の実態、一体どうなっているんだらうかと。

ちよつと当たつてみますと、山合いの地区でノイズが入つてどちらかといえば画面が少し見にくいくというふうな町村の担当者もおります。それから、共聴アンテナができてまして難視聴というのは解消済みだ、郵政省の方の資料ではこれは難視聴地域だといふに言われている地域でもう既に解消してありますよというところがあるんです。それから、町村の担当者が、え、何のことですかと言

て初めからわかつていない、今おっしゃったとおり。もう既にこの法律が通つて二年以上たつているのに、あるいはまた、あのときの本委員会での議論の中でも早急にPRしてきちんとやりますというふうにお約束をしているにもかかわらず、町村の担当者というのは全くそのことを承知していないというところもございします。住民から苦情というのはここ数年間全くありません。郵政省の方の資料ではこれは難視聴区域ですよ、町村ですよとなつてはいますけれども、そういうアンサーが返つてくるところも多いんです。

そうしますと、私は、十万件というふうになつていて郵政省の考え方、見方というものが本質的に変わつてしまふんじゃないか。十万件そのものは、もう現実に日本の場合に難視聴区域というのはないではないか、こんな感じも実はいたすわけでありまして。

そうしますと、そういうふうな実態というものをもう少し把握をした上で、これは国の負担とか地方自治体の負担とかあるんですが、地方自治体としてもこれはもうなるべくだつたら今予算支出したくないという気持ちがあるんで、こんなに金額が減つてきているわけですから、だから国でいっそのこととんと見よう、自治体の分は持たずに、そして早急に難視聴区域というものを解消していこうというふうな決断を私はしたいのではありませんか。事実これは法律改正でなしに、交付要綱で国が四分の一、地方自治体が四分の一、そして本人が二分の一ということを決めていけるわけですから、法改正をしなくてもいけるわけですからね。したがって、そういう面でも、郵政省として早急に解消していくという観点でこの問題は取り組み考え方がございせんか。再度お聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小野沢知之君) お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、この三、四カ月関係者一同と心を合わせ力を合わせました結果、平成二年度に比べて平成三年度で九倍に実績が上がつています。そういったことで地方公共団体等と協力することの大切さを身にしみて感じておりますので、この辺の施策をさらに充実したいと思つておりますのと、あと、実態の方ですが、新しい実態調査が今進んでおりまして、本年の四月にその報告が出ます。今先生の御指摘の点も踏まえながら、さらにいろいろ精査してこれからの実態分析それから施策の充実に努めてまいりたいというふうに現段階では考えております。

○国務大臣(渡辺秀央君) 先ほどから伺つております。現実には地方自治体の助成措置は必要だと。やっぱり今まで関心あるいはまた取り組みが弱くなつていて、要するに責任分担という観点が少し欠如している。今局長が答弁されたように、何とかNHK、国、地方自治体、この三者が協力し合つて、そして難視聴区域を本当に完全解消する。とにかく先進国と言われておつてこういう実態ではいかげなものと、あるいは経済大国、生活大国と言われている感じがなにかとこい感じはお互い本当にするわけですね。今後とも効果的な施策についてさらに省内で検討させますので、先生の御意見も踏まえながら、あるいはまた御指導もいただきながら取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○足立良平君 大臣の今の答弁聞いていますと少し安心をいたしました。ひとつ検討をお願いしておきたいと思ひます。

それから次に、これは民放の関係でございします。これは午前中山田議員からもちよつと質問が出ていたわけですが、昨年決めた負担割合です、この負担割合を今回は公益法人はゼロということ、いわゆる放送事業者の方はゼロとゼロに、なしということにしたのか、ちよつともう一度聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(白井太君) 午前中の当委員会での方で答弁させていただいたことと若干グブるわけ

であります。少し角度を変えて申し上げますと、情報通信に対する公共投資のあり方については、実は私どもの希望としてはできるだけ金額を公共投資として情報通信基盤の整備のために注ぎ込むようにしたいというのがもともと希望でございました。ただ、平成三年度の場合は公益法人を事業主体とするということになったのですから、結果として国の補助率というのは四分の一でありまして、このようなやり方の場合には国の補助率というのは大体四分の一がどうも限度だということのようでございます。

私も、こういう事業については国が半分くらい負担をするということであるべきだということとで当初の案を案は一昨年でありましたけれども、とめておつたんですが、この種の事業というのは初めてのことでございまして、そこまでは参りませんで、結果としては国の負担率は四分の一だということとで予算化したわけであります。その後でできるだけ補助率を上げたいというふうな考えもありまして、今回実は三分の一に引き上げられたわけですが、ただ引き上げるためにはいろいろいいますか、引き上げることとあわせて市町村みずからが事業主体になるというふうなことに仕組みを変えたわけであります。

こうした補助率を上げる必要性というのは、午前中もちょっと触れましたけれども、今の平成三年度の仕組みの場合ですと、結果的には事業者の方が施設の整備費の半額を結果として負担するということになっていくわけですが、この半額の負担というのが結果として見ると大変重い負担になるという現実もあるわけであります。そこで、市町村を事業主体にいたしました国の補助率を上げる。そうすると残りは市町村あるいは都道府県が負担をするということになるわけですが、過疎地等の地域に限るということにいたしますと、都道府県あるいは市町村に対して今度は現在の仕組みの中でも地方交付税という形で面倒を見ることができるといふことがあるのですから、そうした仕組みを利用することによってできるだけ格差は

正事業というもののピッチを上げていきたいというふうなこともありまして、今回のような仕組みの変更をいたしましたわけでありまして、結果として見ますと、道路をつくるのと同じように、従来言われておりました公共事業というものに非常に近くなってきたというところを申し上げてよろしいのではないかと考えております。

○足立良平君 公共事業に非常に近い、まさにそのとおりなのかもしれません。ただ、私がちよつとここで聞きをしておきたいのは、初年度に十三カ所ですけれども行われていたのは、公益法人も設立をされているわけですね。平成三年度には既にやられて、しかもそれは半額負担をして既にやられている。平成四年度はそれでやるのか地方自治体でやるのかという議論が午前中ございましたけれども、既にやられているところの公平ということとは本当に期されるのか、そんな一年でころつと変わっちゃってということが一つ。

それからもう一つ、この電気通信格差は正事業というものの事業の趣旨というものは、局長が午前中に山田議員の質問に対してもお答えになったように、一つは、今いじくも言われました。公共投資は国民の財産的なものとして公的資産形成になじみにくい、いわゆる公益法人でやると。こういう理由が一つ。これはちよつと後で私お聞きしたいと思うんですが、それと採算性が合にくいというところ。ただ、採算性が合にくいというところは、本来のこの事業の趣旨というものは、これは明確に書かれているわけですね。「採算性などの点で民間だけでは情報通信基盤の整備が困難な地域においては、生活面における情報格差が拡大することが懸念されている。」したがって、「公的部門と民間部門が適切な役割分担を行い、バランスのとれた整備を推進していく必要がある。」というのがそもそものこの正事業なんですよ。そうすると、結局採算が合にくいというのは、いわゆる辺地の場合にはそれは当然だと。だから公的なものと私的なものととの関係で見ていきたいと思いますという趣旨は、一年でこの趣旨がころ

んと変わっちゃつと、一体これはどういうことなのかという疑問を私は実は持つんです。ちよつともう一度答弁してください。

○政府委員(白井太君) まず昨年との公平の問題でございますが、これは率直に申し上げまして、私どもとしては余り大きな問題はないというふうな思っております。と申しますのは、昨年非常に大きな負担をしたというのは事業者であるわけでありまして、つまり、放送会社でありますとかあるいはNTT等の電気通信事業者をやっておられる事業者の方々でありますけれども、この事業者の方々は大体において平成四年度以降も事業者という立場であられることは変わりありませんで、非常に平たい言い方をいたしますと、平成三年度に行つたところについては少し負担が多かつた、それから平成四年度以降のものについては負担が減つたということでありまして、平成三年度にやられた方と平成四年度以降でやられた方との間の不公平というのは余り出ないのではないかとこのように思っております。

それからもう一つは、採算性との関係で、官民の役割分担を考えたバランスのとれた形で情報通信基盤の整備をしていくということとの関係であります。実は私どもの場合、官民の適切な役割分担のもとに整備を進めるという場合には前提がございまして、情報通信基盤というのは、ある意味では今日のように電気通信事業等が民営化された我が国におきましては、情報通信基盤については、電気通信の場合ですと民営の電気通信事業者が基本的にはこれを整備していく主体として考えるのが原則だと。ただ、しかしそれに任せてばかりおくと、結果としては山間地域のような非常に採算性がとりにくいところにおいてはどうしてもそういう基盤の整備がおくれないというふうなことがあるので、そういうところについては積極的に公的な資金も投入してその整備を図っていくべきだといふ考え方があつたわけでありまして、したがって、官民の役割分担というふうな言葉を使いますときには、ある特定の地域の特定の設備について官と民がお金を出し合つてというふうなことで実は考えておるわけではなくて、全国的な整備をする場合についてこのように地域はむしろ国が積極的に手を出すべきではないかと、ここはもう民間に任せておいてもいい地域ではないかというふうな分担がある程度頭の中であらうな表現をさせていただいているわけでございます。

○足立良平君 ちよつと今の答弁聞いていますけれどもどうも釈然としません。これは去年からの経過なり、それから大蔵省との関係とか相当ちよつと無理して理屈をつけられている感じがしてならないわけですが、これはまあ私の邪推なかもしれませんが、もうちよつとさきとさきりしていただきます。民放の場合もやはり難視聴解消に対する民放としての努力義務というところが私はあると思う、現実にはですから、それが飛んじやうと、やはりこれは難視聴というのは全部国がすべてやちやうやうだということになつてしまつと、いささかここにちよつと問題点が出てくるという感じがしてならない。それで、私はもう一点だけちよつとお聞きをしておきたいと思つたのは、事業主体が公益法人から市町村に移つた。これはまさに結局公のお金で、それをだれが負担するかということだけだといふ感じになっておりますが、今説明されているんですが、この議論を昨年いたしましたときに私も実はこのことについて意見を言つていたわけですが、むしろこれは公益法人というものをつくらずに、むしろこの市町村でやちやうやうだといふふうには私は申し上げたんです。それに對して政府の答弁は逆のことをおっしゃつておるんです。

一つは、市町村そのものでは残念ながら現在はいくつかのノウハウを必ずしも持つておりませんと、技術的にそれではだめだと、まず。それから二つ目に、通信事業者の方々にもある程度のやはりお金を負担していただくということも考え、そし

て云々と。現実に公益法人が二分の一というふうに昨年私が質問したことに対して頭からぱんと切っただけで、そうして今こへばんと出してきて、これは郵政省としてこういう問題について難聴対策をやっていくんだと。しかも、これは民放としても努力義務というものは一方にある、放送法としても。その中でこういうふうに進めてやらなきゃならないことははっきりしておる。

私もそれはそのとおりだと思う。けれどもその政策なり施策というものが基本的に、そんな二分の一がどうかこうとか私は言っているわけじゃない。国が負担すべきものは負担せよといふかぬし、あるいは放送事業者が負担すべきものはきちんと負担せよといふかぬけれども、そのときそのときでぐるぐる変わつちやたら、それは郵政省として指導性というのはいくらもあるんですかと、そうしませんがこれから本当の意味の郵政行政というものが成立しないのではないですか、このように思うんですが、ちょっとその点お聞かせ願えますか。

○政府委員(白井太吉) ただいまお話に出ました昨年の政府側の答弁というのは、実は私自身がここで昨年の二月にお答えをさせていただいたことでありますので、その答弁については実は私が責任を持たなきゃならぬわけですが、率直に申し上げます、昨年も実は申し上げたことでありますけれども、昨年の当委員会での議事録をもう一回読んでみますと、冒頭にも申し上げましたように、「関係のところと予算の編成の過程でどういうやり方をとるのが一番やりやすいだろうか」ということで御相談をした結果、実はこういうことにおさまったということですが、当時の時点ですが、このような仕組みになったという理由を挙げさせていただいております。

今先生のお話のように、その理由としては、一つは市町村にはノウハウがないのではないかと、一つはこれを一つ挙げさせていただいております。それからもう一つは、これも先生のお話に出ました、放送局とかあるいは通信事業者の方々にもある程

度お金を負担していただくというのがいいのではないかと。それから、あと市町村がかなりかわってくるので市町村の意見も反映できるように仕組まなければならない、その三つの理由を挙げて平成三年度からスタートさせました仕組みというのを御説明させていただいておるわけでありまして。

それで、これをこの一年で変えたいというところは、確かに変えることについては、午前中もちょっと申し上げたんですが、いかにも朝令暮改じゃないかと、考え方がしょっちゅう変わるのではないかと、こういうような御批判をいただくことはないかというところは率直に言っておきたいわけでありまして、けれども、午前中も申し上げたように、これから将来のことを考えるということ、それから基本的にこの格差を正すために事業を行うという大きな目的のために、何と申しますか、枠組みは変わるわけですが、格差の是正のための事業というものをやるといふことでは、そんなまきり反対のことをやるといふことでもないということでお許しをいただけるのかというふうな気持ちもありまして、今回のように仕組を変えようということにしたわけでございます。

○足立良平君 まるきり反対のことをやる。それはちよつと答弁としては余り適切な表現ではないように思いますが、時間ありませんから余り言葉じりにはとらえません。

最後に、外国製品の政府調達の問題でちよつと郵政省の考え方を聞き取っていただきたいと思います。

日本の経済摩擦やいろんな今日の状況を踏まえて政府調達をふやしていこう、いい悪いは別としてそういう問題があるというところは承知をいたしておりますが、その中で特に郵政省側の購入の比率というのは大変低い状態にございます。これは特に十三万SDRから十萬SDRに単価の何れを落としたりなんかしてやっているとすけれども、現実的には余りふえていないようであります。したがって、ひよつとしたらそれは向こうの品質管理がいいのか悪いのかという問題から始まってい

ろんな原因があると思うんですが、この十三万SDRから十萬SDRに引きおろすことによって郵政省職員なんかのいわゆる事務的な手数料とかいうのは大変ふえてくるんだらうと。だから、それが結果として外国製品の購入というものがそんなにふえてないというのなら、本当にそういう小手先だけのことでいいのだからという感じがしてならないんですが、時間の関係で、その辺のところを踏まえてお考え方があれば大臣の方から一回お聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(渡辺秀武) 後で部長の方からあるいは補足説明がありましたらお許し願いたいと思いますが、今御指摘のとおりでございますが、結論から申しまして、十三万から十萬にいたしますと百億ぐらゐはふえます。ですから、百億という金額が果たして今の対外関係から見ても、日本の役所として大きい小さいかという議論は残るかもわかりませんが、しかし現実問題としてそういう外国製品調達の拡大にそれなりの貢献ができるものだと思っております。

いろいろな努力をいたしまして、外国企業が参入しやすいように契約ガイドラインを作成したり、企業などにそれを配付したりいろいろ努力をいたしてまいりたいと思っております。若干の努力ですけれども百億ぐらゐの参入があるということになりますれば、一歩前進として受けとめていただけたらありがたいと思うわけでございます。

○下村泰君 郵政省の皆様方にお話を伺う前に、ちよつと思いついたことがありましたので申し上げたいんですが、すけれども、ちよつと三年ぐらゐ前に社会労働委員会のおときでございましたが、この四十三委員会室に磁気テープをつけてくれないかと言われたことがあるんですね。

磁気テープというのは、特別なアンブとつながつた導線を床などに配線しますわね。そうしますと、磁気テープ専用の補聴器を使えば傍聴席にいらつしやる難聴者がはつきり聞こえる。普通の補聴器ですとピーピーガーガー時々ノイズが入って聞きにくいことがあるんですが、この磁気テープで補聴器をつけますと大変聞きやすく、すばらしい音で聞こえるわけなんです。現在、私の知る限りでは、国会では四十三委員会室にもあります。それから都道府県議会では十カ所、市町村議会では先般札幌市議会に設置されて十三カ所になった。無論、すべての難聴者に必要とは限りませんが、これも、これから高齢化社会に向かいますし、難聴者がふえます。こうした設備というものは必要がますます高まってくると思うんです。費用というのはいくらかからず、といつて千円ぐらゐにやできるわけじゃないけれども。

当委員会も文字放送の問題など取り上げさせていただきまして、聴覚障害の方々への関心の高い委員会でございますので、委員長を初め各委員にひとつこの設置についてのお願いを申し上げます。郵政省でも一度検討してみたいだけではないか。郵政省で、いかにがでございませうか。委員長、いかがでございませうか。

○委員長(粕谷照美君) それは後で理事会に諮らせていただきたいと思います。

○下村泰君 ひとつ記憶にとどめておくだけで結構でございますので、よろしくどうぞ。

これは大臣に御通告は申し上げておりませんが、これも、大臣の所信に対してちよつと聞かせていただきますけれども、私はとにかく四十年近く障害児とかあるいは難病の方々とおつき合いをしております。昭和三十七年に伴淳三郎と森繁久彌と一緒に、それで日本全国、北は北海道から南は九州、沖縄までチャリティーショーというのをやって歩くんですけれども、その都度障害児者あるいは難病の方々を御招待申し上げます。

そうしますと、その方々に携わっていらつしやる方、お父さん、お母さんを初めとして、そういう方々が言う言葉は必ず決まっています。私たちが目の黒いうちはと言っています。ですから、私たちがこの世からさらばしたときには一体この子はだれが面倒を見てくれるのであろう。だれの手

によつてどうなるのであらう。これは死に切れませんわね。こういう子供さんたちを残すということとは。それで、あんたふだんから漫才でそんなことやつているんだから、あんた国会へ行って我々の姿をそのまま伝えてもらえないかなんというよううなことを言われて、私はほかですからすつかりその氣になつて立候補しましたら、間違えて当選してここへ来たわけです。あくまでも突然変異でフナが金魚になつたみたいにここへ来たわけです。ここへ来させていただきますして、そしていろんな方とお話をさせていた لكنですが、どうも私の考えていることと大分違つてゐるんですね。私はそういった人たちと接することが私のここへ来た原点だと思つております。

大臣にとりましては政治家になろうとした決意、どういふことで政治家になろうと思つたのか。そして、今御自分のその思いが達成されているのだらうか。達成されようとしているのだらうか。その辺のことちよつとお聞かせ願ひたいと思います。○國務大臣(渡辺秀央君) 私が政治家を志したことからは始めますとちよつと時間がたくさん必要でございますが、幾つかの要件がございます。

その一つは、私の兄が特攻隊で亡くなっております。そういうのが私の動機の一つになっております。あるいはまた、学生時代にめぐり会いました恩師であるとか、あるいはまた学生時代に培ってきた自分の学生生活の中のいろんな経験、そういう中の問題も一つあると思います。あるいはまた、今下村先生のお話であります。本当に実はおかげさまで私の肉親の中に不自由な人はいません。しかし私は、こう言うと思われながらもわかりませんが、男の兄弟ばかり六人でありまして、女性というのは母親だけでございまして。こう言うとしかれるのかわかりませんが、当時の気持ちであります。今は大分違っております。か弱い女性といましようか、そういうことと兄が特攻隊で死んだときの母親の悲しみとか、そういうのを見ながら、やっぱり弱い人に対して何ができるか。それから恵まれない人たち、

私も片田舎ですから、生まれましたのが、幸い東京で勉強する機会をいただきましたけれども、全く越後山系のふもとでございまして、片田舎でしかもまれに見る豪雪地域でございます。

そういう中で、恵まれない地域、恵まれない人、恵まれない環境の中を何とか公正な社会をつくりたい。あるいはまたそういう人たちの役に立ちたい、弱い人たちの役に立ちたいというような気持ちも柱の一つでございました。もちろんそのほかいろいろございますけれども、先生との関連の中で申し上げると三丁目というのは偽りのない気持ちでありまして、私の支持者の中にも実は御自由な皆さんがおられて、手話こそ研究する機会がありませんでしたが、先般も先生から御指導いだいて非常にすばらしい人たちにお目にかかったり、あるいはまた郵政大臣に就任して、ファクスで、文字で文通をいたしまして、身体障害者の方たちのためにつくった切手、あの入選をした人と私お目にかかったりいたしてまいりましたり、先生からまた御紹介もいただいたりいたしてまいりまして、確かに恵まれない人たちに對して何かができたときの喜びというのは政治家の喜びだという気持ちだけが偽らない心境であります。

○下村泰君 多分そういうふうなお言葉が出てくると私も想像はしておりました。私は障害者、特に知恵おくれや重度の障害者の方たちあるいは子供たちと接してきました。時によっては励まされ、時によっては教えられることも多々あります。そして今日までやってきました。多くの政治家の方、私は政治家じやございません、私はパイプ役ですから。何か大きな違いを感じてゐるんですね。同じ人間として生きることに對する考え方の違いを物すごく感じるんです、私は。ここで一つ詩を御紹介申し上げたいんですが、この方は全財産をつぎ込んで、全生涯を費して、最後にはみずから御自分の命を絶たれた方なんですけれども、「手をひいてやろうと わたしが手を出すと この子も手を出したが それはいつものように よだれにぬれていた それで その手をいそいでひっこめて」

しこしとじぶんの服でこすって この子は うれ
しげにわたしの手をにぎった かわいく めくく
いじらしい手であった。これが私の原点の一つ
なんですね。

マスコミを通じて大臣にまつわる余りおもしろくない報道がどこどこにされておりますわね。けさいろいろなことも言われております。ところが、十二月四日、先ほどちよろつと大臣もおっしゃいましたね。「フアクスで送信」「私のが役立ち夢のようです」、「描いてくれてありがとう」と、こういうような見出しでおおよその記事が出ております。この記事に出てくる大臣と、それから午前中からいろんなことで責められている大臣とがどうも私は同一人物のように思えないのですがね。この経緯を、どういうふうなことだったのかひとつお聞かせ願いたいと思います。

（國務大臣（逓送券失巻） 恵まれない人で、すばらしい社会に対して貢献をした人がいるということをお聞きいたしました、全く実はマスコミどころかそういうことを、これは郵政省の諸君たちがここにみないわけですが、そういうことを意識せずに私はやってみない、そして会って激励をしたいという気持ちで経緯であります。

○下村泰老　ここにこういう大臣のお言葉があるんですよ。「原面を描いてくれてありがとう。障害者のために私も二〇〇％の力で頑張ります」と、こういうふうなお言葉なんです。このお言葉の意味というのは非常に重く大きいものだと思ひます。は受けとめております。ですからどうぞひとつ、いろいろなことがございましょうけれども、そんなことをいつまでもぐずぐず言つていてもしょうがありません。どうぞひとつそのお気持ちを忘れずに頑張つていただきたいと思います。

でも、アメリカで一昨年七月二十六日、略称ADA
すね、日本語訳はとりあえず障害を持つアメリ
カ人法としておきますけれども、こういう法律が
制定されました。画期的な法律で、日本だけでな
く世界的にも極めて高い評価を得ています。

この中に一章、二章、三章、四章とございますけれども、まず第一が、民間企業の雇用における障害者差別を禁じ、有資格障害者に対する必要な配慮を義務づけたことである。第二が、列車、電車、

地下鉄、バス等の公共交通機関における障害者差別を禁じ、これらの公共交通機関を障害者が利用できるものとすることを命じたことである。第三が、ホテルなどの宿泊施設、レストランなどの飲食物提供のための施設、映画館などの娯楽施設、公会堂、講堂、会議センター、パン屋などの小売販売施設、銀行などのサービス施設、博物館などの公共展示施設、公園、動物園、私立の保育園、小学校、中学校、高校、大学、大学院、体育館などの運動・レクリエーション施設等々の民間企業体によつて運営されている不特定多数が集まる場所における障害者差別を禁じ、これらの場所を障害者が利用できるものとすることを命じたこと。そして第四が、アメリカの聴覚障害者がコミュニケーションの一般的な手段としているTDDというものがあるが、これを使用する聴覚障害者と、これを持たない健聴者との間に電話会社が通訳のような形でかわり、リレーサービスを二十四時間、しかも通常の電話料金で行うことを義務づける、というところなんです。

こういつふうなあれがあるんですけども、まずこの法律の冒頭にある、障害に基づく差別の明確かつ包括的な禁止を確立するためという理念、これをどういふふうに思われますか。

この法律が最上のものとは私は考えておりません。幾つかの心配は持っております。それは別として、郵政大臣としてどんなふうに感じておられますかお伺いしたいと思います。

○國務大臣(渡辺秀央君) 御指摘のＡＤＡの問題は、障害の種類を問わず、今おっしゃいましたように雇用、公共施設、交通機関、電気通信といった具体的分野における障害に基づく差別を禁止し、違反した場合の罰則を含む障害者対策法であると承つて、私は政治家としても大変関心を強くいたしております。障害者の完全参加と平等の実現の観点

からまさに注目すべきものだと思っております。

郵政省といましては、郵政事業、電気通信行政など郵政行政を所掌する立場から、これまで障害者が障害を持たない者と同様に生活活動できるように諸施策を積極的に推進してきたところでございますが、今後、まだいろいろ至らない点もたくさんございますけれども、これからA・D・Aの動向にも十分注目しつつ、これは郵政行政だけの分野のことというわけにもまいりませんでしようし、かなりの行政機関等々とも、厚生省はもちろんでございましょうし、そういった各方面とも、私なりにいろいろこれらの問題について何かの機会に呼びかけてみたいという感じもいたしておりますが、郵政行政として望ましい方向を、これからこれらの問題を注目しながら検討いたしてまいりたいと思っております。

○下村泰君　そこで、きょうは特にこの第四章の電話リレーサービスに関連してNTT及び郵政省の考え方を伺いたいんですが、この第四章について詳しく説明していただきたいと思っております。

○政府委員(森本哲夫君)　ただいま先生のお話しのA・D・Aというのが成立いたしましたのは九〇年の七月だそうでございます。それから約一年たった九一年七月、FCCというアメリカの連邦通信委員会がこの電話のリレーサービスに関する実施規則というものを制定したというふうに私も承知をいたしております。たしか第四章というのはそういうことを指してのことかと存するわけでございます。

この電話リレーサービスというのは、私どもの承知をいたしておりますところによりまして、電話局の交換台にテレビの画面が表示できるようにディスプレイとそれからキーボードを設置しておきまして、耳や言葉の障害のある方、不自由な方が自宅の電話に取りつきましたテキスト通信装置というものを使得って身障者が打ち込んでこられたメッセージというものを電話のオペレーターが見て、そして相手先に通知をしてあげる、こういう

サービスだというふうに関しておるわけでござい

ます。

○下村泰君　とにかく聞こえない人には聞こえるように、見えない人には見えるような方法でいろいろとリレーをするわけですね。そうすることに

よって、聞こえない人が目で見て確かめるというような方法がとられるわけです。

電話といわれるタイプライターを組み合わせたTDDなんですけれども、この装置がアメリカでは一九七〇年代にはかなり普及して、現在では小型軽量化されてきて、しかも多機能化されて、しかも安くなった。本当に低価格になっているんだそうです。ハンドバッグに入るんだそうです。向こうでは。

(委員長退席、理事大森昭君着席)

リレーサービスは、これまでに私の知るところでは、カリフォルニア、アリゾナなど十一州で始まっています。さらにことし十二月にはマサチューセッツ州でも始まるそうなんです。ところが、州外への電話、広域サービスがこれまでできなかったのが、今回のA・D・A法によってできるようになった。さて、日本ではということになるんですけども、日本ではこの場合に、これにかわるものとしてファクシミリが使われている、こういうことなんです。どっちがいいかという、これは問題はいろいろあると思います。そういうものは別にしまして、例えば健聴者ですね、耳のよく聞こえる方でファクシミリのない人と聴覚障害者のコミュニケーションをどうやって確保するかということを考えていただきたいと思います。そして、厚生省では、障害者の明るい暮らし支援事業というので、来年度から市町村で電話のリレーサービスを

した場合に助成するというのを考えているようですが、NTTとして何らかの協力を考えていただきたいと思います。いかがなものでしょうか。全国的なものとして広めていけないか。いかがでしょうか、これは。

○参考人(福元俊久君)　お答えいたします。NTTといましては、身体障害者の方々に

対する配慮につきましては、体の御不自由な方が御利用なされます福祉用の機器、具体的にはシルバーホン「めいりよう」でありますとか、あるいは筆談でありますとか「ふれあい」とか、こういった機器につきましては取りつけ料でありますとか、あるいは機器使用料を半額程度に減額させていただくなど今現在いたしているところでございますけれども、これらの施策につきましては、一民間企業としてみずから施策を実行するのは一定の限界があると考えておりますので、ただいま先生御指摘のような、聴覚あるいは言語障害のためのオペレーターが中に入って取り次ぎをするというサービスのあり方につきましては、国等の関係機関の御指導も受けて、今後慎重に検討を進めていきたいと考えているところでございます。

(理事大森昭君退席、委員長着席)

○下村泰君　聴覚障害者にとつての完全参加と平等、機会均等というのは、あえて一言で言えばコミュニケーションの機会均等ということになりますけれども、日本にとつてどういうシステムが聴覚障害者にとつて有効なのか真剣に考えるべきだと思います。A・D・Aのような法律が難しければ、その前段として、郵政省がまずコミュニケーション法のようなものをつくって、とにかく勇気ある前進をやってほしい、私はそう思うんですけども、いかがでございますでしょうか。大臣、こんなようなことをやっていただけませんか。

○国務大臣(遠辺秀央君)　ちよつと後で局長から補足をさせますが、今突然のお話で、感じとしてはわかるのでありますけれども、これは果たして行政的に、事務的に、今先生にここで前向きな答弁をして、可能性というのが一体どうなのかというところがちよつと私まだわかりません、正直申し上げまして、局長から答弁をまずさせていただきますと思います。

○政府委員(森本哲夫君)　アメリカでは先生も御指摘のとおり、身障者のことをいけば健常者と同様に社会生活ができるような形で全米の中で扱っている、こういう体制だというふうに伺っております。

ます。ただ、さっき申し上げました電話のリレーサービスについては、さっき申し上げましたように九〇年の七月にできた法律でございますが、通信事業者が実施をしなきゃならぬというのは法律制定後三年、つまり一九九三年の七月から事業者に義務として提供義務を負わせている、こういうふうに関しております。一つの問題は、さっき言いましたようにオペレーターが間に入って必ず通訳をするというサービスでございまして、このオペレーターの経費をだれが負担するかという点については現時点でまだ明確になっていないように、いろいろまだ審議中だというふうに伺っております。

私どもも、そういう意味で大変この問題については注目をいたしておるわけでございますが、我が国日本の中で確かにそういうものができればそれにしたことはないと思うのでございまして、ましてコミュニケーション手段に不自由な方々のためにこういうサービスが実現できれば望ましいことはもう疑いのないところでございます。

そういう意味で、NTTでは公社時代から特に不自由な方に対してシルバーホンとか、あるいは「めいりよう」とか、いろんな身障者対策については心を砕いてきて、福祉機器を開発したり、あるいは料金を減額したりという形ではやってまいっているのは先生御案内のとおりでございます。日本としてもそういう方向にはあると思うのであります。そうしたコストという問題がございまして、すべての通信事業者にそういう義務を負わせるということになりますと、今民営という形で競争原理を導入してやっていると、体制の中で、一体このコストをだれが負担していくのか、採算ということになれば民間会社としてはおのずから、先ほど申し上げましたがやっぱり一定の限界があるということは我々も考えなきゃならぬと思います。

ただし、通信事業が広く国民の福利、福祉にかかわっているサービスでありますだけに、これまでNTTがやってきましたように、その延長線で、

できるだけ経営の負担に過度にならない範囲内で公共性の高い事業者として逓信事業者がこういう問題についてさらに前向きに取り組んでいくという事は、私は大変大事なことでと思いますし、行政としてもできるだけそういうものを要望してまいりたい、こういうふうにと考えると、ござります。

○下村泰君 結構です。とにかくそれは逃げるんじやなくて、前に向いてきてくださっているから結構なお答えだと思えます。急にはそれはいかぬと思えます。ただし、いいことはどんどん取り入れて、そしていい方へいい方へと形として向かっていくことは私は結構だと思います。

次に点字の内容証明郵便について伺いますが、平成三年十二月十三日なんですよ。せっかく大臣に予算委員会でも「来年の四月を待たずして先日御返答をさせていただいたわけですが、しかも、これを提案したのが名古屋の方で、たしか大臣室へ行って、御一緒してお会いいたしました。大臣、それから局長からも力強い言葉をいただいた。大変御本人も喜んでおられた。

ところが、どうも四月というのは全く担当の方には頭になかったというんですね。何とか年内にというふうなペースで作業が行われている、こういうお答えなんですよ。何か大臣のおっしゃっているお答えと、周りの方の作業をしてくださっているのと大分食い違いがあるようなんですけれども、この点についてどういうふうになっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(早田利雄君) 点字による内容証明の關係につきましては、先生から予算委員会あるいは逓信委員会でも御提言があったところでございまして、私もひとつお聞きして現在どういうふうな形で作業をしておるかといいますが、この間大臣室でも大臣からお答えがございましたように、平成四年度のなるべく早い時期に実施したいということで、予算の絡み等もございまして検討しておるところでございます。

現在、関係団体、日本盲人会連合だとか、あるいは日本点字図書館だとか、あるいは今お話しした名古屋の方等にこの間来ていただきまして、具体的な取り扱い方法についてどうするかというところを現在検討中でございます。ただ、なかなかこれを一つにまとめるというのには思惑といえますが、そのやり方につきましては、私はこちらの方がいい、私はこちらの方がいいというふうなことで、現在その取扱郵便局をどういうふうにするのか、証明の手続をどうするかということにつきまして具体的な取扱手続を検討中ということで、先ほどもお話を申し上げましたように、平成四年度のなるべく早い時期に実施したいというふうに考えております。

ただ、内容証明につきましては、差出人の方、そして受取人の方の権利義務に大変大きな影響を及ぼすものでございまして、これを一時にすべての郵便局でやるというふうなことにございまして、この間もお話を申し上げましたように大変難しいんじゃないかなろうかというふうに思っております。実施に際しましては、取扱郵便局を限定するとか、取り扱いに現在の内容証明よりも若干の時間がかかるとか、私も今関係団体等の意見を聞きながらまとめております。決められた方法で文書や謄本を作成していただくという一定の制約は設けざるを得ないんじゃないかなろうかというふうに現在考えておりますので、ひとつその辺につきましては御了解をお願いしたいというふうに思っています。

○国務大臣(渡辺秀央君) 事務局は努力はしてくれていると思うんですが、今の報告のとおりですけれども、しかしどうも年内いまいいかかるなというところは、私今初めて承りましたし、今の局長の答弁でも、そういうことでなくて、できるだけ早い時期というところをお約束申し上げ、先生に御回答申し上げ、しかもまたその障害者の皆さんにお約束を私がお約束するから、それはできるだけ早い時期に、今申しました、すべての局というわけにはまいらないことは、当初から私もあつたとき大臣室で申し上げたとおりですので、取扱

局あるいはまた、どっちがいいかという、Aという人がBがいいという、Bという人がAがいいというんじゃないやこれどうしようもありません。そこは行政機関に任せていただいて、なるべく早くまづスタートできるということが私は政治だろうと思えますから、できるだけ早くお約束を履行してまいりたいと思います。

○下村泰君 ここでもう一つ突っ込むとなれば、果たして近いうちというのとは六月ごろなのか八月ごろなのか、あるいは十月ごろなのかとかということになるんです。そういうふうな突っ込んでいきましたと、またそちらの答えがどういうふうになつてくるかわかりませんけれども、早い時期というのとは一体いつごろかということになるんですけれども、いろいろとあちらの方々の要望もありまして、うし、とにかく形になることだと思っております。私は、この方たちにとっては、こういうところでは、こういうふうなことができたということが私は今一番大事な問題じゃないかと思うんです。何も全国的にどうのこうのということをおし上げていくわけじゃないので、とにかく早く形にして、これというところの要望らしいんです、皆さん方の。どうですか。

○政府委員(早田利雄君) 現在の関係団体の調整の關係からいいますと、私も七月一日ということを目指してやっております。

○下村泰君 それは大変結構なことですが、そんなにはつきりと言われると今度は私が何か言えなくなつちやう。何かつんのめつちやう。どうもあつたところを拝見しました。ましてや、今いろんな新聞の活字を拝見しますという、何だかんだとか、政治に対する不信がどうのこうのと言われているときだけに、大臣室であれだけ大臣がはつきり言ったことがうまくいかないと、やっぱりあの方にはそうなのかなんというところになりかねませんから、お気の毒だけれども、ひとつ頑張ってください。どうもありがとうございます。

のことにしても、電話リレーサービスにしても、日本では聴覚障害者にとっては極めて重要不可欠なものです。それだけにすべての聴覚障害者が安心してファックスが利用できる環境整備が必要だと思えます。

最近では、これは新聞記事なんですけれども、拝見しますと随分あちこちで細かくはやってはいるんですね。耳の不自由な人のために、東京電力線馬支社さんというところは、毎日保守要員四人と事務要員二人が当直しており、二十四時間体制で相談を受け、三十分以内の回答を目指す。相談内容は、電気のアンプを増やしたい、移転手続、電気料金、故障など電気に関すること全般が対象。こういう記事もございまして、都内に住む約三万人の聴覚障害者のうち、自宅にファックスがある人は七割とも言われている。創設二十周年を迎えた社会福祉法人いのちの電話、これは東京です、去年の記事です。十月一日から都内の聴覚・言語障害者専用のファックス相談を始め、こういう記事もあります。

それから今度こちらの方でも、これは財団法人総合健康推進財団、こういうところでも、ファックスミリを使って自治体に行っている高齢者の福祉サービス、こういうものをやっています。それからこちらでは、NECですか、こういうのがパソコンになって耳や目の不自由な人たちのためにやっている。最初は五、六十人だった利用者も今は六百人にふえて一日平均約二十数件行われている、こういうふうになくさんの記事が次から次へと出ています。そうしますと、ますますこういうものの重要性というのは増してくるわけですね。

そこで伺いたいのですが、いわゆる公共施設、機関を中心に公衆電話と同じように公衆ファックスというものを設置してほしいという強い要望があるわけなんです。駅舎ですね、ホームとかあるいは役所。大阪府では昨年十二月九日の障害者の日に政令指定都市では初めて公衆ファックスのサービスを始めたといえます。

現在の公衆ファックスの普及及び状況、今後の問

ただいま先生からの御質問にございました公衆利用型のファクスと、いわゆる公衆ファクスというものと若干ニュアンスが違いますので、公衆ファクスと一般のファクスと分けまして御回答申し上げます。かように思います。

公衆ファクスと申し上げますのは、NTTのいわゆる支店とか営業所に設置してある、NTTの事業所に設置してあるファクスを御利用いただきたい、お客様の御自宅のファクスに送信するとか、あるいはお客様の御自宅からNTTのファクスに送信していただいておりますお客様に取りに来ていただくとか、あるいはお客様がNTTの窓口に来ていただく、NTTのほかの窓口にはファクスで送信してお客様に取りに来ていただくとか、利用の仕方三種類あるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、NTTの窓口には設置してあるファクスを御利用いただくのを公衆ファクスと呼んでおりまして、NTTの事業所が大体全国で約千四百ございますので、千四百の事業所には設置してございます。

また、今先生からの御指摘にございましたように、ファクスの普及が大変進んでまいりまして、現在ではこれはNTTのファクスだけじゃなくていろいろなメーカーのファクスを御利用いただいているわけですが、全国で約四百三十万台ほど、ファクスがあるというふうに広がってきまして、推計でございませうけれども、この四百三十万台のファクスを全国の事業所当たりの普及率という形で見ますと、事業所と言われるところでは六二％ぐらいのファクスの普及率になっているかと思ひます。

○下村泰君 駅舎とか先ほど申し上げたホームとかの公共施設、それぞれに管理者も違い、関係する省庁も違ったり、J・Rには日本テレコムですか、いろいろな御苦労があると思います。今後より一層の充実と設置をぜひともひとつお願いしたいと思えます。高速道路のファクスサービスが今年度

次に緊急ファクスのことでお願いしたいんですが、最近いわゆるファクス一〇番、一一九番が次々と導入されています。ざっと今挙げてみても、愛知県の岡崎市の消防、警察、それから東京中野区の消防署、広島県警、それから千葉県警、神奈川県警、それから松江市の消防、川崎市の消防、それから北海道警、名古屋市の警察、それから姫路市の消防、京都府警などたくさんあります。

このファックス一〇番の京都の場合には、
京都府警ではファックス利用による警察一
〇番を開始した。犯罪の被害や交通事故、押し
売り、ケンカなど警察へ連絡したい場合に利用
するもの。

警察へ通報する場合は「ファックス警察——番」の用紙に必要事項を記入してファックスで送信する。警察の措置、通報を受理した警察では受信したという返信をファックスで行う。

また、通報された事件や事故についてはパトカーや警察官を現場に派遣する。

「ところで、この料金のごとで伺いますけれども、現在これは無料ではないわけですね、緊急フックスの場合には。通常、健聴者がかける一一〇番と一六八番は無料です。」

「はい、そうです。」

か——九番は無料なんですけれども、職業障害者には有料ということになるんですね。実際には実施している自治体などで負担しているところがあるそうですけれども、これに関連して、一一六番電話の受付ですが、これもファクスでは有料だと。このあたり、今後全国的に広がっていくと思うんですが、無料化の方向で検討していただけるものなんですか、ただけないものなんですか、全然だめなんですか。

○参考人(井関雅夫君) お答え申し上げます。
今先生から御質問ございましたファクス——○

ただ警察と消防署が二一〇番と二一九番の回線のほかに特別にファクスだけの回線を取りつけ、ときには、消防署と警察からは設置負担金と回線料はちようだいしておりますけれども、お客様から、御利用の方がファクスを送信するときは無料扱いになってございます。

それから、当社の一一六に対しても、ファクスで御注文いただいたときは当然無料でございます。

以上でございます。
○委員長(粕谷照美君) 下村委員、時間でございますので。

○下村泰君　そうですね、時間でございますね。
やめましょう。まだ残っていますけれども、では
後日に譲ります。
○委員長(粕谷照美君)　今日の質疑はこの程度に
とどめます。

○委員長(粕谷照美君) 次に、郵便法の一部を改正する法律案及びお年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。
渡辺郵政大臣。
○国務大臣(渡辺秀央君) 最初に、郵便法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金

まず第一に、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金の免除についてであります。現在、天災その他非常の災害があつた場合に被

災者の救助用の物を内容とする郵便物の料金を免除しているところではありますが、非常災害時以外におきましても、社会福祉の増進を目的とする法人または団体にあつた国民の善意による寄附金を含む内容とする郵便物の料金につきまして、免除することができるとするものであります。

第二に 第三種郵便物の制度の円滑な運営を図るための所要の措置についてであります。

第三種郵便物の制度は、国民文化の普及向上に

貢獻すると認められます定期刊行物の郵送料を低廉なものとするによりまして、もって社会文化の発達に資するとの趣旨で設けられているものであります。平成二年度末におきまして第三種郵便物の認可をしております件数は、約一万五千件、その利用通数は、全郵便物数の約七%、約十五億通となっております。

郵便事業は、独立採算により運営をいたしてお

りますことから、第三種郵便物の低廉な料金は、他の郵便利用者の負担に基づいております。このため、第三種郵便物の認可をいたしました定期刊行物につきましては、その条件を具備しているかと、うかにつき、定期に監査を行うことにより、制度

また、本制度の効率的な運営を図るため、第三種郵便物として必要な条件を具備するかどうかの調査業務につきまして、適正かつ確実に実施ができる者として郵政大臣が指定する指定調査機関に行わせることとする等所要の措置を講ずることとす。

するものであります。

これによりまして、第三種郵便物の制度の円滑な運営を図ってまいる所存でございます。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしておりますが、社会福祉のための寄附金を内容とする郵便物の料金の免除につきましては、公布の日から施行することといたしております。

次に、お年玉付郵便物等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、寄附金つき郵便はがき等の寄附金の配分を受けることができる団体に地球環境の保全を図るために行う事業を行う団体を加えようとするものであります。

現在、寄附金の配分を受けることができる団体は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体等とされておりますが、地球環境問題への対応が、我が国における喫緊の課題となっている状況にかんがみ、寄附金つき郵便はがき等の寄附金の配分を受けることができる団体について、その範囲を拡大しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(粕谷照美君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(粕谷照美君) 次に、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案及び有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン

放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。渡辺郵政大臣。

○国務大臣(渡辺秀央君) 最初に、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構に通信・放送技術の向上を図るための業務を追加するとともに、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称することその他の所要の規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。まず第一に、この法律の題名を通信・放送機構法に改め、通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構に改めることとしております。

第二に、通信・放送機構の業務として、従来からの業務に加え、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先導的な研究開発を実施させ、基礎研究から応用への橋渡しを図るとともに、通信・放送技術に関する研究開発のための基礎的な施設の整備の推進、海外からの研究者の招聘による国際研究交流の促進等の業務を行わせることとしております。

その他所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

次に、有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、有線テレビジョン放送の発達及び普及を促進するため、有線テレビジョン放送の放送番組に関する業務の効率的な実施を支援する有線テレビジョン放送番組充実事業を推進しようとするものであります。

とするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。第一に、有線テレビジョン放送番組充実事業の定義をいたしております。

第二に、郵政大臣は、有線テレビジョン放送の発達及び普及の促進に関する基本的な方向、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施する者の要件に関する事項、同事業の内容及び実施地域等に関する基本指針を定めることといたしております。

第三に、有線テレビジョン放送番組充実事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができることといたしております。

第四に、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る有線テレビジョン放送番組充実事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加することといたしております。

第五に、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成4年度収支予算

予算総則
第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成4年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算表のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信及び、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することといたしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(粕谷照美君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画
平成4年度収支予算

予算総則
第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成4年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算表のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信及び、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

- 四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約をいう。
- 五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約をいう。
- 六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払をいう。
- 七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。
- 八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会の指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上とまり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。
- 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各事項において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間資金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。
- 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。
- 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金 の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、そ

の一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額を本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金受入れとの差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てられるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べることができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選挙放送の実地に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に関係する経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連する経費の支出に充てることができる。

第13条 建設積立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

別表第1 平成4年度収支予算書

(一般勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款		項	金	額
事業収入				
事業収入	受取	信託料	540,372,666	
	交付金	収入	516,532,840	
	副次収入	収入	1,866,274	
	財務収入	収入	8,249,000	
事業支出	特別収入	収入	9,648,552	
	特別収入	収入	380,000	
	特別収入	収入	3,696,000	
	特別収入	収入	513,183,501	
事業支出	国内放送	費	186,150,559	
	国際放送	費	4,234,754	
	契約対策	費	47,974,494	
	受信費	費	1,564,261	
	調査研究	費	2,439,619	
			5,648,615	

事業収支差金	給 退 職 手 当 厚 生 費 費 出 費	与
	一減 価 別 備	137,847,050 52,312,459 12,014,665 43,777,000 15,138,025 1,082,000 3,000,000
事業収支差金		27,189,165

事業収支差金の内訳

資本	支出	当	当
資本	20,321,000		
債務	17,181,000		
建設	3,140,000		
翌年度以降の財政安定のための繰越金	6,868,165		

(資本収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
資本収入	事業収支差金受入れ 減価償却資産受入れ 放送債券償還積立資産受入れ 建設債券積立資産受入れ 長期借入金		95,151,000 20,321,000 43,777,000 1,112,000 6,900,000 12,607,000 6,000,000 4,434,000
資本支出	建設 放送債券償還積立資産繰入れ 建設債券積立資産繰入れ 放送債券繰入金		95,151,000 67,800,000 130,000 4,981,000 3,140,000 6,900,000 12,200,000
資本収支差金			0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,366億7,666万6千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,121億150万1千円であり、経常収支差金は、245億7,516万5千円である。

(受託業務等勘定)
(事業収支)

(単位 千円)

款	項	金	額
事業収入	受託業務等収入		640,000
事業支出	受託業務等費		640,000 557,000 541,000 16,000
事業収支差金			83,000

事業収支差金8,300万円と受託業務等費の間接経費4億5,000万円を合わせた5億3,300万円を一般勘定の別次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

契約種別	支払区分	月	額	6か月前払額	12か月前払額
ケーブル契約	訪問集金		1,370円	7,800円	15,200円
	口座振替		1,320円	7,510円	14,630円
普通契約	訪問集金		890円	5,100円	9,940円
	口座振替		840円	4,810円	9,370円
衛星ケーブル契約	訪問集金		2,300円	13,140円	25,610円
	口座振替		2,250円	12,850円	25,040円
衛星普通契約	訪問集金		1,820円	10,440円	20,350円
	口座振替		1,770円	10,150円	19,780円
特別契約	訪問集金		1,040円	5,920円	11,540円
	口座振替		990円	5,630円	10,970円

別表第3 受信料額(沖縄県)

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
カラー契約	訪問集金	1,220円	6,980円	13,600円
	口座振替	1,170円	6,690円	13,030円
普通契約	訪問集金	740円	4,280円	8,340円
	口座振替	690円	3,990円	7,770円
衛星カラー契約	訪問集金	2,160円	12,320円	24,010円
	口座振替	2,110円	12,030円	23,440円
衛星普通契約	訪問集金	1,680円	9,620円	18,750円
	口座振替	1,630円	9,330円	18,180円

別表第4 多数契約一括支払における割引額

契約種別	割引	額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、 衛星カラー契約については、 50件未満の場合 1件あたり 月額200円 50件以上100件未満の場合 1件あたり 月額230円 100件以上の場合 1件あたり 月額300円	
衛星普通契約	衛星普通契約及び特別契約については、 1件あたり 月額 90円	

ただし、衛星カラー契約の契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

契約種別	割引	額
衛星カラー契約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額 250円	
衛星普通契約		

平成4年度事業計画

1 計画概説

世界が歴史的な変革を迎えている中で、我が国においても、社会・経済のさまざまな面での変化が急速に進んでいる。また、人々の価値観や生活様式も多様化が進み、放送を取り巻く環境は、多メディア・多チャンネル時代に向けて大きく変化している。

こうした状況のもと、平成4年度における日本放送協会の事業運営は、視聴者の期待と要望にこたえ、調和のとれた多様で豊かな放送サービスを行い、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたる効率的な運営と活性化を図ることとする。

- (1) 衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手する。
- (2) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。
- (3) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、豊かな放送番組の提供と公正な報道に努める。

また、第25回オリンピック・ハルセロナ大会及び第16回参議院議員通常選挙の放送番組を特別編成する。

- (4) 国際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。
- (5) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

- (6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。
- (7) 調査研究については、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に活かすとともに、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

- (8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
- (9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。
- (10) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。

2 建設計画

建設計画については、新放送施設の整備に90億7,100万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に129億9,700万円、演奏所の整備に129億3,400万円、放送番組設備の整備に251億円、研究設備等の整備に76億9,800万円、総額678億円をもって施行する。

(1) 新放送施設整備計画

衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手するほか、衛星放送地上設備の整備を行うとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。

これらに要する経費は、90億7,100万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 外国電波混信等による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、果城放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備を行う。 これらに要する経費は、83億6,800万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、国際放送の受信改善を図るため、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備を行う。 これらに要する経費は、46億2,900万円である。 (4) 演奏所整備計画 放送会館については、福岡放送会館及び千代田分館を完成し、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の整備のための諸準備を取り進める。 これらに要する経費は、129億3,400万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行うとともに、安全確保のための機器の整備を行う。また、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の著しい番組制作送出機器の更新整備等を行う。 これらに要する経費は、251億円である。 (6) 研究設備、一般施設整備計画 新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舍等の整備を行う。 これらに要する経費は、47億9,800万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、29億円である。 3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通じて特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、弾力的な放送時間とする。番組内容については、激動する内外の諸情勢に的確に対応して、グローバルな情報や、くらしにかかわる情報を多角的に提供するなど、ニュース・情報番組の充実を図るとともに、大型企画番組を積極的に編成する。また、新しい教養・娯楽番組等の開発を推進し、特に夜間の番組を充実するなど、視聴者の要望にこたえて共感を得る多様な番組の編成を行う。なお、音声多重放送において、視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送において、聴力障害者向けの字幕番組を拡充する。 教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知的関心や心の豊かさを求める時代の要請にこたえ、新たな番組を開発して充実刷新を図るとともに、障害者向け番組を編成する。	衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報やスポーツを中心とする専門情報を1日24時間放送し、特に欧米やアジアのニュースを中心に効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある独自番組を開発するなど文化・娯楽番組を中心とした編成を行い、技術実験時間を除き1日23時間20分放送する。 ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした弾力的な放送時間とし、生活態様の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生涯学習番組等の充実を図る。また、FM放送は、1日19時間放送し、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。 地域から全国への情報発信を一層強化するとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした弾力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。 放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。 また、日本から世界に向けた映像情報の発信が乏しい現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供すること。 なお、ハイビジョンについては、試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的にを行い、普及促進に努める。 これらに要する経費は、番組制作に1,321億7,688万8千円、番組の編成企画等に108億7,724万7千円、総額1,430億5,413万5千円である。 イ 放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に对应し、効率的な保守運用を図る。 これに要する経費は、430億9,624万4千円である。 以上により、国内放送費総額は、1,861億5,055万9千円となり、前年度1,661億9,322万7千円に對して、199億5,733万2千円の増額となる。 (2) 国際放送 国際放送については、放送時間を1日4時間30分拡充して52時間30分とし、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進し、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。 このため、総額42億3,475万4千円となり、前年度37億8,960万2千円に對して、4億4,515万2千円の増額となる。 (3) 契約収納 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・積極的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。 このため、総額479億7,449万4千円となり、前年度469億7,262万8千円に對して、10億186万6千円の増額となる。 (4) 受信対策
--	---

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

このため、総額15億6,426万1千円となり、前年度14億5,637万2千円に対して、1億788万9千円の増額となる。

- (5) 広報
協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固なものとするため、積極的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化する。

このため、総額24億3,961万9千円となり、前年度22億6,612万9千円に対して、1億7,349万円の増額となる。

- (6) 調査研究
調査研究については、放送の発展を図るため、視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に資する調査研究を行う。また、新しい技術の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、総額56億4,861万5千円となり、前年度53億71万3千円に対して、3億4,790万2千円の増額となる。

- (7) 給与
給与については、適正な水準の維持を図る。

- (8) 退職手当及び福利厚生
これに要する経費は、総額1,378億4,705万円である。

- (9) 退職手当及び福利厚生
退職手当及び福利厚生については、退職者の増等により、総額523億1,245万9千円となり、前年度489億4,454万3千円に対して、33億6,791万6千円の増額となる。

- (10) 一般管理
一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増等により、総額120億1,466万5千円となり、前年度112億3,938万7千円に対して、7億7,527万8千円の増額となる。

- (11) 受託業務等
受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は6億4,000万円、支出は5億5,700万円である。

4 受信契約件数
(1) クラウド契約
ア 有料契約見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数	28,166,000	29,106,000	△ 940,000
年度内新規契約件数	2,092,000	2,048,000	44,000
年度内解約件数	3,102,000	2,988,000	114,000
年度内増加契約件数	△ 1,010,000	△ 940,000	△ 70,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭免除件数	716,000	721,000	△ 5,000
年度内新規免除件数	33,000	31,000	2,000
年度内解約件数	35,000	36,000	△ 1,000
年度内増加免除件数	△ 2,000	△ 5,000	3,000

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数	1,078,000	1,188,000	△ 110,000
年度内新規契約件数	88,000	88,000	0
年度内解約件数	198,000	198,000	0
年度内増加契約件数	△ 110,000	△ 110,000	0

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭免除件数	167,000	170,000	△ 3,000
年度内新規免除件数	15,000	14,000	1,000
年度内解約件数	17,000	17,000	0
年度内増加免除件数	△ 2,000	△ 3,000	1,000

(3) 衛星クラウド契約

ア 有料契約見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭契約件数	3,777,000	2,338,000	1,439,000
年度内新規契約件数	1,726,000	1,617,000	109,000
年度内解約件数	217,000	178,000	39,000
年度内増加契約件数	1,509,000	1,439,000	70,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	平成4年度	平成3年度	増 減
年度初頭免除件数	9,000	6,000	3,000
年度内新規免除件数	4,000	3,000	1,000

年度内解約件数	1,000	0	1,000
年度内増加免除件数	3,000	3,000	0

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増	減
年度初頭契約件数		22,000	12,000		10,000
年度内新規契約件数		13,000	12,000		1,000
年度内解約件数		3,000	2,000		1,000
年度内増加契約件数		10,000	10,000		0

(5) 特別契約
有料契約見込件数

区	分	平成4年度	平成3年度	増	減
年度初頭契約件数		3,000	2,000		1,000
年度内新規契約件数		1,000	1,000		0
年度内解約件数		0	0		0
年度内増加契約件数		1,000	1,000		0

(参考1)
有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数		28,166,000	1,078,000	3,777,000	22,000	3,000	33,046,000
年度内増加契約件数		△ 1,010,000	△ 110,000	1,509,000	10,000	1,000	400,000
年度末契約件数		27,156,000	968,000	5,286,000	32,000	4,000	33,446,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	特別契約	合 計
年度初頭契約件数		234,000	12,000	15,000	1,000	262,000
年度内増加契約件数		0	△ 1,000	4,000	0	3,000
年度末契約件数		234,000	11,000	19,000	1,000	265,000

(参考2)
支払区分別受信契約件数
(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		5,405,000	22,208,000	553,000	28,166,000
年度内増加契約件数		△ 1,088,000	△ 431,000	509,000	△ 1,010,000
年度末契約件数		4,317,000	21,777,000	1,062,000	27,156,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		183,000	48,000	3,000	234,000
年度内増加契約件数		0	△ 1,000	1,000	0
年度末契約件数		183,000	47,000	4,000	234,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		434,000	622,000	22,000	1,078,000
年度内増加契約件数		△ 81,000	△ 39,000	10,000	△ 110,000
年度末契約件数		353,000	583,000	32,000	968,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		11,000	1,000	1,000	12,000
年度内増加契約件数		△ 1,000		0	△ 1,000
年度末契約件数		10,000		1,000	11,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数		386,000	3,332,000	59,000	3,777,000
年度内増加契約件数		△ 32,000	1,360,000	181,000	1,509,000
年度末契約件数		354,000	4,692,000	240,000	5,286,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度初頭契約件数	4,000	11,000	0	15,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	4,000	1,000	4,000
年度末契約件数	3,000	15,000	1,000	19,000

(4) 衛星普通契約

区 分	訪問集金	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	5,000	17,000	22,000
年度内増加契約件数	1,000	9,000	10,000
年度末契約件数	6,000	26,000	32,000

(5) 特別契約

区 分	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	3,000	3,000
年度内増加契約件数	1,000	1,000
年度末契約件数	4,000	4,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区 分	口座振替	合 計
年度初頭契約件数	1,000	1,000
年度内増加契約件数	0	0
年度末契約件数	1,000	1,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係係	13,762人
建設関係係	228
合 計	13,990

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内330人の純減を見込んである。

平成4年度資金計画

1 資金計画の概要

平成4年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額6,186億1,320万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額6,170億3,880万3千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,165億3,284万円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額5,129億7,165万1千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、44億3,400万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億8,600万円、放送債券償還積立資産の戻入れ69億円、建設積立資産の戻入れ126億700万円、国庫放送関係等交付金収入18億6,627万4千円、有価証券の売却452億円、受取利息その他の入金280億7,228万4千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,186億1,320万9千円を見込む。

3 出金の部

事業経費4,443億5,407万2千円、建設経費678億円、放送債券の償還69億円、長期借入金の返還122億円、出資1億3,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ49億8,100万円、建設積立資産への繰入れ31億4,000万円、有価証券の購入572億円、支払利息その他の出金203億3,373万1千円を合わせ出金額は、総額6,170億3,880万3千円を見込む。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	35,971,000	39,592,275	33,647,794	39,499,374	35,971,000
2 入 金	161,857,209	114,751,223	173,664,864	168,339,913	618,613,209
受 信 料	152,352,580	99,003,529	166,715,787	94,899,755	512,971,651
放 送 債 券	0	0	0	5,976,000	5,976,000
長 期 借 入 金	0	0	0	4,434,000	4,434,000
固 定 資 産 売 却 収 入	3,750	353,750	143,750	84,750	586,000
放 送 債 券 償 還 積 立 資 産 戻 入 金	0	0	0	6,900,000	6,900,000
建 設 積 立 資 産 戻 入 金	0	0	0	12,607,000	12,607,000
交 付 金 収 入	412,310	617,820	416,922	419,222	1,866,274
有 価 証 券 売 却 受 取 利 息 其 他 の 入 金	100,000	11,100,000	100,000	33,900,000	45,200,000
3 出 金	8,988,569	3,676,124	6,288,405	9,119,186	28,072,284
	158,235,934	120,695,704	167,813,284	170,293,881	617,038,803

事業経費	101,347,598	102,657,368	122,367,373	117,981,733	444,354,072
建設費	10,548,574	12,278,972	14,416,313	30,556,141	67,800,000
放送債券償還	0	0	0	6,900,000	12,200,000
長期借入金返還	12,200,000	0	0	0	130,000
出資	0	50,000	30,000	50,000	4,981,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	4,981,000	3,140,000
建設積立資産繰入れ	0	0	0	3,140,000	57,200,000
有価証券購入	28,720,000	240,000	27,583,000	657,000	20,333,731
支払利息その他	5,419,762	5,469,364	3,416,598	6,028,007	37,545,406
4 期末資金有高	39,592,275	33,647,794	39,499,374	37,545,406	

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見は次のとおりである。

平成4年2月

郵政大臣

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算」という。)は、おおむね適当なものと認められる。

平成4年度は、協会が平成元年度に策定した「平成2～6年度経営計画」(以下、「経営計画」という。)の中間年度にあたるが、協会は、受信料額を予定どおり据え置くとともに経営計画を上回る事業収支差金を計上している。

また、協会は、視聴者の期待と要望にこたえ、調和のとれた多様な放送番組の提供を行い、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信料額の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な運営と活性化を図ることとしている。

協会は、収支予算等の実施に当たっては、我が国の放送の多メディア・多チャンネル化の進展及び激動する国際情勢における放送の役割の増大という情勢の下において協会の役割が高まっていること、協会の財政が受信者の負担する受信料を基礎としていることなどを改めて認識し、国民の理解と信頼を得る事業運営を行っていくことが必要である。

なお、特記すべき事項は、次のとおりである。

1 収支予算

(1) 一般勘定

事業収入における事業収入5,404億円のうち、受信料収入は5,165億円(事業収入全体の95.6%)であって、前年度収支予算に比して176億円(3.5%)増加している。これは、平成4年度初頭の有料契約件数を3,305万件、平成4年度内増加件数を40万件と見込んだものを基礎とし、過去における契約総数及び衛星契約の増加傾向に照らして計上されたものであるが、経営計画に比して事業収入で

3億円、受信料収入で84億円下回っており、協会は、この受信料収入を確保することが必要である。他方、事業収支における事業支出5,132億円は、前年度収支予算に比して263億円(5.4%)増加しており、特に、国内放送費については、放送番組の充実・向上に対応するための番組制作費等の増加により、200億円(12.0%)増加している。しかしながら、事業支出総額としては、業務の効率化及び減価償却費・財務費の減等により、経営計画に比して115億円下回っており、また、前年度収支予算における事業支出の伸び(8.7%)に比してその伸びが抑えられているものであり、妥当な計上と認められる。協会は、その財政を長期的に安定させるためにも、業務の効率化及び組織・要員の見直し等により経費の節減に努めることが必要である。

事業収支差金は272億円を計上しており、前年度収支予算に比して286億円減少している。これは、前年度収支予算においては名古屋放送会館新設に伴う特別収入があったこと、収入全体の9割以上を占める受信料収入の伸びに対し番組制作費・契約収納費・調査研究費等全般的な事業経費の伸びが大きいことによるものである。

なお、経営計画に比した場合は、事業収支差金は112億円増加している。

また、事業収支差金の処分予定の内訳については、債務償還充当・建設積立資産繰入れのための資本支出充当に203億円、翌年度以降の財政安定のための繰越金に69億円となっており、妥当な計上と認められる。

資本収支においては、資本収入及び資本支出とも951億円を計上しており、衛星放送の継続的・安定的実施のための補完衛星の製作・打上げの着手金として建設積立資産から50億円戻し入れ、建設費に充当することとしている。資本収入のうち、放送債券発行による収入は、前年度収支予算と同額の60億円であり、長期借入金金は、前年度収支予算に比して47億円減の44億円である。他方、資本支出のうち、建設費は前年度収支予算に比して50億円増の678億円であり、資本収支は妥当な計上と認められる。

補完衛星の運用開始を予定している平成6年度以降は、受信料算定の基礎となる事業収支において、補完衛星の減価償却費等の費用が計上されることとなる。現在の衛星付加料金の算定に当たっては、平成2年2月に打ち上げに失敗した補完衛星(BS-2X)の製作・打上げにかかる経費が見込まれており、協会は、これを平成6年度以降の補完衛星の費用として充てるとともに、業務の効率化等に努めることにより、補完衛星の打上げが受信者の負担増とならないようにすることが必要である。

(2) 受託業務等勘定

受託業務等勘定においては、放送法第9条第3項に係る協会の保有する設備の賃貸及び放送番組制作の受託等の業務の収支として、事業収入6億4千万円、事業支出5億6千万円、事業収支差金8千万円を計上している。本業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならないとされているが、これは、妥当な計上と認められる。

2 事業計画

(1) 放送網の整備

協会は、テレビジョン放送・ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、衛星放送設備・テレビジョン放送網・ラジオ放送網の整備を進めることとしている。

衛星放送設備については、衛星放送の継続的・安定的実施をより確実にするための補完衛星の打上げ(平成6年目途)に関する準備を取り進めることとしている。我が国の衛星放送は平成2年8

月28日に打ち上げられた放送衛星3号—a (BS—3a) 及び平成3年8月25日に打ち上げられた放送衛星3号—b (BS—3b) により実施されているが、BS—3aについては、打上げ後発生電力が予定を下回る不具合を生じている。このため、BS—3a及びBS—3bのみでは現在の衛星放送を継続的・安定的に実施するための信頼性を十分有するとは言えず、衛星放送の信頼性を維持するためには補充衛星を早期に打ち上げることが有効であると考えられるが、協会は、業務の効率化等に努め、補充衛星の打上げが受信者の負担増とならないようにすることが必要である。

今後、衛星放送が高度化・多様化する国民の情報ニーズにこたえていく基幹的放送メディアのひとつとして発展するとともに、難視聴解消のためのメディアとしての役割を果たしていくためには、協会においても継続的・安定的な衛星放送の実施を図りその充実・普及に資するよう努めることが必要である。

(2) 演奏所の整備

協会は、福岡放送会館及び千代田分館の建設を完了し、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の建設のための諸準備を行うなど演奏所の整備を進めることとしている。

全国の放送会館については、その整備を計画的に行うとともに、地域の情報発信・文化活動の拠点として、今後とも、より一層視聴者に親しまれる開かれた放送会館づくりを推進していくことが必要である。

(3) 国内放送

ア 放送番組の充実

協会は、放送番組について、視聴者の意向を積極的に受け止め、放送番組の充実・刷新を図り、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、豊かな放送番組の提供と公正な報道に努め、また、第25回オリンピック・バルセロナ大会及び第16回参議院議員通常選挙放送の放送番組を特別編成することとしている。

国内放送においては、地上放送では総合放送・教育放送(テレビジョン)、第1放送・第2放送・FM放送(ラジオ)の5波及び衛星放送では衛星第1放送・衛星第2放送の2波による放送のほか、テレビジョン文字多重放送・テレビジョン音声多重放送を行うこととしている。

放送時間(1日平均)は、前年度事業計画とほぼ同様で、総合放送18時間、教育放送18時間、第1放送19時間、第2放送18時間30分、FM放送19時間、衛星第1放送24時間及び衛星第2放送23時間20分(ハイビジョン実験放送終了に伴い1時間増加)であり、総合放送及び第1放送は弾力的な運用を行うこととしている。

地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、テレビの総合放送1日2時間、ラジオの第1放送1日2時間30分及びFM放送1日1時間50分を基本とする放送時間により地域情報番組を提供することとしている。

障害者向け番組については、音声多重放送において視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送において聴力障害者向けの字幕番組を拡充することとしている。

今後、我が国の放送の多メディア・多チャンネル化は一周進展すると考えられ、放送のもつ大きな社会的・文化的影響からも放送番組の質的な充実・向上が望まれている。放送番組については、今後とも、公共放送としての使命にかんがみ、視聴者会議等の視聴者関係業務を通じて視聴者の意向を十分に把握するとともに、協会の保有メディアの特質を生かした豊かな放送番組の提供と公正な報道を行い、放送番組の充実・向上に努めることが必要である。

また、衛星第2放送においては、今後とも、放送普及基本計画に定める難視聴解消を目的とする放送を十分確保していくことが必要である。

イ 国際化への対応

協会は、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供することとしている。

映像による映像の放送番組の提供に努めるなどして、映像による諸外国との放送番組の交流を積極的に推進することが必要である。

ウ ハイビジョン

ハイビジョンは、我が国が世界に先駆け開発した高精細度テレビジョンであり、平成3年11月25日から(社)ハイビジョン推進協会により世界初のハイビジョン試験放送が1日8時間程度開始されたところである。

協会は、このハイビジョン試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的にを行い、ハイビジョンの普及促進に努めることとし、ハイビジョン試験放送に対する番組提供及びソフト開発・制作を行うこととしている。

協会は、今後とも、ハイビジョンの円滑な発達・普及を図るために、これまでのハイビジョン実験放送等で蓄積した技術的経験・番組制作ノウハウを生かし、試験放送に番組を提供するとともにその番組の充実にも努め、積極的にハイビジョンソフトの開発・制作を行うことが必要である。

(4) 国際放送

協会は、茨城県八俣送信所の送信設備を整備・拡充するための負担を行うとともに、欧州地域の受信改善に資するため、新たにイギリスの中継局を活用して欧州向けの国際放送を充実することとしている。

この結果、我が国の国際放送の放送時間は、前年度末には1日48時間であったものが平成4年度末には1日52時間30分に拡充されることとなる。

激動する国際情勢の中で諸外国の日本に対する正しい理解を促進し、併せて海外在留の日本人に対して必要な情報を提供するため、国際放送の果たす役割は増大しており、協会は、今後とも、国際放送の一層の充実・強化に努めることが必要である。

(5) 営業活動

協会は、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・積極的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図ることとしており、有料受信契約の平成4年度内増加は、契約総数は40万件、衛星契約は152万件を計画している。これは、前年度事業計画に比して契約総数の増加は同数であるが、衛星契約の増加は7万件上回るものである。

口座振替及び継続振込制度の利用件数は、平成4年度内に160万件の増加を図り、平成4年度末利用率で85.0%を計画しており、前年度事業計画の80.7%を上回っている。

協会は、受信料がその財政の基盤であることから、今後とも、口座振替及び継続振込制度の利用を促進するなどの効率的な営業活動を行うことが必要である。

また、受信料の公平負担と経営の安定化の観点から、受信者の移動管理の徹底、契約の締結及び受信料の収納の促進を図ることが必要である。特に、衛星契約については、今後とも、受信者の確

第二、改定第一項にかき書かれた規定は、(一)利率については、改正後の郵便貯金法第十二条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

貯金法第六十六條ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正)

第五條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第四條第二項前段中「郵政大臣は、」の下に「郵便貯金法第十二條第一項本文の規定により利子を付ける通常郵便貯金について」を加え、「同項の規定により」を「第二條第一項の委託があった通常郵便貯金につき前項の規定により」に、「第二條第一項」を「同條第二項」に改める。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條」を「第四十七條の二」に、「第五十六條」を「第五十六條の二」に改める。

第五條第二項中「傷害特約又は疾病傷害特約(以下「特約」という。)」を「簡易生命保険特約」に改める。

第六條第一項を削り、同條第二項中「疾病傷害特約」を「簡易生命保険特約(以下「特約」という。)」に、「不慮の事故等」を「不慮の事故又は第三者の加害行為(以下「不慮の事故等」という。)」に改め、「受けた傷害」の下に「並びにその者の生存」を加え、同項を同条とする。

第十八條及び第十九條を次のように改める。

(特約)
第十八條 特約においては、被保険者(家族保険及び夫婦年金保険の保険契約にあつては、主たる被保険者及び保険約款に定める被保険者)が

その保険期間中に疾病にかつたとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、保険約款の定めるところにより、次に掲げる事由に対し保険金を支払うほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに對し保険金を支払う。

一 当該疾病又は傷害を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態
二 当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害(常時の介護を要する身体障害の状態を除く。)

三 当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院

四 前三号に掲げるもののほか、当該疾病又は傷害によつて生じた結果

第十九條 削除

第二十條第三項中「傷害特約及び疾病傷害特約」を「特約」に、「千円」を「次に掲げる特約の区分に応じ、それぞれ千円」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十八條第一号又は第二号に掲げる事由(同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。)により保険金の支払をする特約

二 第十八條第三号又は第四号に掲げる事由(同条に規定する保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことを含む。)により保険金の支払をする特約

第三十九條第一項中「又は財形貯蓄保険の保険契約」を「若しくは財形貯蓄保険の保険契約又は終身年金保険、定期年金保険若しくは夫婦年金保険の保険契約で特約を付するもの」に、「第五條第一項の契約」を「保険契約」に、「保険契約の」を「保険契約特約に係る質問事項につき悪意又は重大な過失によつて事実を告げず、又は真実でないことを告げたときは、特約に係る部分」に改め、同條第二項中「除く」を「除き、特約にあつては、その期間内に保険金の支払の事由が発生し

た場合において、その保険金の支払の事由について同項の解除の原因たる事実の存するときは除く」に改める。

第四十條に次の一項を加える。

4 特約においては、国は、特約に係る保険金(被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことに對し支払うものを除く。以下この項において同じ。)の支払の事由が発生した後その保険金の支払の事由について前條第一項の解除の原因たる事実の存することにより特約の解除をした場合においても、特約に係る保険金(その保険金の支払の事由が発生した後特約の解除までに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金を含む。)の支払をする責めに任ぜず、また、既にその保険金の支払をしたときは、その返還を請求することとができる。ただし、保険契約者又は保険金受取人において、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由の原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第四十一條第一項中「特約が付されている保険契約にあつては主契約に係る保険金受取人とし、」を削り、「定める」の下に「保険金受取人とし、特約にあつては特約に係る」を加える。

第二章第四節中第四十七條の次に次の一條を加える。

(定期保険の保険期間の更新)
第四十七條の二 定期保険の保険契約においては、保険約款の定めるところにより、その保険期間を更新することができる。この場合には、第二十八條及び第三十八條から前條までの規定は、適用しない。

2 前項の規定により保険期間を更新した定期保険の保険契約について、第三十九條第二項、第五十二條第一項、第五十六條第一項(第二号から第四号までを除く。)及び第七十六條第一項の規定を適用する場合には、保険契約の効力発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日と

し、第六十三條において準用する第三十九條第二項、第五十二條第一項及び第五十六條第一項(第二号から第四号までを除く。)の規定並びに第六十四條の規定を適用する場合には、第六十二條第二項の保険金額の増額等変更契約の効力発生の日は更新前の同項の保険金額の増額等変更契約の効力発生の日とする。

3 定期保険の保険契約に付する特約においては、保険約款の定めるところにより、その保険期間を更新することができる。この場合には、第二十八條及び第三十八條から前條までの規定は、適用しない。

4 前項の規定により保険期間を更新した定期保険の保険契約に付する特約について、第三十九條第二項、第五十二條第四項及び第五十六條の二の規定を適用する場合には、保険契約の効力発生の日は更新前の保険契約の効力発生の日とし、第六十六條第一項において準用する第三十九條第二項及び第五十六條の二の規定並びに第六十七條の規定を適用する場合には、第六十五條第二項の特約変更契約の効力発生の日は更新前の同項の特約変更契約の効力発生の日とする。

第四十八條第三項中「特約に係るものを除く。」の支払を「(被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことに對し支払うもの及び特約に係るものを除く。以下この項において同じ。)の支払」に、「(特約に係るものを除く。)」につき「を」に改め、同條第五項中「第三項の下に」及び第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失つた特約(その効力を失うまでに保険金(被保険者の生存中に保険約款の定める期間が満了したことに對し支払うものを除く。以下この項において同じ。)の支払の事由が発生したものに限る。)で、その効力を失わなかつ

たとすれば国において第三十九条の規定による解除をすることができるとするものについては、国は、その効力を失わなかつたとした場合に同条の規定により解除をすることができるとする期間に限り、当該特約の保険契約者（当該特約がその効力を失わなかつたとした場合に保険契約者たる地位を有する者とする。）に対し、当該解除の原因たる事実の存する保険金の支払の事由（その保険金の支払の事由が発生した後に第一項若しくは第二項又は次条の規定によりその効力を失うまでに発生した保険金の支払の事由がある場合には、その保険金の支払の事由を含む。）に係る保険金につき、その支払の免責の請求をすることができ。この場合には、第四十条第四項ただし書の規定を準用する。

第五十二条第四項中「疾病傷害特約」を「特約」に改める。

第二章第六節中第五十六条の次に次の一条を加える。

（特約に係る保険事故の特例）

第五十六条の二 特約においては、保険契約が当該保険契約の効力発生後二年以上継続した場合（第三十九条第一項の規定により国が保険契約の解除をすることができるときは、同条第二項の規定によりその解除権が消滅したときに限る。）において、被保険者が当該保険契約の効力発生前にかつた疾病により第十八条に規定する事由が生じたときは、当該疾病を被保険者が同条の保険期間中にかつたものとみなして、同条の規定を適用する。

第六十三条中「第三十八条から第四十二条まで」を「第三十八条、第三十九条、第四十条（第四項を除く）、第四十一条、第四十二条」に、「第四十八条第二項から第五項まで」を「第四十八条（第一項及び第四項を除く）」に改める。

第六十五条第一項第一号中「特約が付されていない保険契約への」を削る。

第六十六条中「第三十八条」の下に「第三十九条、第四十条第一項及び第四項、第四十一条」を加

え、「及び第四十七条第三項」を「第四十七條第三項、第四十八條第四項から第六項まで、第五十六條の二並びに第六十九條第一項」に改め、後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものについては、第五十六条の二の規定は、準用しない。

第六十六条に次の一項を加える。

2 前項の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七条第一項中「疾病傷害特約」を「特約」に改め、同条第二項中「又は疾病にかかり、その効力発生後に第十八条又は第十九条に規定する結果」を「その効力発生後に第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が特約変更契約のうち特約に係る保険金額を増額するものの効力発生前に疾病にかかり、その効力発生後二年を経過するまでの間（前条第一項において準用する第三十九条第一項の規定により国が特約変更契約の解除をすることができるときは、その解除権が当該契約の効力発生後二年を超えて存続するときは、その二年を超えて存続する間を含む。）に第十八条に規定する事由」に改める。

第七十一条中「達したとき」の下に「特約にあつては同条第四項の支払の免責の請求があつたとき」を加える。

第七十三条第四項中「保険契約の失効後その復活までに被保険者がかつた疾病又は不慮の事故等により受けた傷害について」を「被保険者が保険契約の失効後その復活までに傷害を受け、第十八条に規定する事由が生じたとき、又は被保険者が保険契約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後二年を経過するまでの間（次条において準用する第三十九条第一項の規定により国が保険契約の解除をすることができるときは、その二年を超えて存続する間を含む。）に第十八条に規定する事由が生じたときは、これらの事由に係る」に改める。

第七十五条第三項中「疾病傷害特約」を「特約」に改める。

第八十一条第一項第四号中「保険金」の下に「（被保険者の生存中にその保険期間又は保険約款の定める期間が満了したことにより支払うものを除く。）」を加える。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四十七條」を「第四十七條の二」に改める部分に限る。）及び第二章第四節中第四十七條の次に一條を加える改正規定（第四十七條の二第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特約に関する経過措置）

2 改正前の第六條に規定する傷害特約又は疾病傷害特約（以下「旧特約」という。）であつてこの法律の施行前に効力が生じたもの（この法律の施行前に受けた保険契約の申込み、変更の申込み又は復活の申込みに係る旧特約を含む。）については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十條第三項の規定の適用については、旧特約に係る保険金額は、同項第一号に掲げる特約の区分に係る保険金額であり、かつ、同項第二号に掲げる特約の区分に係る保険金額であるものとみなす。

（定期保険に関する経過措置）

4 第二章第四節中第四十七條の次に一條を加える改正規定（第四十七條の二第一項及び第二項に係る部分に限る。）の施行前に効力が生じた定期保険の保険契約については、改正後の第四十七條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵便法の一部を改正する法律案
「お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案」

郵便法の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 郵便物及びその料金

第一節 通則（第十四条—第二十条）

第二節 通常郵便物（第二十一条—第二十九条）

第三節 小包郵便物（第三十条—第三十一条）

第三章 郵便に関する料金の納付及び還付（第三十二条—第三十九条）

第四章 郵便物の取扱（第四十条—第五十六条）

第五章 郵便物の特殊取扱等（第五十七条—第六十七條）

第六章 損害賠償（第六十八條—第七十五条）

第六章の二 指定調査機関（第七十五条の二—第七十五条の十六）

第七章 罰則（第七十六条—第八十五条の四）

附則

第十九條の三の見出し中「郵便物」を「郵便物等」に改め、同条に次の一項を加える。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて省令で定めるものにあつた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができ。

第二十三条の次に次の二條を加える。

第二十三条の二（定期刊行物の提出） 前条第二項の認可を受けた定期刊行物の発行人は、省令の定めるところにより、郵政大臣に当該認可を受

けた日以後に発行する当該認可に係る定期刊行物を提出しなければならない。

第二十三条の三(監査) 郵政大臣は、省令の定めるところにより、定期に、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの監査を行うものとする。

郵政大臣は、前項の監査のほか、特に必要があると認めるときは、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物が同条第三項各号の条件を具備しているかどうかの監査を行うことができる。

郵政大臣は、省令の定めるところにより、第二十三条第二項の認可を受けた定期刊行物の発行人に対し、前二項の監査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「前条第二項の認可をした」を「第二十三条第二項の認可を受けた」に、「同条第三項の条件を具備しなかつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第二十三条第三項各号の条件を具備しなかつたとき。

二 定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、第二十三条の二の規定による定期刊行物の提出がなかつたとき。

三 定期刊行物の発行人から、正当な理由がなく、当該定期刊行物に関する前条第三項の規定による報告又は資料の提出がなかつたとき。

第四章の章名中「取扱」を「取扱い」に改める。

第六章の二 指定調査機関

(指定調査機関の指定)

第七十五条の二 郵政大臣は、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、第二十三条第二項の認可の申請又は第二十三条の三第一項若しくは第二項の監査に係る定期刊行物が第二十三条第三項各号の条件を具備するかどうか

の判断に必要な調査であつて省令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、調査業務を行うものとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第七十五条の三 郵政大臣は、前条第二項の申請が次に掲げる要件に適合していると認めるときでなければ、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 職員、調査業務の実施の方法その他の事項についての調査業務の実施に関する計画が、調査業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の調査業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る財政的基礎を有するものであること。

三 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務が公正になるおそれがないこと。

四 その指定をすることによつて調査業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

2 郵政大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定調査機関の指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 この法律に規定する罪により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

三 第七十五条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 その役員うちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第七十五条の六第二項の規定による命令

により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

(指定の公示等)

第七十五条の四 郵政大臣は、第七十五条の二第一項の規定による指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所、調査業務を行う事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

3 郵政大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(調査業務の実施義務)

第七十五条の五 指定調査機関は、郵政大臣から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

(役員の選任及び解任)

第七十五条の六 指定調査機関の役員の選任及び解任は、郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 郵政大臣は、指定調査機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又は第七十五条の八第一項の業務規程によらないで調査業務を行つたときは、その指定調査機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十五条の七 指定調査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 調査業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務規程)

第七十五条の八 指定調査機関は、調査業務の実施に関する事項について業務規程を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、省令で定める。

3 郵政大臣は、第一項の認可をした業務規程が調査業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十五条の九 指定調査機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第七十五条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定調査機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、郵政大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十五条の十 指定調査機関は、帳簿を備え、調査業務に関し省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、帳簿の備付け及び保存に関し必要な事項は、省令で定める。

(監督命令)

第七十五条の十一 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査)

第七十五条の十二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、調査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問さ

せることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の休廃止)

第七十五条の十三 指定調査機関は、郵政大臣の許可を受けなければ、調査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 郵政大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十五条の十四 郵政大臣は、指定調査機関が第七十五条の三第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 郵政大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七十五条の三第一項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三 第七十五条の六第二項、第七十五条の八第三項又は第七十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第七十五条の八第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

五 不正な手段により指定を受けたとき。

3 郵政大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により調査業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞)

第七十五条の十五 郵政大臣は、第七十五条の六第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告した上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(省令への委任)
第七十五条の十六 この章に規定するもののほか、指定調査機関及び調査業務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七十五章第八十五条の次に次の三条を加える。
第八十五条の二(指定調査機関の役員等の罪) 第七十五条の七第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十五条の三 第七十五条の十四第二項の規定による調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八十五条の四 次の各号の一に該当するときは、その行為をした指定調査機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五条の十の規定に違反し、又は同条の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

二 第七十五条の十二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第七十五条の十三第一項の許可を受けないで調査業務の全部を廃止したとき。

附則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案
お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律
お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。
十 地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

附則
この法律は、公布の日から施行する。